

湯沢市自殺対策計画（第2次）

～誰も自殺に追い込まれることのない“生き心地の良い湯沢”を目指して～

令和6年度～令和10年度



令和6年3月
秋田県湯沢市

誰も自殺に追い込まれることのない

“生き心地の良い湯沢”を目指して

平成18年10月に自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて総合的に自殺対策が推進されてきました。その結果、自殺者数は減少傾向となったものの、依然として年間2万人を超える水準で推移しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等で自殺の要因となり得るさまざまな問題が悪化したことなどにより、減少傾向だった自殺者数が増加に転じ、特に小中高生の自殺者数が令和4年は過去最多となっています。



本市の自殺対策については、平成25年度に「湯沢市自殺予防対策市内連絡会議」を立ち上げ、市内の組織横断的な取り組みを強化、関係機関・団体と連携・協力し、さまざまな対策に取り組んできております。その結果、令和2年の自殺率は過去最低の11.9（国：16.4、県：18.0）となりましたが、国の自殺者数の増加と同様、令和3年以降は増加に転じております。

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることとされています。自殺はその多くが「追い込まれた末の死」であることや、自殺対策の本質が生きることの支援にあることから、誰も自殺に追い込まれることのない“生き心地の良い湯沢”の実現を目指し、市民の皆様、関係機関、そして行政が一体となって自殺対策に取り組むことができますよう、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に際しまして、ご協力いただきました関係機関、関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和6年3月

湯沢市長

佐藤 一夫

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1-1	計画策定の背景	1
1-2	計画策定の趣旨	1
1-3	計画の位置づけ	2
1-4	SDGsの視点を踏まえた計画の推進	2
1-5	計画の期間	3
1-6	計画の評価	4

第2章 湯沢市における自殺の特徴と課題

2-1	統計データからみる現状	5
2-2	対策が優先されるべき対象群の把握	5
(1)	男女別・年代別の傾向	5
(2)	勤務・経営関連	7
(3)	同居人の有無	8
(4)	自殺未遂歴の有無	9
(5)	地域自殺実態プロファイルからみた湯沢市の自殺の特徴	9
(6)	自殺関連相談件数	11
2-3	市民健康づくりアンケート結果	12
(1)	調査概要	12
(2)	回答者基本属性	12
(3)	結果	13
2-4	第一次計画の進捗と課題	16
(1)	第一次計画（平成31年～令和5年度）における取り組み	16
(2)	基本施策の現状と課題	17
(3)	重点施策の現状と課題	19

第3章 計画の基本的な方向性

3-1	基本理念	21
3-2	基本方針	21
3-3	自殺対策における連携の考え方	23
3-4	計画の数値目標	23
3-5	総合的な取り組みの推進および関係機関との連携	24
(1)	湯沢市自殺予防対策庁内連絡会議	24
(2)	湯沢市ゲートキーパー研修	25
(3)	自殺のない社会づくり市区町村会への参画	25

第4章 命を支える自殺対策における取り組み

4-1	基本施策	
(1)	地域におけるネットワークの強化	26
(2)	自殺対策を支える人材育成の強化	28
(3)	住民への啓発と周知	30
(4)	生きることの促進要因への支援	32
(5)	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	38
4-2	重点施策	
(1)	高齢者対策	40
(2)	生活困窮者対策	44
(3)	子ども・若者対策	47
(4)	勤務・経営対策	51
(5)	女性対策	52

第5章 自殺対策の推進体制等

5-1	湯沢市自殺予防対策庁内連絡会議委員名簿	56
5-2	雄勝地域自殺「雄湯郷ふれあいネット」構成機関名簿	57
5-3	自殺対策の担当課（計画策定事務局）	58

第6章 参考資料

6-1	自殺対策基本法	59
6-2	自殺総合対策大綱	64
6-3	湯沢市自殺予防対策庁内連絡会議設置要綱	99
6-4	雄勝地域自殺予防「雄湯郷ふれあいネット」設置要綱	100
6-5	湯沢市自殺対策計画策定経過	101

第1章

計画策定の基本的な考え方



第1章 計画の基本的な考え方

1-1 計画策定の背景

我が国の自殺者数は平成10年以降、14年連続で年間3万人を超える深刻な状況にありました。

平成18年10月に自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会問題」として認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進されました。その結果、自殺者数は減少傾向がみられましたが、新型コロナウイルス感染症による影響を強く受けた令和2年は11年ぶりに増加に転じ、その後も依然2万人を超える状況が続いています。

平成28年4月に施行された改正自殺対策基本法では、自殺対策における地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に係る必要な支援を受けることができるよう、全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

本市においても平成31年3月に「湯沢市自殺対策計画」を策定し、自殺を取り巻く課題把握、自殺対策に係る事業を「生きる支援事業」とし、関係機関と連携を図りながら取り組みを行ってきました。このたび、計画期間が満了したことを受け、「湯沢市自殺対策計画（第2次）」を策定し、より一層の充実を図ります。

1-2 計画策定の趣旨

湯沢市では「人のつながりで磨かれる、^{エネルギー}熱あふれる美しいまち」を目指して、第2次湯沢市総合振興計画（平成29年度～令和8年度）を策定しました。その基本理念のひとつに、「安心と幸せがある、豊かなまちへ育てる」ことを掲げています。

また、湯沢市総合振興計画の第2章「健康と暮らしを共に支え合う笑顔があふれるまち」の具体的な個別施策として、いきいき湯沢21（第3次）（令和6年度～令和17年度）を策定し、重点分野の1つ、心の健康の中に自殺予防を位置づけています。

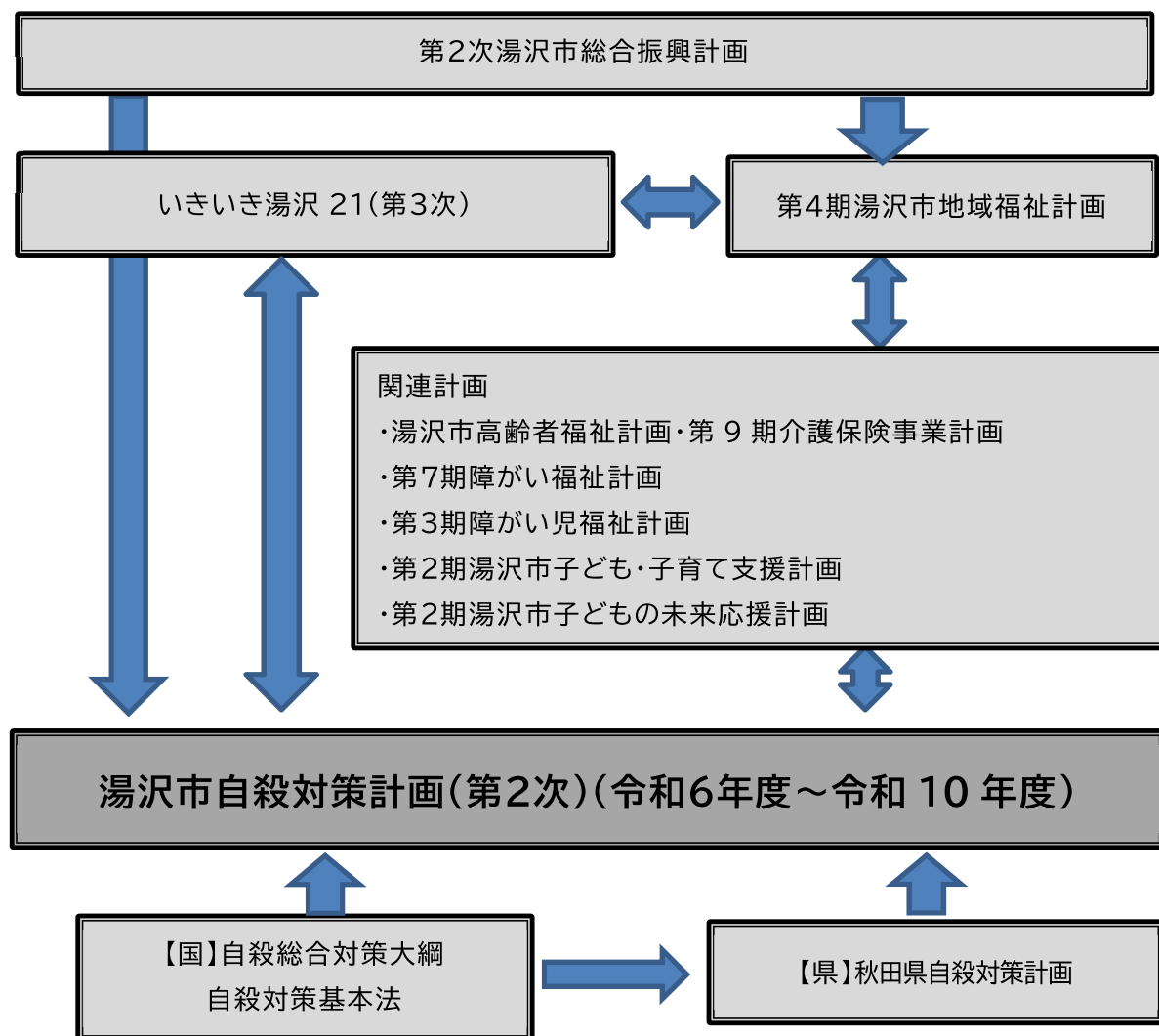
自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、さまざまな社会的要因があることが知られており、その多くは防ぐことのできる社会的な問題です。

本市では、市民一人ひとりがかけがえのない「いのち」の大切さを考え、人と地域の絆を強めていく中で、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことで「誰も自殺に追い込まれることのない“生き心地の良い湯沢”の実現」を目指します。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、国の「自殺対策基本法」の基本理念や「自殺総合対策大綱」の基本認識や方針を踏まえ、湯沢市の自殺対策に係る行動指針を示すものです。

また、第2次湯沢市総合振興計画、およびいきいき湯沢21（第3次）を上位計画とし、「誰も自殺に追い込まれることのない“生き心地の良い湯沢”の実現」を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。



1-4 SDGsの視点を踏まえた計画の推進

本市の総合振興計画においては、基本目標を実現するため、分野ごとにSDGsの17の目標を関連付け、併せて「誰一人取り残さない」持続的な社会の発展を目指すこととしています。

自殺対策は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指すSDGs理念と合致するものであることから、SDGsの達成に向けた政策としての意義を持ち合わせるものです。



SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ※」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

※ アジェンダ：人間・地球および繁栄のための行動計画としての宣言および目標

1-5 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とします。

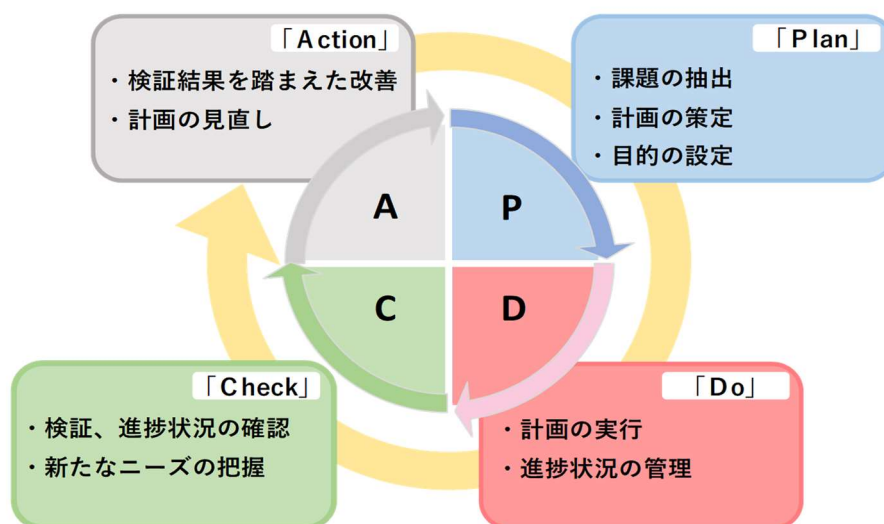
	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)
総合計画	第2次総合振興計画（後期）					第3次総合振興計画	
地域福祉計画	第3期地域福祉計画		第4期地域福祉計画				
自殺対策計画	自殺対策計画		自殺対策計画（第2次）（本計画）				
子ども・子育て支援事業計画	第2期子ども・子育て支援事業計画			第1期 こども計画			
子どもの未来応援計画	第1期	第2期 子どもの未来応援計					
障害福祉計画	第6期 障がい福祉計画		第7期 障がい福祉計画		第8期 障がい福祉計画		
障がい児福祉計画	第2期 障がい児福祉計画		第3期 障がい児福祉計画		第4期 障がい児福祉計画		
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画		高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画		高齢者福祉計画 第10期介護保険事業計画		
健康づくり21計画	いきいき湯沢21 (第2次)		いきいき湯沢21 (第3次)				

1-6 計画の評価

本計画で示す目標を達成するためには、市民、関係機関などの理解と協力を得ながら着実に各種施策の推進を図ることが重要です。このため、目標設定にあたっては、できるだけ数値化した指標を用いて計画の進捗状況が目に見えるように工夫します。

また、計画期間中は、取り組みについてPDCAサイクルによる適切な進捗管理を行います。そして、最終年度には施策の推進に反映させるため、総合的な評価を行います。

なお、目標の評価にあたっては、目標の達成状況や社会情勢の変化などを踏まえた見直しを行います。



第2章

湯沢市における自殺の特徴と課題



※自殺統計については、人口動態の統計資料、厚生労働省の自殺の基礎資料、自殺総合対策推進センターの地域自殺実態プロファイルから得られた資料に基づいています。

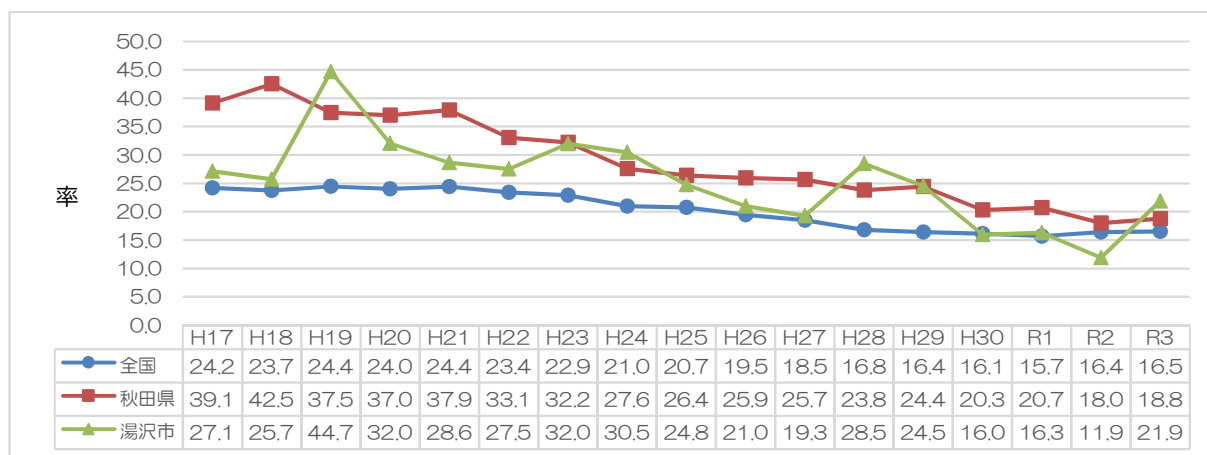
第2章 湯沢市における自殺の特徴と課題

2-1 統計データからみる現状

【自殺死亡率】

湯沢市における人口10万人当たりの自殺死亡者数を表す自殺死亡率（以下「自殺率」という）は、平成19年をピークに増減を繰り返し、平成30年、令和2年には全国を下回りました。しかし、令和3年は増加に転じています。（図1）

図1 自殺率の比較



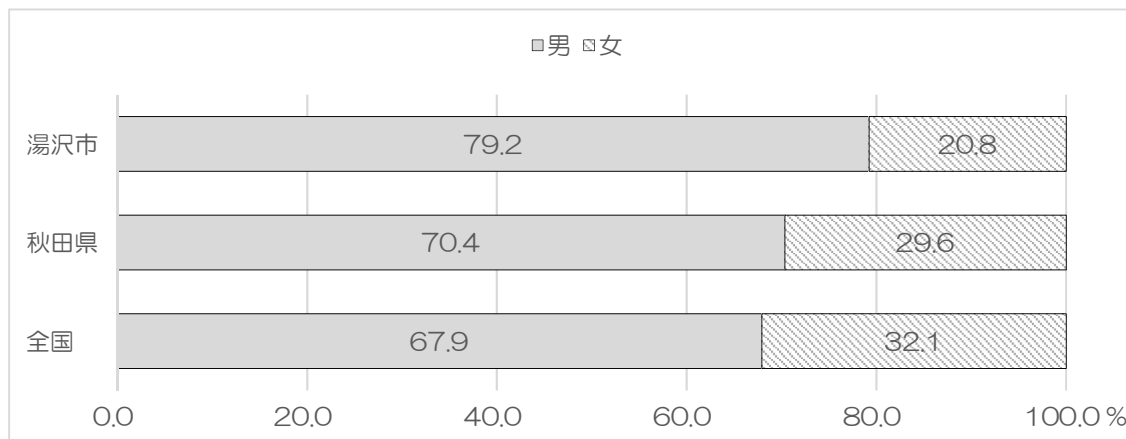
出典：厚生労働省 人口動態統計資料

2-2 対策が優先されるべき対象群の把握

(1) 男女別・年代別の傾向

自殺者の性別割合は、平成29年～令和4年の合算で見ると、男性は42人（79.2%）、女性は11人（20.8%）です。秋田県や全国と比較すると、男性の割合が高くなっています。（図2）

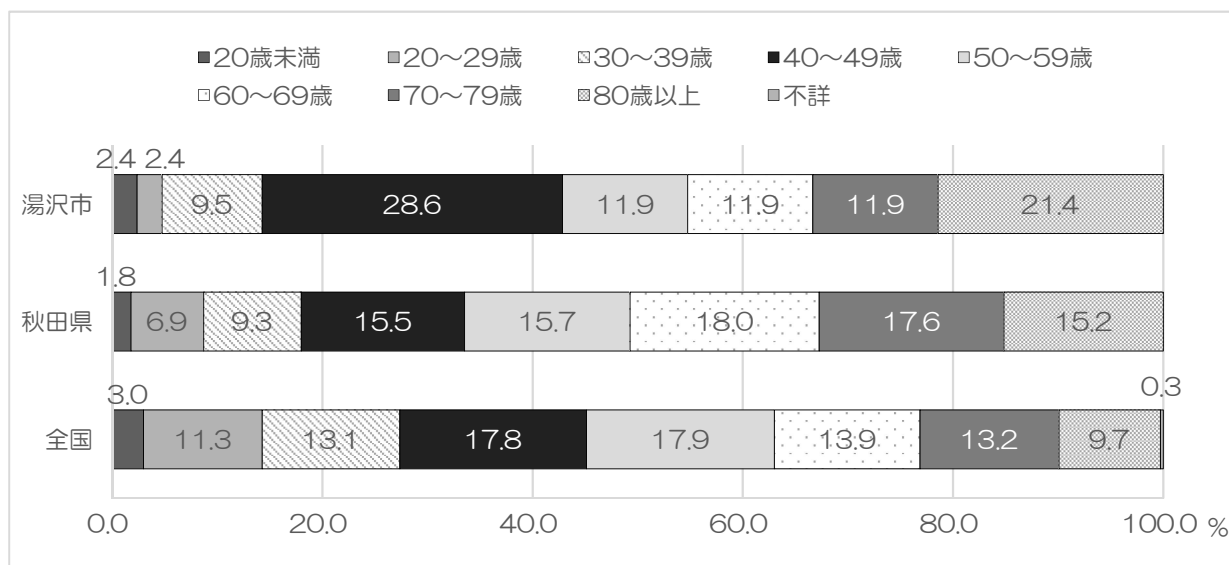
図2 自殺者の性別構成比(平成29年～令和4年合算)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

男性は40歳代の割合が一番高く28.6%を占めています。ついで80歳以上(21.4%)となっています。全国と比較すると、20歳代、50歳代男性は割合が低くなっています。(図3)

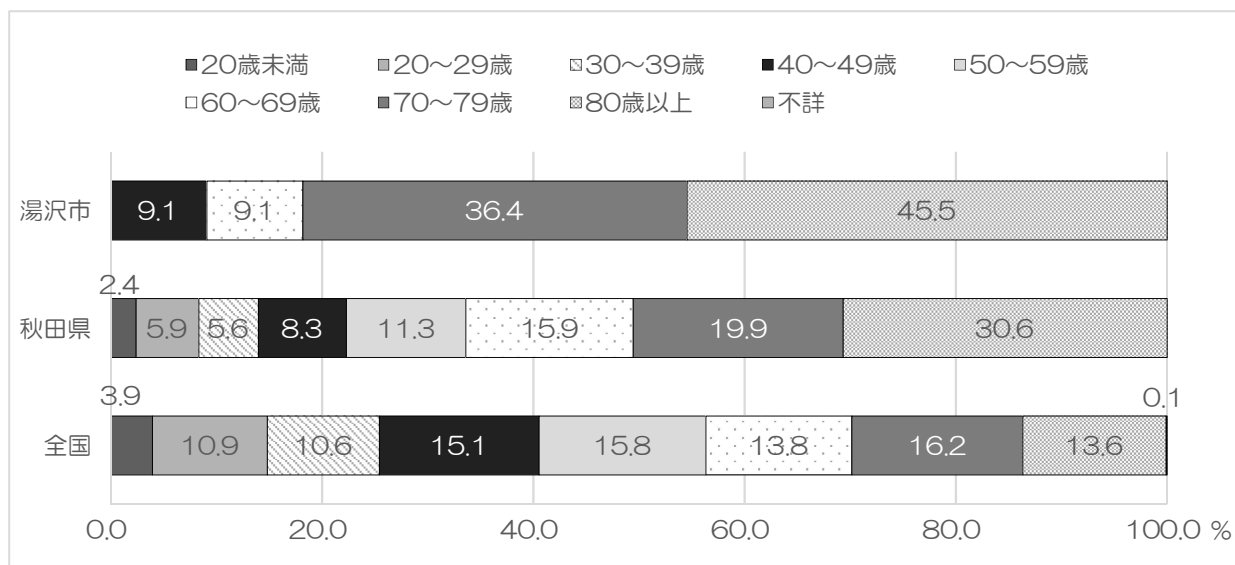
図3 男性年代別の自殺者割合(平成29年～令和4年合算)



出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

女性は秋田県や全国と比較して70歳代、80歳代が多く、全体の81.9%が70歳代以上を占めています。20歳未満、20歳代、30歳代の自殺者は0%です。(図4)

図4 女性年代別の自殺者割合(平成29年～令和4年合算)



出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

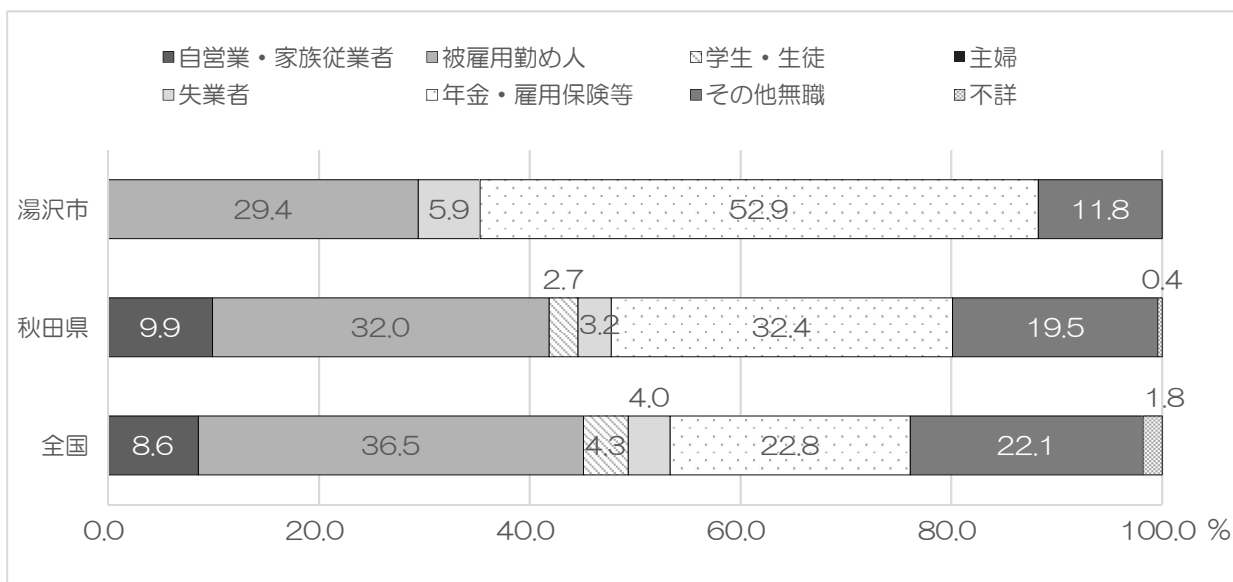
(2) 勤務・経営関連

①自殺者の職業

男性の職業は「年金等受給者」が 52.9%で最も多く、ついで「被雇用者・勤め人」29.4%でした。(図5)

(但し、市のデータは平成 30 年、令和 2 年、令和 3 年の 3 か年で割合を算出)

図5 男性自殺者の職業(平成 29 年～令和3年)

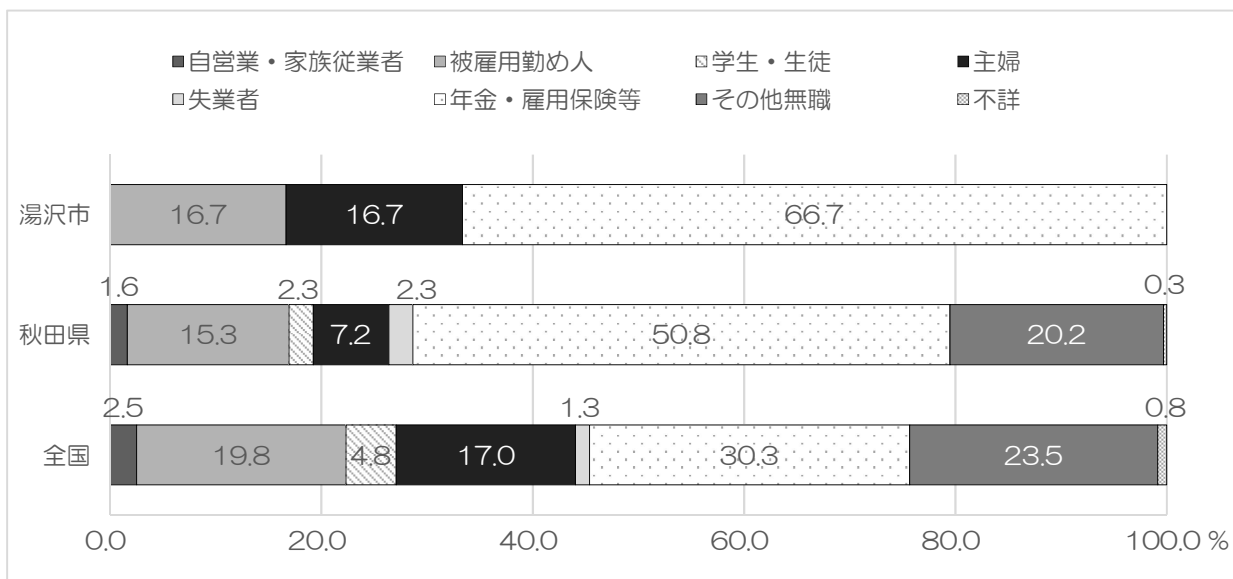


出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

女性の職業は「年金等受給者」が 66.7%で最も多く、ついで「被雇用勤め人」「主婦」が 16.7%でした。(図6)

(但し、市のデータは平成 30 年、令和 2 年、令和 3 年の 3 か年で割合を算出)

図6 女性自殺者の職業(平成 29 年～令和3年)

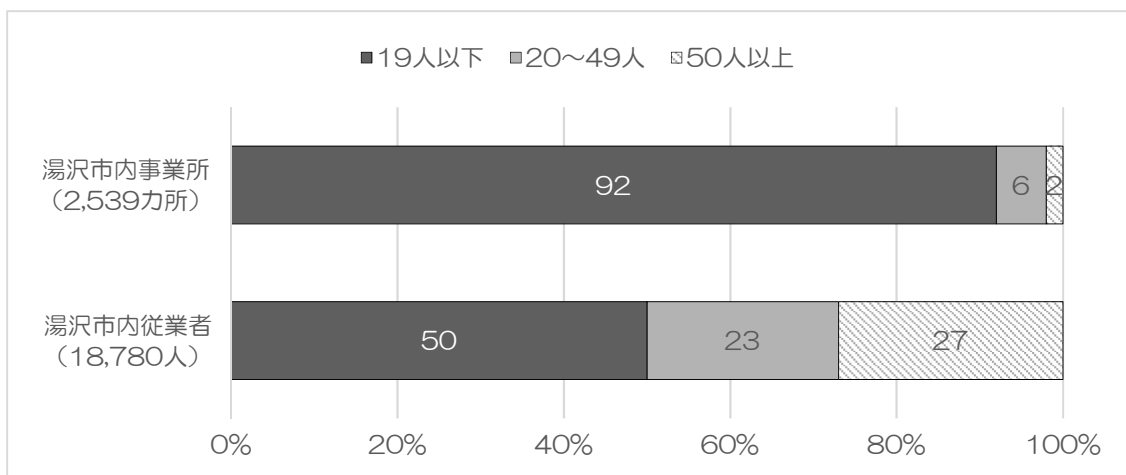


出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

②事業所の規模別事業所数と従業員割合

湯沢市内事業所の92%が従業員19人以下の小規模の事業所です。労働者数50人未満の小規模事業所ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、地域産業保健センター等による支援が行われています。今後も地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけが必要です。(図7)

図7 事業所の規模別事業所割合と従業員割合

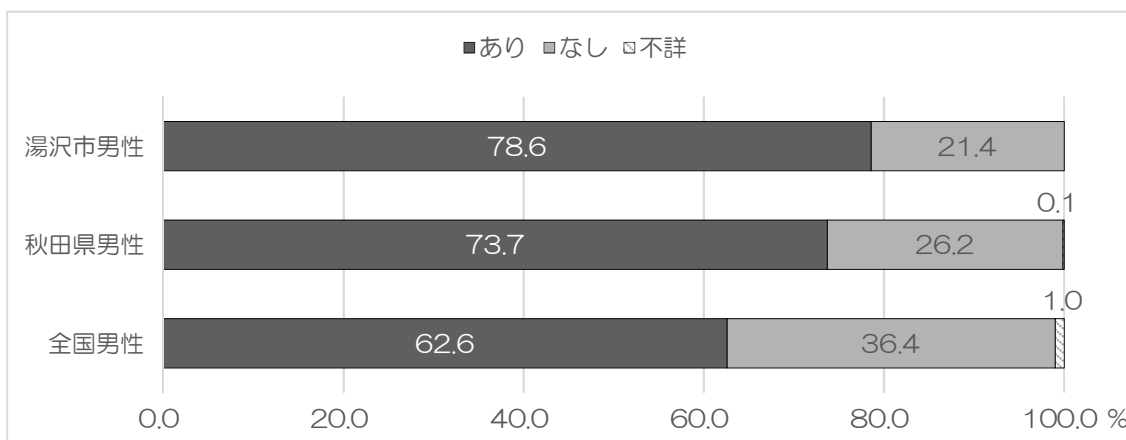


出典:地域自殺実態プロファイル

(3) 同居人の有無

男性自殺者の同居人の有無別割合は、同居人ありが78.6%であり、秋田県や全国と比較して高い傾向がみられます。(図8)

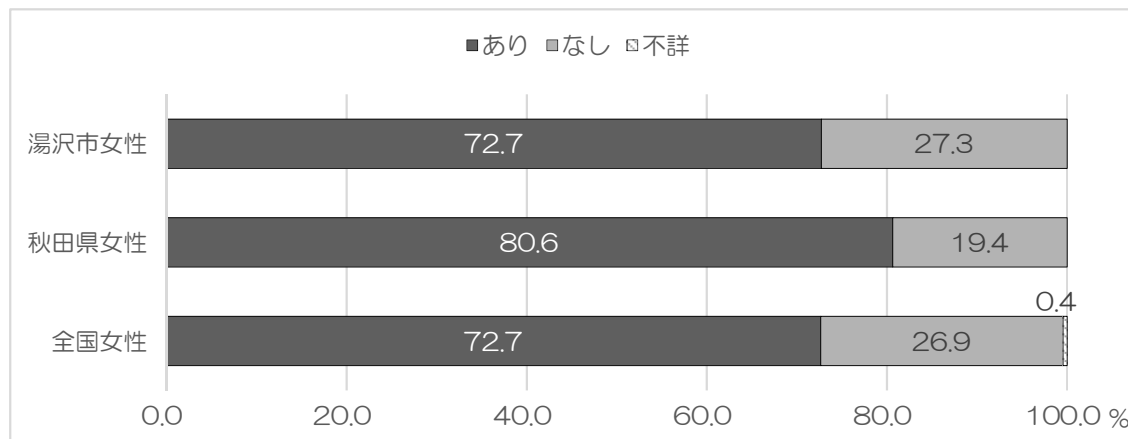
図8 男性同居人の有無(平成29年~令和4年)



出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

女性自殺者の同居人の有無別割合は、同居人ありが72.7%です。同居人ありは全国と同じ割合ですが、秋田県と比較して低い傾向がみられます。(図9)

図9 女性同居人の有無(平成29年～令和4年)



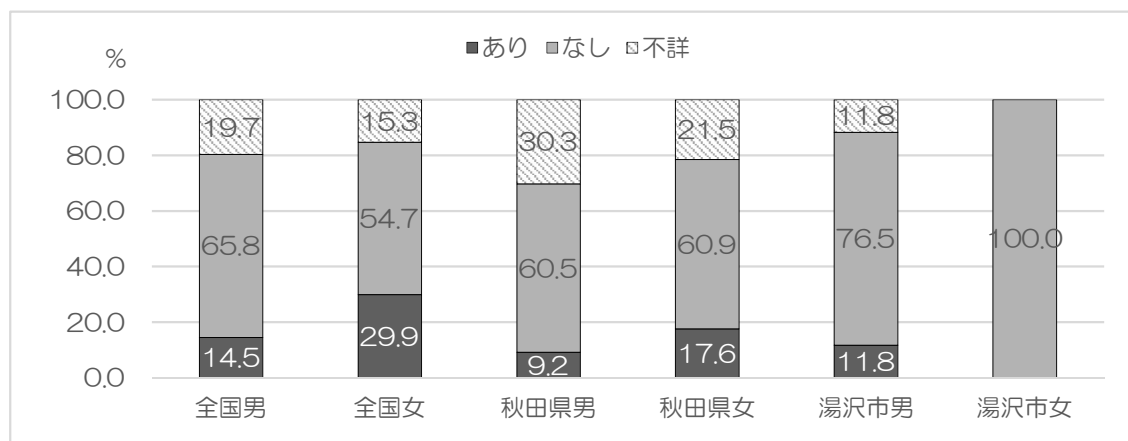
出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(4) 自殺未遂歴の有無

自殺者のうち、湯沢市、秋田県、全国の男女において自殺未遂歴がない者がある者を上回っています。

(但し、市のデータは平成30年、令和2年、令和3年の3か年で割合を算出)

図10 自殺者の未遂歴の有無(平成29年～令和3年)



出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(5) 地域自殺実態プロファイルからみた湯沢市の自殺の特徴

1位～4位までが男性を占め、無職者が多い傾向です。また、家族構成は同居人ありが多くを占めています。

40～59歳無職同居の男性は自殺率304.5と非常に高く、ついで60歳以上無職独居の男性が123.7となっています(表1)。

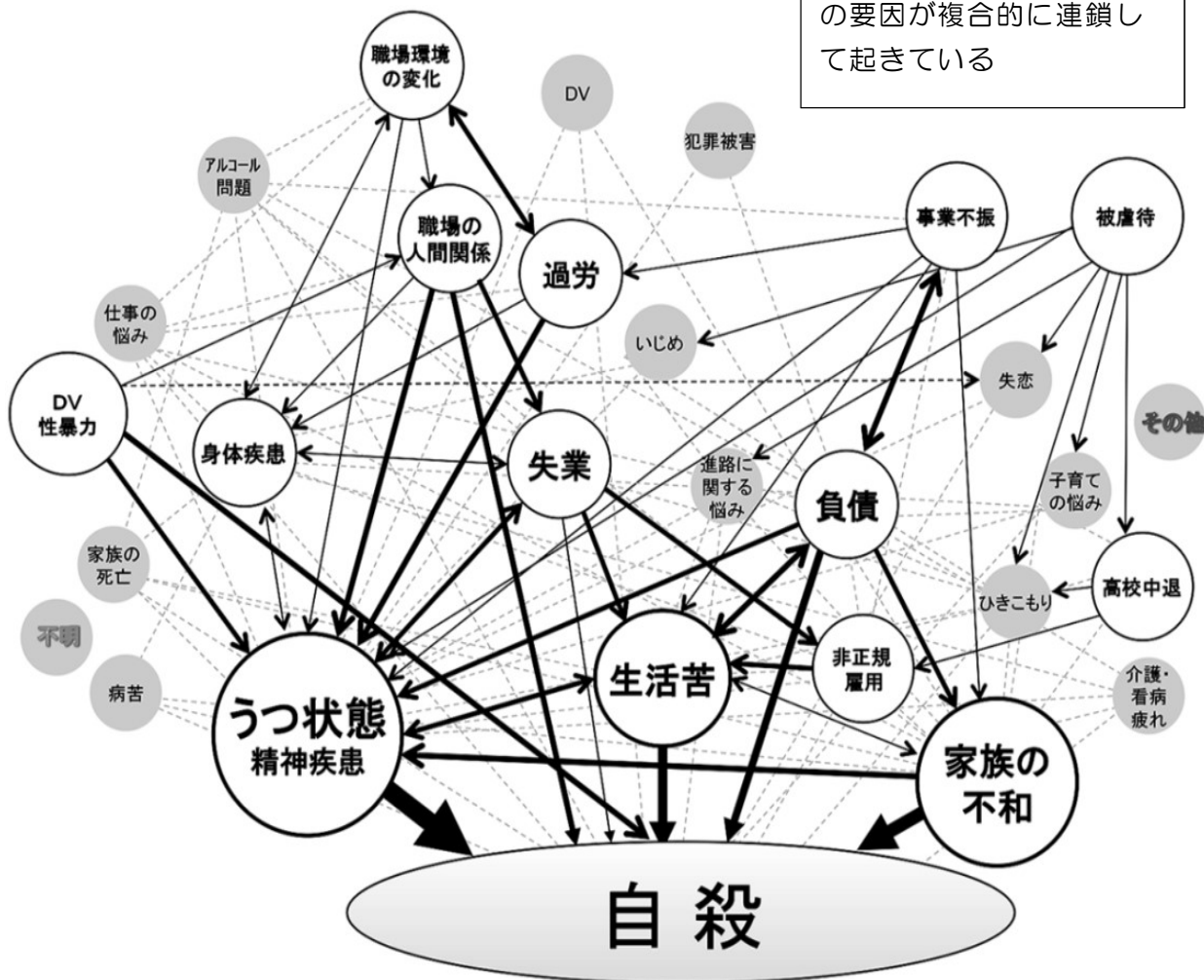
地域自殺実態プロファイルでは推奨される重点パッケージとして「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」「勤務・経営」が挙げられています。

表1 湯沢市の主な自殺の特徴(平成29年～令和3年)

上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合 (%)	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の 危機経路
1位 男性 60歳以上無職同居	9	22.0	45.0	失業(退職)→生活苦+介護の悩み (疲れ)+身体疾患→自殺
2位 男性 40～59歳無職同居	6	14.6	304.5	失業→生活苦→借金+家族間の不和 →うつ状態→自殺
3位 男性 40～59歳有職同居	5	12.2	22.8	配置転換→過労→職場の人間関係の 悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位 男性 60歳以上無職独居	4	9.8	123.7	失業(退職)+死別・離別→うつ状態 →将来生活への悲観→自殺
5位 女性 60歳以上無職同居	4	9.8	10.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

出典:地域自殺実態プロフィール

<参考>自殺の危機経路(自殺に至るプロセス)



出典:地域自殺実態プロフィール

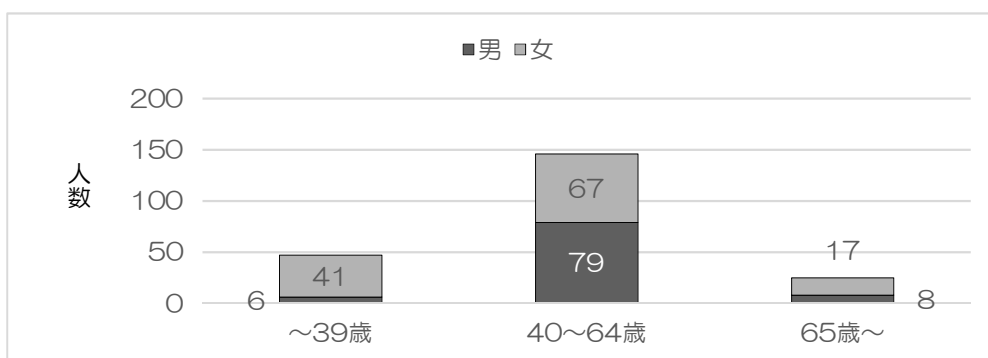
(6) 自殺関連相談件数

①臨床心理士による心の健康相談会

メンタルヘルスの専門家である臨床心理士による相談会を開催することで、ひとりで悩むことなく、気軽に相談できる場を提供します。自殺の兆候のある人や悩みを抱える相談者に対し、的確・迅速な対応を図ることで自殺の防止につなげることを目的としています。

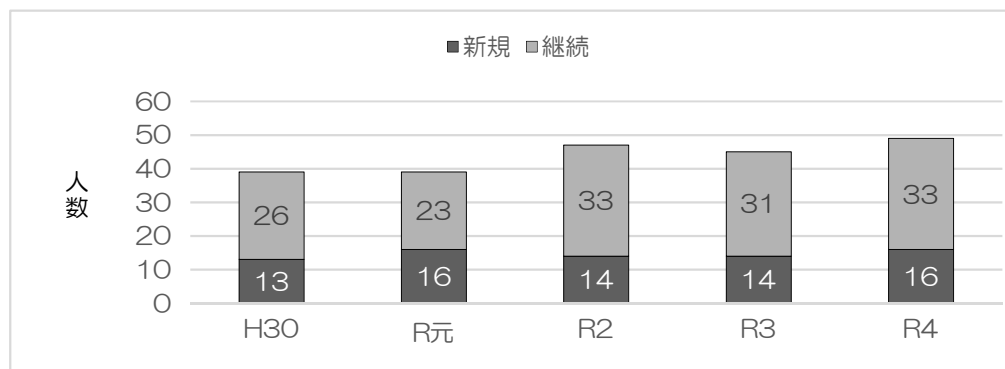
利用者の傾向としては40歳～64歳の年代が多く(図11、図12)、相談内容としては自分の体調、家族関係、対人関係、生活全般が多い傾向にあります。1人が抱える問題が複雑かつ複数にわたるケースが多く、相談内容に応じて関係機関につなぐことで、抱える悩みに対応しています。(図11、図12)

図11 男女別年齢別利用者数(平成30年度～令和4年度)



出典:健康対策課

図12 利用者新規・継続区分(平成30年度～令和4年度)



出典:健康対策課

②保健師による心の健康相談・家庭訪問(平成30年度～令和4年度)

心の不調や抑うつ傾向にある市民に対し、市の保健師が電話や面接で相談に応じ、必要に応じて適切な機関へつないでいます。(件数)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
相談(延)	347	562	819	261	143
訪問(延)	32	12	11	6	5

出典:健康対策課

③こころの体温計

個人のストレス度や落ち込み度が分かるメンタルヘルスチェックシステムを平成26年11月から運用しています。市HP上に掲載し、スマートフォン、パソコンから健康状態や人間関係、住環境などの簡単な質問に答えることでメンタルヘルスの状況を自己判断できる方法を提供し、心の健康づくりに役立てるようにしています。

年度	総アクセス数
H30年度	11,955
R元年度	9,645
R2年度	7,473
R3年度	7,225
R4年度	9,281

2-3 市民健康づくりアンケート結果

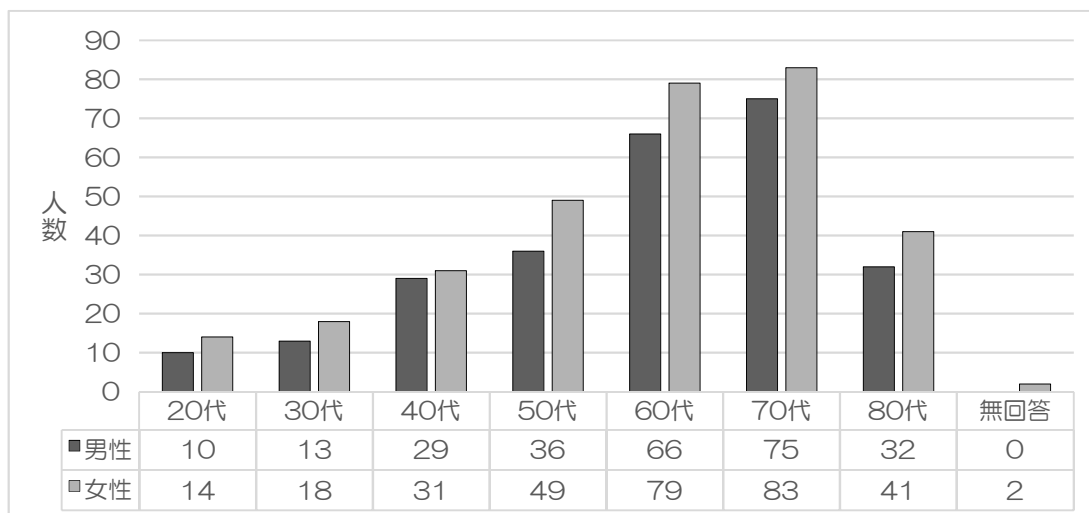
市民の生活習慣や健康意識を把握するため、健康意識調査をしました。

(1) 調査概要

調査名	令和5年度 湯沢市 健康づくり意識調査		
調査対象	湯沢市に在住する20歳代～80歳代までの男女個人		
調査期間	令和5年4月3日～4月17日		
調査方法	郵送法またはネット回答		
回収状況	アンケート配布数	有効回答数	有効回答率
	1,200通	578通	48.9%

(2) 回答者基本属性

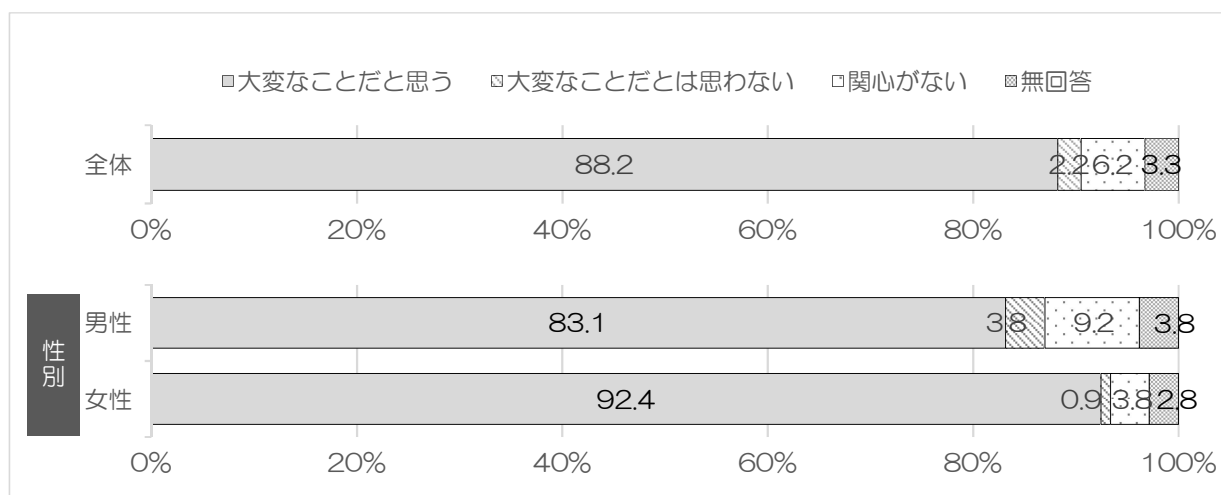
【年齢・性別回答者数】



(3) 結果

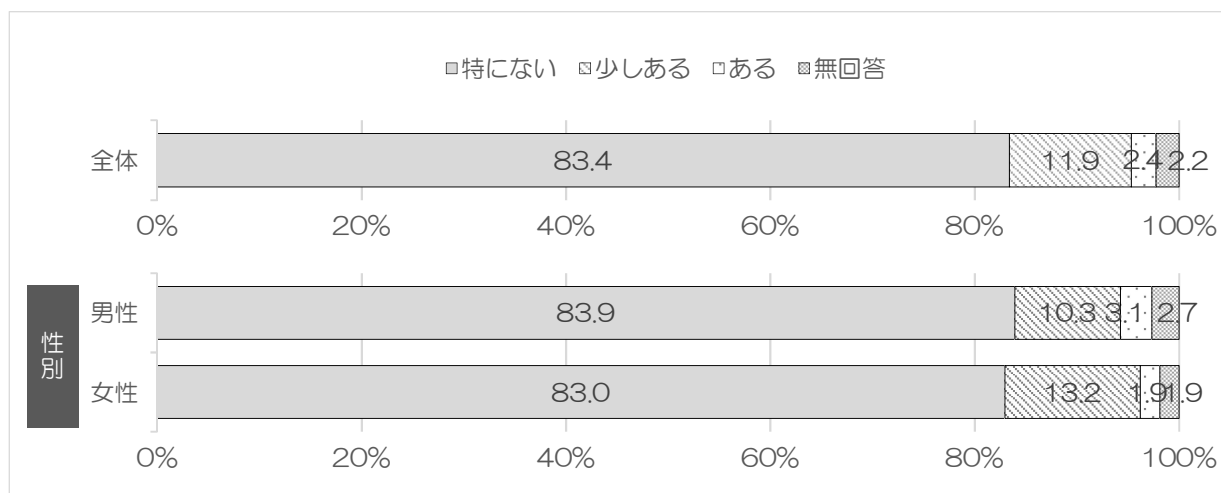
①秋田県の自殺死亡率は全国平均よりも高いことについてどう感じるか

- ・「大変なことだと思う」と回答したのは女性が多く、92.4%となっています。
- ・「関心がない」と回答したのは男性に多く、女性の約 2.5 倍の 9.2%となっています。



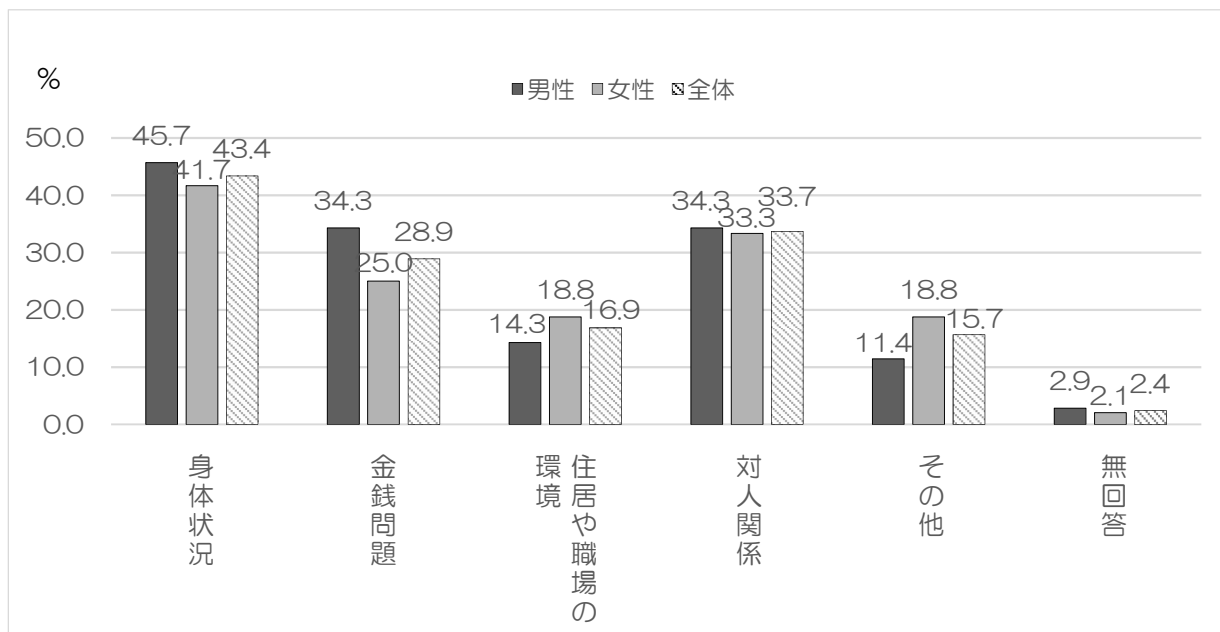
②最近（1カ月程度）、死を考えたことがあるか

- ・最近死を考えたことについて、「特にない」と答えたのは、全体で 83.4% となっています。
 - ・「少しある」、「ある」と答えたのは全体で 14.3% となりました。男女別にみると女性の方が少し多く、15.1% となっています。
- また、40代男性は 27.6%（前回調査比 19.3 ポイント増）、30代女性は 38.9%（前回調査比 24.6 ポイント増）と、年代の特徴も見えてきています。



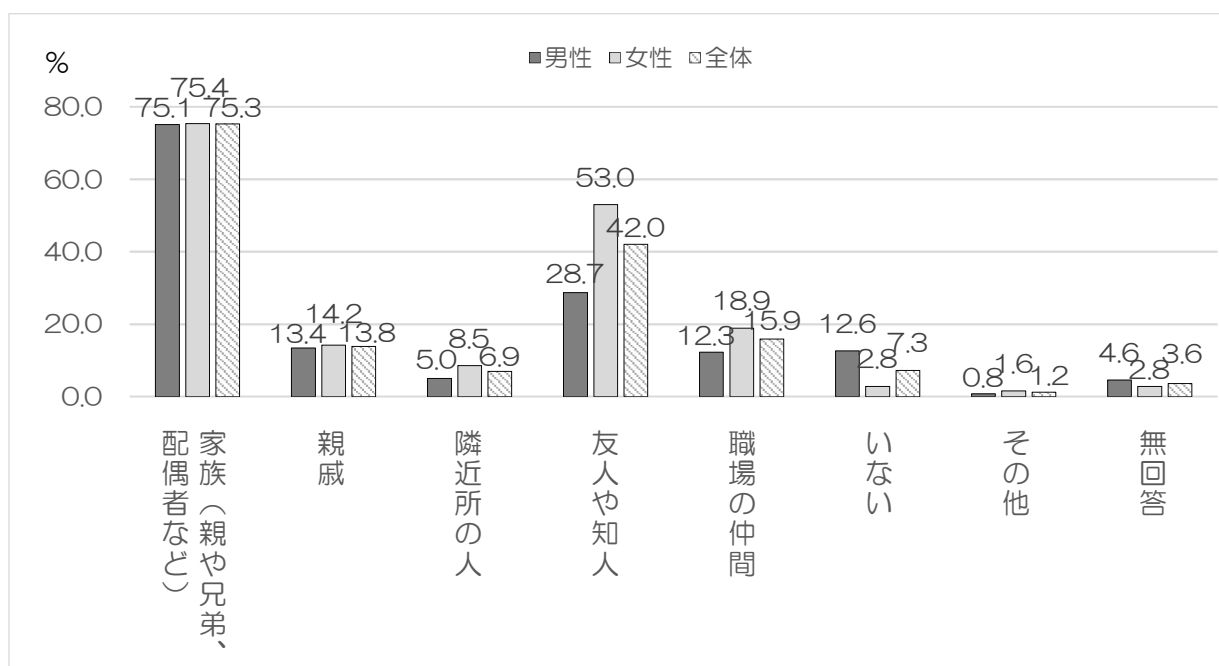
②-1 その理由（②で「少しある」、「ある」と答えた人）

- ・最近死を考えたことについて、「少しある」、「ある」と答えた人の1番多い理由は「身体状況」で、43.4%となっています。次に多い理由は「対人関係」で、33.7%となっています。
- ・「金銭問題」と答えた男性は34.3%と、女性よりの1.3倍となっています。



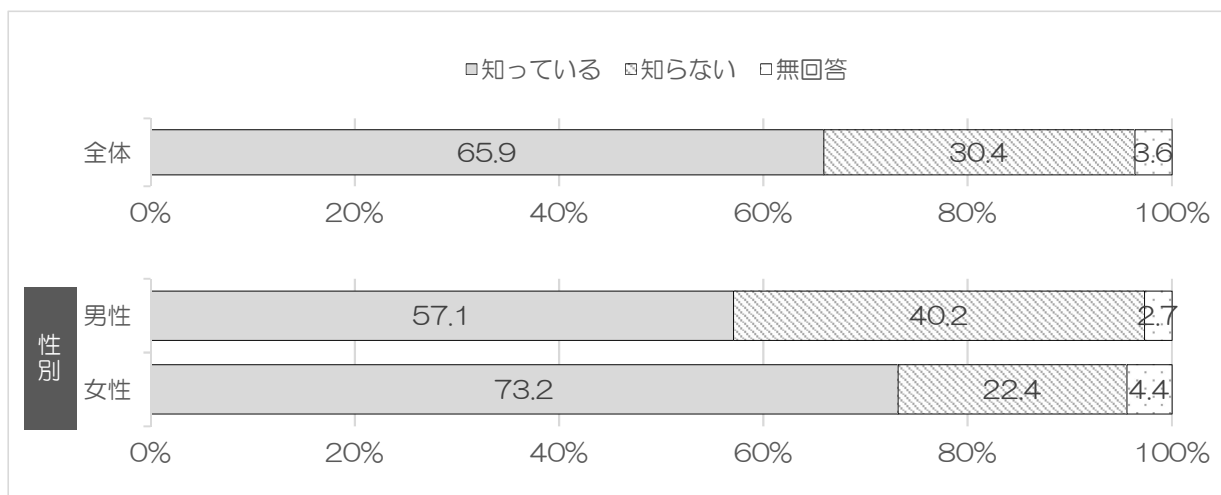
③身近に心配ごとや悩みごとを聞いてくれる人はいるか

- ・心配ごとや悩みごとを聞いてくれる人については、「家族」と答えた人が最も多く、75.3%となっています。
- ・「友人や知人」と答えた人は女性に多く、53.0%と男性の約2倍となっています。
- ・「いない」と答えた人は男性が女性の4.5倍の12.6%となっています。



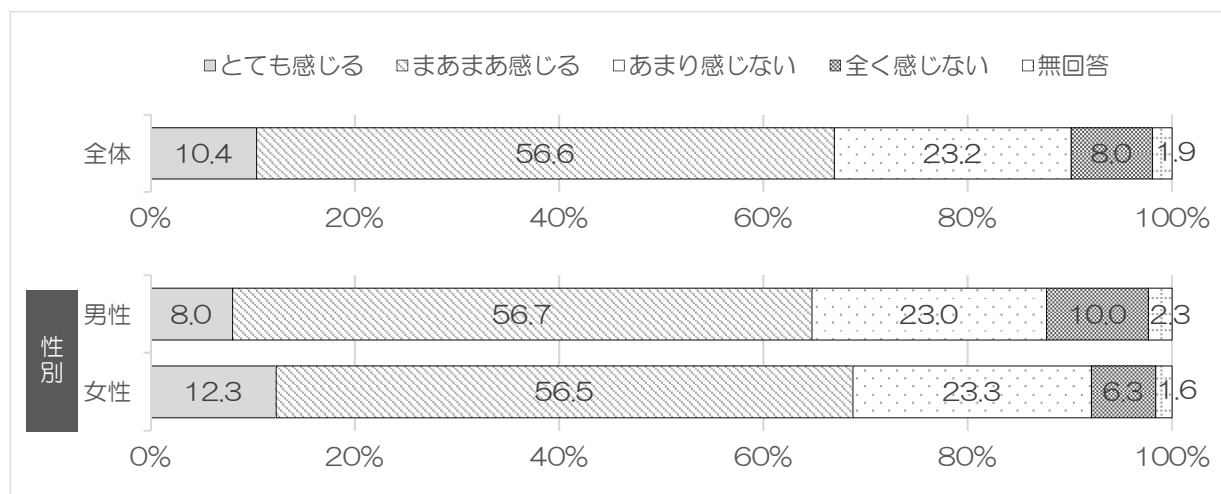
④心の相談ができる相談機関があることを知っているか

- 心の相談ができる相談機関があることを「知っている」と答えた人は女性に多く、73.2%となっています。
- 「知らない」と答えた人は男性に多く、女性の約2倍となっています。



⑤住んでいる地域は、お互いに助け合って生活していると感じるか

- 「とても感じる」、「まあまあ感じる」と答えた人は、全体で67.0%となっています。
- 「あまり感じない」、「全く感じない」と答えた人は、男性が33.0%、女性が29.6%となっています。



2-4 第一次計画の進捗と課題

(1) 第一次計画（平成31年～令和5年度）における取り組み

基本施策	
1	地域におけるネットワークの強化
(1)	地域における連携・ネットワークの強化
(2)	庁内における連携・ネットワークの強化
(3)	特定の問題に対する連携・ネットワークの強化
2	自殺対策を支える人材の育成
(1)	さまざまな職種を対象とする研修の実施
(2)	市民を対象とした研修による人材育成
(3)	自殺予防対策従事者、関係機関・団体を対象とした研修による人材育成
3	住民への啓発と周知
(1)	心の健康づくり・生きる支援についての知識の普及・啓発
(2)	一般市民向け講演会等の開催
(3)	メディアを活用した啓発活動
4	生きることの促進要因への支援
(1)	相談支援体制の充実
(2)	居場所づくり
(3)	自殺未遂者及び遺された人への支援
5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育
(1)	SOSの出し方に関する教育の実施
(2)	SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化
重点施策	
1	高齢者対策
(1)	包括的な支援のための連携推進
(2)	高齢者の健康不安に対する支援
(3)	孤立を防ぎ、社会参加を促す支援
(4)	生活不安を抱える高齢者に対する支援
2	生活困窮者対策
(1)	生活困窮を抱えたハイリスク者の対する支援
(2)	関係機関と連携した相談支援体制の充実
3	子ども・若者対策
(1)	児童、生徒、若者の悩みや課題に対応する支援
(2)	関係機関と連携した支援の充実
(3)	経済的困難を抱える子どもへの支援
4	勤務・経営対策
(1)	労働者・経営者に対する支援及び相談体制の充実

(2) 基本施策の現状と課題

①地域におけるネットワークの強化

湯沢市では、計画策定以前より関係団体との会議への参画と、庁内関係課所による自殺予防対策庁内連絡会議を実施してきました。

今後も継続して参画・実施し、各団体および庁内各課が連携を深めていくことで、どこに相談しても適切な相談場所につなぐことのできる体制を整備していく必要があります。

指標	目標値 (令和5年度)	結果 (令和5年度)	評価
湯沢市自殺予防対策庁内連絡会議の開催	毎年1回	1回	達成
雄湯郷ふれあいネットワーク会議への参画	毎年1回	1回	達成
湯沢雄勝自殺未遂者支援関係者会議への参画	毎年1回	1回	達成

②自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して、誰もが早期に「気づき」、しかるべき対応ができるよう、市職員や福祉・教育等関係者、金融機関や商工関係者、住民を対象としたゲートキーパー養成研修を実施してきました。また、傾聴ボランティア養成講座を開催し、「うつ」や自殺に対する正しい知識や相談援助技術等を学んだ心の健康づくり支援者を養成しています。

指標	目標値 (令和5年度)	結果 (令和5年度)	評価
ゲートキーパー養成研修の開催	5年間で 5団体	6団体	達成
傾聴ボランティア養成者数	200人	217人	達成

③住民への啓発と周知

湯沢市では、自殺に追い込まれる危機が「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った人の心情や背景への理解を深めるとともに、誰かに援助を求めることが適切であるということが共通認識となるように、自殺予防に係る情報を掲載したポスターやリーフレット等の配布や各種講座・イベントの開催等を通じたさまざまな普及啓発活動を行ってきました。

しかし、自殺に対して関心のない人の割合が計画策定時と変化が見られず、今後もより一層の啓発に力を入れていく必要があります。

指標	現状値	目標値 (令和5年度)	結果 (令和5年度)	評価
心の健康づくり、生きる支援のポスターやリーフレット作成・配布、啓発	7,000部	18,500部	15,700部 (コロナによるキャンセルのため)	評価不能
自殺に対して関心のない人の割合	6.2%	減少	6.2%	不変

④生きることの促進要因への支援

核家族化や地域の間人関係の希薄化が進む中、心のよりどころとなる場所が必要であることから、さまざまな世代・対象の方の居場所づくりとなる事業を実施してきました。また、悩みを抱える人を適切な支援につなぐことができるよう、各種相談体制の充実や情報発信を図ってきました。加えて、心身のケアが必要である妊産婦や子育てをしている保護者への支援も充実させてきています。今後、個人・家族を取り巻く環境はますます多様化・複雑化していくことが予想されるため、引き続き居場所づくりと相談窓口の周知を図っていく必要があります。

指標	目標値 (令和5年度)	結果 (令和5年度)	評価
傾聴ボランティアによる傾聴活動	年間48回	年間49回	達成
こんにちは赤ちゃん訪問事業	100%	100%	達成

⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育

コロナ禍の令和2年から開始した中学生対象の「SOSの出し方に関する教育」は、中学校および教育委員会の全面的な協力を得ながら、全中学校での実施を続けています。

今後、家庭環境の多様化・複雑化、核家族化など人間関係の希薄化などにより、児童生徒たちの身近な話し相手、相談相手がさらに減少していくことも考えられます。そのような児童生徒を取り巻く環境の変化を保護者へ啓発するとともに、児童生徒自身が困難やストレスに直面した際に自ら信頼できる大人に相談できるよう、継続的に実施していく必要があります。

指標	目標値 (令和5年度)	結果 (令和5年度)	評価
SOSの出し方教育	中学校6校	中学校6校	達成

(3) 重点施策の現状と課題

① 高齢者対策

高齢者は身体機能の低下から閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域とのつながりを保つための取り組みや地域包括ケアシステムの構築に係る取り組み、健康づくり・介護予防に係る取り組み、社会参加の促進等を推進してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止・規模縮小等を余儀なくされた事業も少なくありません。

今後も引き続き、感染症対策を徹底したうえで、高齢者の心の健康と身体機能の向上を図ることが必要です。また、多方面において高齢者の暮らしを支える人材の育成を推進することが求められます。

② 生活困窮者対策

生活困窮の背景には、健康面、経済面、人間関係等の多様な問題が複合的に絡み合っていることが少なくないため、さまざまな要因に対して包括的に対応することが重要となります。

湯沢市では、さまざまな問題を抱えている生活困窮者に対して、関係機関と連携しながら、相談対応の実施等、個々のケースに応じた生きる支援を行ってきました。

今後も制度の周知を図っていくとともに、生活困窮者自立相談支援窓口において受け付ける新規相談者は複合的な課題を抱えている可能性があるという共通認識のもと、相談者に寄り添い、関係機関が連携して支援を行っていく必要があります。

③ 子ども・若者対策

社会が大きく変化している中、子ども・若者の困りごとや悩みは多様化しています。

湯沢市では、令和2年度から SOS の出し方に関する教育を開始し、自分の困難な状況やストレスに直面した際、周囲の信頼できる大人に相談することを周知してきました。

今後も SOS の出し方に関する教育を継続していくとともに、周囲の親や教師等の大人の気づきを促し、受け止める体制を強化する必要があります。

④ 勤務・経営対策

労働者や経営者は、過重労働、経営不振、社会情勢、職場の人間関係等、さまざまな要因で悩みを抱え、心身の健康を損ないやすいとされています。近年では、被雇用者の職場におけるパワーハラスメントや長時間労働が原因となる自殺の発生もあり、自殺リスクを生まない職場環境の整備が求められています。また、職場での勤務問題をはじめとし、それに伴う家庭の不和、生活困窮などが引き起こされた結果、自殺のリスクが高まってしまうという実態もあります。

湯沢市においては、労働者・経営者に対する支援や相談体制の充実を図るとともに、働き盛り世代のメンタルヘルス対策等、体制を強化する必要があります。

指標	現状値	目標値 (令和5年度)	結果 (令和5年度)	評価
20歳～59歳までの 自殺死亡率を減らす	41.9 (過去5年間の 最高値)	全国平均以下	23.9 (国 20.2)	要努力
60歳以上の自殺死亡 率を減らす	33.2 (過去5年間の 最高値)	全国平均以下	24.0 (国 13.4)	要努力
認知症サポーター養成 講座を受講した人数	5,464人 (平成25～ 29年度)	累計 6,900人	6,126人 (令和5年度 見込み)	要努力
SOSの出し方教育	—	中学校6校	中学校6校	達成

第3章

計画の基本的な方向性



第3章 計画の基本的な方向性

3-1 基本理念

自殺は、その多くが追いこまれた末の死であり、その背景には、健康問題、経済・生活問題、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などのさまざまな社会的要因があると考えられます。

そのため、これらの社会的要因を減らし、追い込まれる状況に陥らないよう、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援」「地域連携」「社会制度」のそれぞれにおいて総合的な施策の推進を図ることが重要となります。

自殺対策の推進が、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことであるという前提に基づいて、湯沢市では、「生きることへの包括的な支援」を総合的かつ効果的に推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない“生き心地の良い湯沢”」を目指します。

誰も自殺に追い込まれることのない
“生き心地の良い湯沢”の実現

3-2 基本方針

国が示した「自殺総合対策大綱」の6つの基本方針に沿った計画づくりを行います。

【自殺総合対策大綱の基本方針（自殺総合対策大綱より抜粋）】

1. 生きることの包括的な支援として推進する

〈社会全体の自殺リスクを低下させる〉

自殺は、その多くが追いこまれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを手丘させる。

この考えは、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標である SDGs の理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGs の達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものである。

2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

〈様々な分野の生きる支援との連携を強化する〉

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、様々な要因が複雑に関係しており、自殺を防ぐためには精神保健的な視点だけではなく、様々な分他の施策、人々や組織が綿密に連携する必要がある。

3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

〈対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる〉

自殺対策に係る個別の施策は、以下の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するものとする。

(1) 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」

(2) 問題を総合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」

(3) 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

4. 実践と啓発を両輪として推進する

〈自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する〉

自殺に追い込まれるという危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように普及啓発を行う。

〈自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取り組みを推進する〉

我が国では精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくない。全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく。

5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

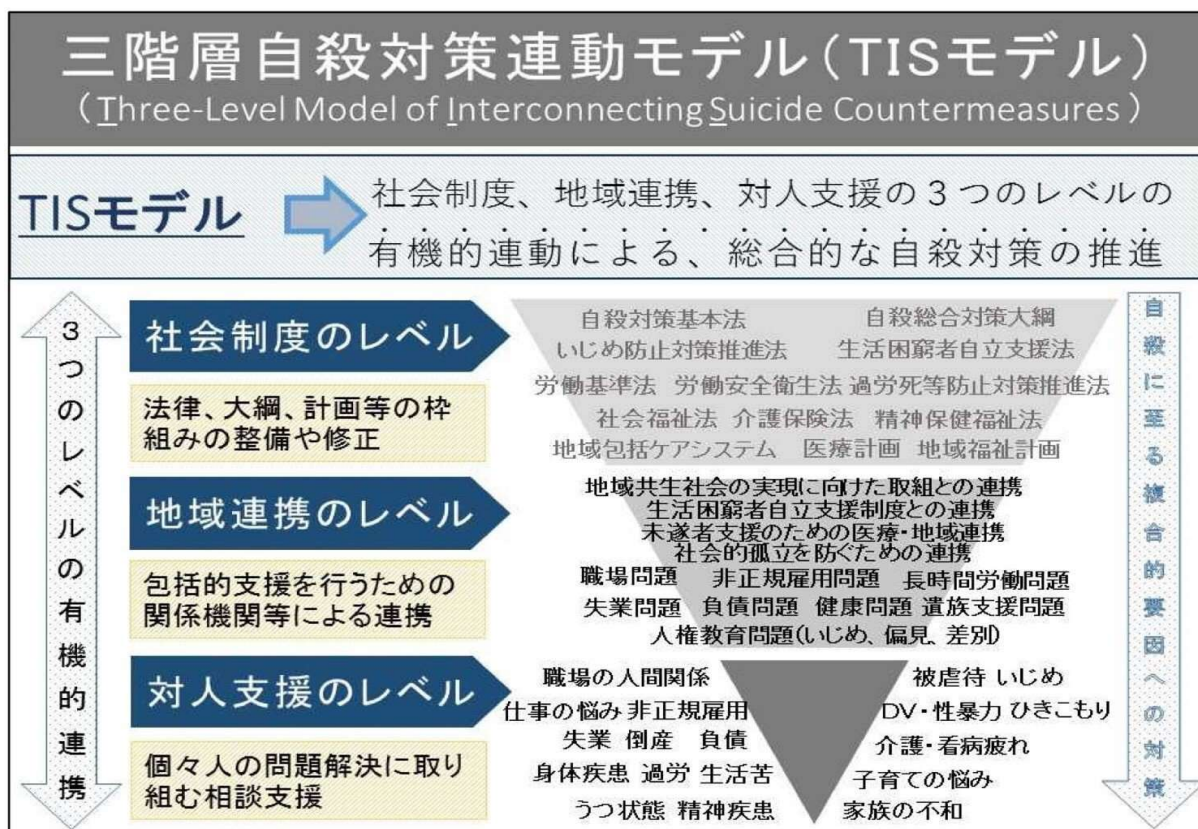
「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要である。

6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏へ配慮する（新規）

基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組む。

3-3 自殺対策における連携の考え方

自殺対策に係る個別の施策は、「対人支援」「地域連携」「社会制度」の3つの領域を有機的に連動（密接に關係）させることで、総合的に推進するものとします。



三階層自殺対策連動モデル (自殺総合対策推進センター資料)

3-4 計画の数値目標

【目標】

令和8年(2026年)の自殺死亡率を、全国の平均以下にすることを目指します。

【目標値の算出根拠】

計画策定の目的のとおり、自殺対策を通じて最終的に目指すところは、「誰も自殺に追い込まれることのない『生き心地の良い湯沢』の実現」です。そうした社会の実現に向けて、対策を進める上での具体的な数値目標などを定めるとともに、それらの取り組みがどのような効果を上げているかなど、取り組みの成果と併せて検証を行っていく必要があります。

国は自殺総合対策大綱における当面の目標として、「平成38年(2026年)までに、自殺死亡率を平成27年(2015年)と比べて30%以上減少させる」ことを目標に掲げています。

これを踏まえて湯沢市は、第2次湯沢市総合振興計画第3節の目標値との整合性を図り、自殺による死亡率全国平均以下を目指します。

(現状値)

	湯沢市	秋田県	国
令和3年(10万人対)	21.9	18.8	16.5

3-5 総合的な取り組みの推進および関係機関との連携

(包括的支援にかかわること)

関係部署の親密な連携により、自殺予防対策に総合的に取り組むことで、生きる支援の対策を推進し、かけがえのない市民の命を守ることを目的に湯沢市自殺予防対策庁内連絡会議が設置されました。(平成25年7月29日 訓令第14号)

湯沢市ゲートキーパー研修は、市役所職員の受講からスタートし、教職員、高齢者施設職員、金融機関等と研修対象を広げてきました。研修を通じて関係機関との新たな連携が生まれ、市の取り組みを伝える機会にもなりました。

さらなる自殺対策の強化を図るため、引き続き関係機関との一層の連携が必要です。

(1) 湯沢市自殺予防対策庁内連絡会議

湯沢市自殺予防対策庁内連絡会議は、委員長を福祉保健部長とし、副委員長は総務部総務課長、委員は次に掲げる職にある者をもって構成されています。

【湯沢市自殺予防対策庁内連絡会議委員名簿】

役職	職名	役職	職名
委員長	福祉保健部長	委員	福祉課長
副委員長	総務課長	委員	子ども未来課長
委員	まちづくり協働課長	委員	長寿福祉課長
委員	稲川総合支所長	委員	農林課長
委員	雄勝総合支所長	委員	商工課長
委員	皆瀬総合支所長	委員	上下水道課長
委員	環境共生課長	委員	教育委員会事務局教育部学校教育課長
委員	市民課長	委員	教育委員会事務局教育部生涯学習課長
委員	税務課長		

(2) 湯沢市ゲートキーパー研修

平成 25 年度に市職員向け研修から始めた湯沢市ゲートキーパー研修は、市職員の研修を継続しつつ、対象を教職員や高齢者福祉施設職員、金融機関、商工会議所と広げて実施してきました。この研修の実施により、関係機関との連携にもつながっています。

年度	対象者	講師	参加人数
平成 25 年度	湯沢市職員	秋田大学 佐々木久長氏	150 人
26 年度	湯沢市職員	秋田大学 佐々木久長氏	100 人
27 年度	湯沢市職員	秋田大学 佐々木久長氏	93 人
28 年度	湯沢雄勝郡内の教職員 湯沢市新規採用職員、希望者	NPO ライフリンク 清水康之氏	96 人
29 年度	高齢者福祉施設職員 湯沢市新規採用職員、希望者	セルフアドヴァンス協会 水科江利子氏	58 人
30 年度	湯沢郵便局職員 湯沢市新規採用職員、希望者	秋田大学 佐々木久長氏	30 人
令和元年度	湯沢郵便局職員 湯沢市新規採用職員、希望者	秋田大学 佐々木久長氏	66 人
2 年度	湯沢郵便局・銀行職員 湯沢市新規採用職員、希望者	秋田大学 佐々木久長氏	30 人
3 年度	商工会議所会員等 湯沢市新規採用職員、希望者	秋田大学 佐々木久長氏	34 人
4 年度	商工会議所・協会けんぽ会員等 湯沢市新規採用職員、希望者	秋田大学 佐々木久長氏	42 人
5 年度	湯沢市民生委員地域福祉部会 湯沢市新規採用職員	秋田大学自殺予防総合研究センター 宮本翔平氏	39 人

(3) 自殺のない社会づくり市区町村会への参画

平成 24 年 11 月に参画しました。

全国の自治体との情報交換や先進地の取り組み紹介、関係者との交流等により、湯沢市の自殺予防対策をより良いものに発展させることを目的としています。

第4章

命を支える自殺対策における取り組み



第4章 命を支える自殺対策における取り組み

4-1 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限にその効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない湯沢市」を実現するためには、国、行政、各関係団体、企業、市民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化・共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

湯沢市では、管内の関係機関・団体からなる見守り（啓発）ネットを加えた「雄湯郷ふれあいネット」へ参画し、関係機関の協力体制のもと、心の健康づくり・自殺予防に関する啓発や相談等の取り組みを行っています。また、管内の自殺未遂者支援に携わる関係者で構成されている「湯沢雄勝自殺未遂者支援関係者会議」へも参画し、各関係者の役割を確認するとともに、地域における支援体制を構築しながら支援策を検討するなど連携を図っています。さらに、自殺予防対策を総合的に取り組むために、関係部署による「湯沢市自殺予防対策庁内連絡会議」を設置していますが、より一層の相互連携と自殺予防対策の充実を図るため、各機関の役割を共有し連携の強化に努めます。

①地域における連携・ネットワークの強化

取り組み	内容【担当課・団体】
雄湯郷ふれあいネットワーク会議	関係機関の協力体制のもと、心の健康づくり・自殺予防に関する啓発や相談等の取り組みを行います。 【湯沢保健所・各構成機関】
湯沢雄勝自殺未遂者支援関係者会議	各関係者の役割を確認するとともに、地域における支援体制を構築しながら具体的な地域の支援策を検討するなど、協力体制の整備および連携を図ります。 【湯沢保健所・各構成機関】
子どもの支援の輪づくり事業	子ども食堂等団体との連携により、支援の必要な子どもを行政等の必要な支援に結びつけ、地域における総合的な支援体制を整備します。 【子ども未来課】

②庁内における連携・ネットワークの強化

取り組み	内容【担当課・団体】
湯沢市自殺予防対策庁内連絡会議	自殺対策について総合的に取り組むため、情報収集や意見交換、検討等関係部署との連携強化を図ります。 【健康対策課】

③ 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

取り組み	内容【担当課・団体】
専門医療機関や専門医への紹介・連携等	適切な医療に結び付けられるよう、専門医療機関やかかりつけ医との連携を図ります。 【湯沢市雄勝郡医師会】
声掛け・受診勧奨・情報提供等	さまざまな相談等に応じ、適切な関係機関につなぎます。 【薬剤師会湯沢雄勝支部・看護協会湯沢雄勝支部・県南地区介護支援専門員協会・湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部・雄勝地域振興局農林部・こまち農業協同組合・湯沢郵便局】

【評価指標】

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	目標設定 の考え方
湯沢市自殺予防対策庁内連絡会議の開催	毎年1回	毎年1回	現状維持
雄湯郷ふれあいネットワーク会議への参画	毎年1回	毎年1回	現状維持
湯沢雄勝自殺未遂者支援関係者会議への参画	毎年1回	毎年1回	現状維持

(2) 自殺対策を支える人材育成の強化

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。具体的には、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連領域の方、一般市民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ることが求められます。

湯沢市では、秋田大学や関係機関と連携協力を図りながら、職員向けや一般市民向け研修を開催していますが、さらに研修の機会を充実させ、早期発見・対応ができる人材の育成を目指します。

①さまざまな職種を対象とする研修の実施

【自治体職員を対象とする研修】

取り組み	内容【担当課・団体】
ゲートキーパー研修	職員がゲートキーパーの役割を担うことで、早期に問題を発見し、適切な窓口につなげられるようにします。 <ul style="list-style-type: none"> ・湯沢市全職員 【総務課・健康対策課】 ・新規採用職員 【総務課・健康対策課】 ・教職員関係者 【学校教育課・健康対策課】
メンタルヘルス研修	市職員を対象に、セルフケア方法等の研修を行い、職員自身の心身の健康保持・増進を図ります。 【総務課】
湯沢市自殺予防対策庁内連絡会議関係者向け研修	自殺対策について総合的に取り組むために、必要に応じて研修会等を開催します。 【健康対策課】

【自治体職員以外を対象とする研修】

取り組み	内容【担当課・団体】
ゲートキーパー研修	さまざまな職種がゲートキーパーの役割を担うことで、早期に問題を発見し、適切な窓口につなげられるようにします。 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設関係者 【長寿福祉課】 ・金融機関関係者 【各金融機関】 ・民生委員 【福祉課・健康対策課】 ・各分野で相談対応業務等に当たっている団体等 【健康対策課】

②市民を対象とした研修による人材育成

取り組み	内容【担当課・団体】
傾聴ボランティア養成講座	うつや自殺に関する正しい知識や相談援助技術等を習得し、地域における心の健康づくりを支援するボランティアを育成します。 【健康対策課】
ゲートキーパー養成研修	心の健康への理解を深め、気づく・つなぐという地域のゲートキーパーの役割を担う人材を育成します。 【湯沢保健所】

③自殺予防対策従事者、関係機関・団体を対象とした研修による人材育成

取り組み	内容【担当課・団体】
傾聴ボランティア「つながる手の会」活動支援	傾聴ボランティアが、自殺予防や心の健康づくりに寄与できる活動を行えるように支援します。 【健康対策課】
メンタルヘルスサポーターフォローアップ研修	自殺予防対策にかかわるボランティア団体等を対象に、スキルアップの機会とし研修を行います。また、自殺予防にかかわる医療従事者や消防・警察などへの研修も行い、知識や態度の向上を図ります。 【秋田大学】
心の健康づくり関係研修	従事者自身の心の健康の保持・増進、スキルアップを目指します。 【湯沢保健所】

【評価指標】

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	目標設定の 考え方
ゲートキーパー養成研修の開催	743人	年間で30人 ずつ養成	今までの 実績による
傾聴ボランティア養成者数	217人	300人	今までの 実績による

(3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという事態は誰にでも起こり得ることであるものの、危機に陥った人の心情や背景は理解されにくいのが現状です。そのため、自殺やうつに対する正しい認識の普及啓発とともに、危機に直面した場合には誰かに援助を求めることが適切であることが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

大切な命を守るために、市民一人ひとりが心の健康や自殺に対して正しい理解と予防ができるよう、普及・啓発を推進していきます。

① 心の健康づくり・生きる支援についての知識の普及・啓発

取り組み	内容【担当課・団体】
広報掲載 (いのちをつなぐ“ゆざわ” 通信、特集号)	心の健康に関する情報を提供し、市民の自殺予防に対する意識を高めます。 【健康対策課】
自殺予防週間、自殺対策強化 月間における啓発活動の推進	自殺予防週間・自殺対策強化月間に合わせ、啓発グッズを設置し、市民の自殺予防に対する意識を高めます。 ・各課窓口への啓発グッズの設置 【各課窓口・各総合支所】 ・特設コーナーの設置 【図書館】
自殺予防キャンペーン・雄湯 郷ふれあいネット機関の啓発 活動への協力	自殺予防週間・自殺対策強化月間に合わせ、関係機関と協力し、啓発グッズ等の配布および声かけを行い、市民の自殺予防に対する意識を高めます。 【湯沢保健所・健康対策課】
心の健康・自殺予防に関する ポスターや周知カード等の作 成・窓口への設置	相談窓口周知のための媒体を作成し、各関係機関等窓口に設置し、周知に努めます。 【健康対策課】
心の健康・自殺予防に関する リーフレット等の配布とポス ターの掲示	多くの市民に心の健康や自殺予防への理解が得られるよう、さまざまな場所を通じてリーフレット等を配布、ポスター掲示をして普及啓発に努めます。 【まちづくり協働課・企画課・財政課・市民課・環境共生課・長寿福祉課・子ども未来課・観光ジオパーク推進課・健康対策課・各総合支所・各生涯学習センター・文化会館・図書館】
図書貸し出しコーナー	メンタルヘルスや自殺予防に関する図書の貸し出しを行います。 【湯沢保健所】

②一般市民向け講演会等の開催

取り組み	内容【担当課・団体】
自殺予防講演会	市民一人ひとりが自殺に対して正しい理解と予防ができるよう普及を図ります。 【健康対策課】

③メディアを活用した啓発活動

より多くの市民に情報提供ができるように、市 HP や地元のラジオ、SNS を活用し情報提供に努めます。

取り組み	内容【担当課・団体】
啓発活動	市 HP、SNS や FM ゆーとぴあを通じ、情報発信に努めます。 【健康対策課】

【評価指標】

指標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 10 年度)	目標設定の 考え方
市広報や HP、LINE などの SNS 等を活用した全年代に対しての情報発信	広報：年 3 回 SNS：年 3 回	増加	今までの実績による
自殺予防週間（9 月）、自殺予防月間（3 月）でのキャンペーンの開催	年 3～4 回	現状維持	今までの実績による

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。そのためには、「生きる支援」に関するさまざまな地域の取り組みを総動員する必要があります。

湯沢市では、従来の相談ネットの他に、管内の関係機関・団体からなる見守り（啓発）ネットを加えた「雄湯郷ふれあいネット」によるさまざまな相談窓口を設置しており、この機関・団体との連携体制の継続が生きることににつながるものと考えます。

また、孤立のリスクを抱える人への居場所づくり、ハイリスク層とされる自殺未遂者・自死遺族等への支援等を充実させることで、自殺対策において求められる「生きることの促進要因」を増やす取り組みを広く実践していきます。

①相談支援体制の充実と相談窓口の情報発信

取り組み	内容【担当課・団体】
臨床心理士による心の健康相談会	臨床心理士による個別相談で、専門的な助言を行い、心の相談に応じます。 【健康対策課】
保健師による心の健康相談事業	悩みを抱えている人やその家族等の個別の相談に応じ、適切な支援等を行います。 【健康対策課】
傾聴ボランティアによる傾聴活動（ほっとサロン）	悩み等に耳を傾け、気持ちの整理や問題解決ができるように支援し、必要に応じて相談窓口等につなぐなどの役割を担います。 【つながる手の会・健康対策課】
こころの体温計	個人のメンタルヘルスの状況を簡便に自己判断できる方法を提供することで、心の健康づくりに役立っています。（市HPで運用） 【健康対策課】
窓口における各種相談	相談や困りごとに対し、相談内容にかかわりのある部署へつなぎます。 【各課窓口・各総合支所】
民生委員による相談・支援活動	一人暮らしの高齢者などに対して「声かけ」や「安否確認」を行います。また、本人や家族に関する相談を受け、個々のニーズに応じたサービスが受けられるよう、行政や関係機関等と連携し、必要な対応を促すパイプ役に努めます。 【湯沢市民生児童委員協議会・福祉課】

取り組み	内容【担当課・団体】
地域生活支援事業	障がいを抱える人とその家族に対し、居場所づくりや地域とのつながりの構築に向けた支援を行います。 【福祉課】
成年後見人制度利用支援事業	成年後見人制度を利用することが困難な身寄りのない認知症高齢者等に対し、市長が後見人等の開始の申し立てを行い、申し立てにかかる費用や後見人にかかる費用を助成します。 【長寿福祉課】
権利擁護事業	高齢者や障がい者の尊厳ある暮らしを実現するため、高齢者や障がい者、その家族等を対象に虐待防止についての研修等を行います。 【長寿福祉課】
権利擁護体制整備事業	判断能力が十分でない方が金銭管理やサービス利用等で不利益を被ったり、人間としての尊厳が損なわれないよう相談支援体制の整備をします。 1、法人後見事業 2、日常生活自立支援事業 3、緊急時における日常的な金銭管理支援事業 【湯沢市社会福祉協議会】
高齢者栄養改善支援事業 (配食サービス)	配食を通して安否確認などにより、要介護者等に心配な人がいたら関係機関につなぎます。 【長寿福祉課】
認知症初期集中支援推進事業	40歳以上で在宅生活を送っている認知症が疑われる方や認知症の方で、未受診および介護サービスを利用していない方を対象に、医療や介護保険サービスへつなげ、家族へのサポートなどの初期支援を集中的に行います。 【長寿福祉課】
母子保健推進事業	乳幼児の健やかな成長を図るために、乳幼児を対象とした健診等を実施し、必要な助言・指導を提供し育児不安等の軽減を図るとともに、必要に応じて専門機関へつなぐなどの支援をします。 【子ども未来課】
養育支援訪問事業	養育支援を特に必要とする家庭に対し、養育に関する指導・助言を行うことにより、適切な養育環境の確保に努めます。 【子ども未来課】

取り組み	内容【担当課・団体】
こんにちは赤ちゃん訪問事業	<p>生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供をするとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握および助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを提供します。</p> <p style="text-align: right;">【子ども未来課】</p>
子育て支援センター事業	<p>市民、行政、企業、地域が一体となって子育て世代等を応援するイベントを開催し、子育てにやさしいまちとしてのイメージアップを図るとともに、心の健康等に関する情報を提供します。</p> <p style="text-align: right;">【子ども未来課】</p>
ゆざわライフイベントサポート事業	<p>市民、行政、企業、地域が一体となって子育て世代等を応援するイベントを開催し、子育てにやさしいまちとしてのイメージアップを図るとともに、心の健康等に関する情報を提供します。</p> <p style="text-align: right;">【子ども未来課】</p>
ファミリー・サポート・センター事業	<p>育児の援助を必要とする方と援助ができる方が会員登録をして相互援助するものです。</p> <p style="text-align: right;">【子ども未来課】</p>
産後ケア事業	<p>母体の身体回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、健やかな育児ができるよう支援します。</p> <p style="text-align: right;">【子ども未来課】</p>
子育て世代包括支援事業	<p>子ども・妊産婦の福祉に関して、必要な実情の把握、情報提供、相談受付、調査・指導を行うとともに、他の機関と共同連携で必要な支援を実施しながら育児不安を軽減し、虐待を予防します。</p> <p style="text-align: right;">【子ども未来課】</p>
産前・産後家事ヘルパー事業	<p>産前・産後の心身の疲れや不安な気持ちがある方に対して家事ヘルパーを派遣し、家事や育児の負担を軽減する等、産前・産後の生活をサポートします。</p> <p style="text-align: right;">【子ども未来課】</p>
出産・子育て応援事業	<p>妊娠届出時より妊婦に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的支援により、必要な支援につなぐ伴走型支援の充実を図ります。</p> <p>また、給付金の支給により、安心して出産・子育てできる環境を整えます。</p> <p style="text-align: right;">【子ども未来課】</p>

取り組み	内容【担当課・団体】
子ども家庭総合支援拠点事業	0歳から18歳までのすべての子どもおよび妊産婦の相談に応じ、サービスや制度、地域資源など案内や関係機関との連絡調整などの支援を行うほか、児童虐待が心配される相談など、子どもや子育てに関する内容の相談に応じます。 【子ども未来課】
オンライン相談会	感染症対策を考慮した相談方法の整備により相談方法の選択肢を広げ、妊産婦や子育て世帯の育児不安等の解消・軽減を図ります。 【子ども未来課】
子どもと家庭の自立応援訪問事業	家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭やヤングケアラー等の家庭に対し相談支援を実施し、家事支援が必要だと判断した場合、家事ヘルパーにより家事支援を行い子どもとその家庭が自立できるよう支援します。 【子ども未来課】
児童生徒の悩みに気づきつながら支援体制整備事業	家庭環境により生活や学業に支障をきたしている、または今後支障をきたす恐れがある児童生徒が悩みを打ち明けやすい環境を整備します。また、児童虐待、ネグレクト、ヤングケアラー等の要支援家庭を早期に発見し、必要な支援につなげる支援体制を整備します。 【子ども未来課】
療育サポート支援事業	心身に発達上の心配がある幼児や家庭内の育児環境が心配される幼児とその保護者に対し、日常生活の適応能力並びに家庭における養育技術を高めるよう関係機関や地域の療育関係者と連携し、指導援助を行います。 【子ども未来課】
産婦健康診査事業	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後1か月の出産後間もない時期の産婦に対し健康診査を実施する。健診で精神状態の把握を行い、必要な支援につなぎます。 【子ども未来課】
消費生活相談事業	消費生活に関する相談の中から、生活困窮や多重債務と関連している問題を把握し、解決方法に向けた支援を行います。 【環境共生課】

取り組み	内容【担当課・団体】
無料法律相談事業	多重債務、家族関係、金銭トラブルなどさまざまな困りごとに対し、法的解決が図れるよう年度内1回無料で弁護士相談の機会を提供します。 【秋田弁護士会・環境共生課】
犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者やその家族・遺族が事件後に抱えるさまざまな相談に応じ、必要な支援を行います。 【秋田県被害者支援センター・環境共生課】
精神科医による精神相談	精神科医による心の相談を行い、不安の軽減等を図るとともに、必要な医療へつなぎます。 【湯沢保健所】
保健師による心と身体の相談	悩みをかかえている人やその家族等の個別の相談に応じ、適切な支援等を行います。 【湯沢保健所】
性犯罪被害相談電話	夫や妻、恋人からの暴力、セクハラ、ストーカーなど、男性・女性の人権に関する相談に応じ支援します。 【湯沢警察署】
各種相談（雇用）	就職、雇用保険、各種助成金、育児休業給付・介護休業給付に関する相談のほか、心の相談も受けます。 【ハローワーク湯沢】
各種相談（労働者）	労働条件、職場環境改善、労災保険、就業上の問題等の相談に応じます。 【横手労働基準監督署】
各種相談（経営・融資）	経営、金融、取引等の相談に対し、関係機関と連携して応じます。 【湯沢商工会議所・ゆざわ小町商工会】
地域活動支援センター	障がい者とその家族に対し、地域生活上の悩み、困りごとの相談、余暇活動や気軽に立ち寄れる休憩・交流の場を提供します。 【障害者総合支援事業所「松風」】
各種相談および支援	障がいに関する知識、各種サービスや制度に関すること、差別や偏見、悩みや自立生活に関すること、就労や介護等の困りごとについて、相談者（支援者も含む）の心のケアを意識し相談に応じ、支援します。 【湯沢市基幹相談支援センター】
医療福祉相談	医療費、各種制度、入院中・退院後の困りごとについて相談に応じます。 【雄勝中央病院医療福祉相談室】

取り組み	内容【担当課・団体】
各種相談（ひきこもり等）	不登校やひきこもりなど、本人や家族の悩みに対し、相談に応じ支援します。 【スタートライングループ】

② 居場所づくり

取り組み	内容【担当課・団体】
生涯学習推進事業	市民一人ひとりが生きがいと目標を持ち、心豊かで充実した人生を送るために、学習機会の拡充と学習情報の提供に努めます。 【生涯学習課・各生涯学習センター】
文化会館自主事業	楽しく生きがいを感じることができるよう、各年代に合わせた自主事業を企画・運営します。 【各文化会館】
居場所サロン「りらとこ」	定期的に活動できる居場所づくりや社会生活訓練を目的とし、「相談者の自立」および「社会資源としての地域づくり」につなげ支援メニューのひとつとして開催します。 【湯沢市社会福祉協議会】
ふりーすぺーす「パレット」	不登校や学校を休みがちな児童・生徒、また引きこもりとなる若者の抱えている悩みや不安、生活環境や家庭の状況などを含めて受け止める居場所として、ふりーすぺーす「パレット」を開催します。 【湯沢市社会福祉協議会】

③ 自殺未遂者および遺された人への支援

取り組み	内容【担当課・団体】
自殺未遂者支援	関係機関・関係職種との連携を図りながら、未遂者の原因や背景などの情報を収集し実態を明らかにすることで、再発の防止に努めます。 【湯沢保健所・健康対策課】
自死遺族支援	心身の不調に対して、有用な情報提供等を行いながら、支援の必要が認められる人にはグリーフケア※1や精神医療を実施する機関に確実につなぎます。 【湯沢保健所・健康対策課】

※1 グリーフケア：親族や家族、友人など親しい人との死別を体験してしまい、悲嘆の日々を過ごしている人に寄り添い世話をすることで、その深い悲しみから立ち直させること。

【評価指標】

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	目標設定の 考え方
傾聴ボランティアによる傾聴活動	年間42回	年間48回	今までの実績による
こんにちは赤ちゃん訪問事業	100%	100%	今までの実績による

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒を取り巻く環境は常に変化しています。昨今では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、児童生徒自身のみではなく、その家庭環境も複雑化・多様化しています。その生活環境や家庭環境により、居場所を失う子どもや、自分自身では対応・解決できないような大きな問題に直面する子どもが今後も増えることも考えられます。そのような状況に陥った際、児童生徒自身が問題を抱え込まず、信頼できる身近な大人に相談できる能力が必要です。

湯沢市では、学校教育課や各学校との連携のもと、児童生徒が困難・ストレスに直面した際の適切な対処方法を学び、そして周囲の信頼できる大人に助けを求めることができるようになることを目的とした「SOSの出し方に関する教育」を継続して実施します。

①SOSの出し方に関する教育の推進

取り組み	内容【担当課・団体】
自殺予防啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・全中学生が毎年受講できるよう、計画し実施していきます。 ・小学生に対しての教育を推進していくため、関係機関と連携しての実施を計画的に進めていきます。 <p style="text-align: right;">【健康対策課・学校教育課】</p>

②SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

取り組み	内容【担当課・団体】
教育指導事業	<p>小中学校で「SOSの出し方教育」を実施できるよう段取りをし、計画的にすすめていきます。</p> <p style="text-align: right;">【学校教育課・健康対策課】</p>
やまびこ電話	<p>非行、いじめ、交友、子どもの問題行動や困りごとなどの少年相談を行います。</p> <p style="text-align: right;">【湯沢警察署】</p>

取り組み	内容【担当課・団体】
すこやか電話	学習・発達・進路・交友・不登校・いじめなど、子どもと教育に関する相談を行います。 【南教育事務所雄勝出張所】

③教職員や保護者に対する普及啓発

取り組み	内容【担当課・団体】
児童生徒の SOS を受け止めるための講座	「SOS の出し方教育」を効果的に推進するため、受け止める側の大人の感度を上げ、対応していくための講座を開催します。 【学校教育課・健康対策課】

【評価指標】

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	目標設定の 考え方
SOS の出し方教育	実施なし	小学校全6校	市内全小学校で 実施
	中学校全6校	中学校全6校	市内全中学校で 実施継続

4-2 重点施策

(1) 高齢者対策

① 包括的な支援のための連携推進

取り組み	内容【担当課・団体】
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターが窓口となり、各種福祉サービスの調整を図ります。 【長寿福祉課】
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携推進会議を設置し、医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう市民への普及啓発を行うとともに、地域の課題を抽出し対応策を検討します。 【長寿福祉課】
生活支援体制整備事業	日常生活の支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加の推進を図るため、生活支援コーディネーターを配置します。また、情報共有・連携強化の場として協議体を設置し地域包括ケアの基盤整備（生活支援体制整備）を行います。 【長寿福祉課】
地域ケア会議推進事業	地域のネットワークの構築・強化につなげるよう地域ケア会議の充実を図ります。 【長寿福祉課】
多職種連携会議	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における連携・協働の体制作りや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。 【長寿福祉課】

② 高齢者の健康不安に対する支援と健康づくりの推進

取り組み	内容【担当課・団体】
介護予防・生活支援サービス事業	介護予防を目的として、日常生活上の支援および機能訓練や閉じこもり予防、自立支援に資する多様なサービスを、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画して提供します。 【長寿福祉課】
介護予防把握事業	地域や医療機関、関係部局との連携により、何らかの支援を必要とする方を把握し、介護予防活動につなげます。 【長寿福祉課】

取り組み	内容【担当課・団体】
介護予防普及啓発事業	介護予防に関する基本的な知識や方法を学び、自ら活動するなど、介護予防の普及啓発を図ります。 【長寿福祉課】
介護予防サポーター人材育成事業	「元気ひろげ塾」を開催し、高齢期の健康の保持増進における正しい知識の普及と実践により、心身ともに元気な高齢者を増やすために地域で活躍できる人材を育成します。 【長寿福祉課】
地域介護予防活動支援事業	介護予防に関するボランティアや地域の活動育成等により、地域づくりの視点から事業を実施します。 【長寿福祉課】
介護予防講座・相談	介護予防に関する基本的な知識や方法を学び自ら活動できるように、町内会館などにおいて介護予防の普及啓発のための介護予防講座および相談を行います。 【長寿福祉課・健康対策課】
家族介護支援事業	要介護者の状態の維持・改善を図るため、介護する家族に対し、医師・理学療法士等が適切な介護知識・技術や外部サービスの利用方法等の指導・助言を行います。 【長寿福祉課】
認知症高齢者等見守りネットワーク事業	徘徊のおそれのある認知症高齢者等を警察、消防、郵便局、介護保険事業所等が日常業務の中で見守ることで、介護する家族の負担の軽減、不慮の事故防止等に努め、認知症高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことができるようにします。 【長寿福祉課】

③孤立を防ぎ、社会参加を促す支援

取り組み	内容【担当課・団体】
認知症サポーター養成事業	地域における認知症高齢者の見守りおよび家族への支援を行う認知症サポーターを養成します。 【長寿福祉課】
まめで長生き湯っこ事業	加齢に伴い心身機能が低下しやすい高齢者に対し、外出の機会を増やして健康維持や意欲の活性化を図り、介護予防につなげるために入浴料を助成します。 【長寿福祉課】

取り組み	内容【担当課・団体】
老人クラブ活動支援事業	高齢者の社会参加と生きがい・健康づくりを推進し、また地域で見守り体制の強化を図るため、単位老人クラブや老人クラブ連合会を支援します。 【長寿福祉課】
民生委員による相談・支援活動	一人暮らしの高齢者などに対して「声かけ」や「安否確認」を行います。また、本人や家族に関する相談を受け、個々のニーズに応じたサービスが受けられるよう、行政や関係機関等と連携し、必要な対応を促すパイプ役に努めます。 【湯沢市民生児童委員協議会・福祉課】
ふれあい、いきいきサロン事業	参加者が身近な町内会館等で地域住民と共に企画し運営していく、仲間づくり・生きがいづくり活動を推進します。 【湯沢市社会福祉協議会】
生きがい健康教室	スポーツへの動機付けや心身の健康の保持・増進を図るため教室を開催します。 【生涯学習課】
生涯学習推進事業	市民一人ひとりが生きがいと目標を持ち、心豊かで充実した人生を送るために、学習機会の拡充と学習情報の提供に努めます。 【生涯学習課・各生涯学習センター】
文化会館自主事業	高齢者が楽しく生きがいを感じることができるよう、自主事業を企画・運営します。 【各文化会館】
シルバー人材活躍推進事業	高齢者の就労促進の一環として、元気に活躍できる環境づくりを推進します。 【商工課・シルバー人材センター】

④生活不安を抱える高齢者に対する支援

取り組み	内容【担当課・団体】
総合相談事業	高齢者の生活における不安軽減のため、地域包括支援センターの他、在宅介護支援センターで総合的な相談業務を実施し、サービスに関する情報提供等の初期相談対応や継続的・専門的な相談支援を行います。 【長寿福祉課・在宅介護支援センター】

取り組み	内容【担当課・団体】
老人保護措置	<p>経済的要因等により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、養護老人ホームへの入所を措置します。また、虐待を受けた高齢者に対する養護老人ホーム等への緊急一時保護を行います。</p> <p style="text-align: right;">【長寿福祉課】</p>
権利擁護事業	<p>高齢者や障がい者の尊厳ある暮らしを実現するため、高齢者や障がい者、その家族等を対象に虐待防止についての研修等を行います。</p> <p style="text-align: right;">【長寿福祉課】</p>
成年後見人制度利用支援事業	<p>成年後見人制度を利用することが困難な身寄りのない認知症高齢者等に対し、市長が後見人等の開始の申し立てを行い、申し立てにかかる費用や後見人にかかる費用を助成します。</p> <p style="text-align: right;">【長寿福祉課】</p>
介護保険料納付相談	<p>介護保険料の納付に関する相談を行います。</p> <p style="text-align: right;">【長寿福祉課】</p>
ふれあい安心電話	<p>一人暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に設置する電話を利用することにより、秋田県社会福祉協議会を通じていつでも救急を求めることができ、心配ごと等の相談にも応じます。</p> <p style="text-align: right;">【長寿福祉課】</p>
高齢者栄養改善支援事業 (配食サービス)	<p>配食を通して安否確認などを行い、要支援者等に心配な人がいたら関係機関につなぎます。</p> <p style="text-align: right;">【長寿福祉課】</p>
民生委員による相談・支援活動	<p>一人暮らしの高齢者などに対して「声かけ」や「安否確認」を行います。また、本人や家族に関する相談を受け、個々のニーズに応じたサービスが受けられるよう、行政や関係機関等と連携し、必要な対応を促すパイプ役に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【湯沢市民生児童委員協議会・福祉課】</p>
地域福祉トータルケア推進事業	<p>住民の地域福祉活動への多様な参加を支援し、障がいのある方や子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていけるよう総合的に支援していきます。</p> <p style="text-align: right;">【湯沢市社会福祉協議会】</p>

取り組み	内容【担当課・団体】
要支援者訪問員活動	地域で暮らす住民の生活福祉課題の解決に向けて、訪問員が定期的に要支援者を巡回訪問し、声かけ見守り活動を実施しながら課題把握し、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が即座に介入しその解決にあたります。 【湯沢市社会福祉協議会】
高齢者福祉事業	1、「杖の会」事業(稲川) 65歳以上独居高齢者等の交流、仲間づくり、情報交換を目的として開催します。 2、すこやか倶楽部(雄勝) 70歳以上の高齢者を対として仲間づくりや生きがいづくり、介護予防を目的として開催します。 【湯沢市社会福祉協議会】

(2) 生活困窮者対策

①生活困窮を抱えたハイリスク者への包括的な支援

取り組み	内容【担当課・団体】
生活保護事務	生活に困っている方に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法第25条の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えられるよう支援します。 【福祉課】
自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	生活に困りごとや不安を抱えている方を対象に、相談窓口を設置し、支援員がどのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成した上で自立に向けた支援を行います。 【福祉課】
住宅確保給付金事業 (生活困窮者自立支援事業)	離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方に、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、生活の土台となる住居を整えた上で就職に向けた支援を行います。 【福祉課】
就労準備支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	「社会との関わりに不安がある」、「コミュニケーションがうまくとれない」などの理由で就労が難しい方を対象に、一定期間、生活習慣形成のための指導・訓練、就労の前段階として必要な基礎的能力の習得等を行います。 【福祉課】

取り組み	内容【担当課・団体】
子どもの学習・生活支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。 【福祉課】
家計改善支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	家計状況の「見える化」と課題を把握し、自ら家計を管理できるよう状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸し付けのあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。 【福祉課】
高額医療資金貸付事業	高額療養費支給制度の適用を受ける方で、医療費の支払いが困難な方に対し、療養に係る支払い資金の貸し付けを行います。 【市民課】
ひとり親家庭等支援事業	ひとり親家庭の経済的な自立を支援するために、教育訓練に係る費用の補助や住宅の補修、増改築に必要な整備資金の貸し付けを行います。 【子ども未来課】
助産施設入所措置	経済的理由等により助産施設を利用する方に向け、出産に専念できる安心安全な出産環境を整備します。 【子ども未来課】
市営住宅の供給	住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で賃貸し、居住の安定を図ります。 【都市計画課】
教育費の助成 (小学校・中学校)	経済的理由により、就学困難と認められる生徒の保護者と特別支援学級等で学ぶ生徒の保護者へ医療費、学用品費、給食費等の費用の一部を援助します。 【学校教育課】

②関係機関と連携した相談支援体制の充実

取り組み	内容【担当課・団体】
無料法律相談事業	多重債務、家族関係、金銭トラブルなどさまざまな困りごとに対し、法的解決が図れるよう年度内1回無料で弁護士相談の機会を提供します。 【環境共生課】
消費生活相談事業	消費生活に関する相談の中から、生活困窮や多重債務と関連している問題を把握し、解決に向けた支援を行います。 【環境共生課】

取り組み	内容【担当課・団体】
重層的支援体制整備事業	<p>地域住民の複雑化・困難化した支援ニーズに対応するため、関係機関と連携し、「属性を問わない相談支援」・「参加支援」・「地域づくり支援」を一体的に実施し、課題を抱える人の自立に向けた包括的な支援体制を整備します。</p> <p style="text-align: right;">【福祉課】</p>
しあわせ総合相談	<p>生活費等緊急に必要な場合の「たすけあい資金」や療養・就学等の貸し付けに関する事、その他あらゆる困りごとの相談を受け付け、解決への糸口を相談者と一緒に見つけます。</p> <p style="text-align: right;">【湯沢市社会福祉協議会】</p>
生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業、家計改善支援事業)	<p>地域社会からの孤立により、経済的に困窮し最低限度の生活が維持できなくなる恐れがある相談者を広く受け止め、世帯の抱えている複雑化した生活課題の早期発見、把握を重視しアウトリーチを基本とした「断らない」支援を実施します。また、心身の健康状態や就労、生活課題を抱えている相談者へ寄り添い、その人の立場に立った視野で本人が望む生活が送れるまで地域住民をはじめ関係機関と連携を密に支援を展開します。</p> <p style="text-align: right;">【湯沢市社会福祉協議会】</p>
地域たすけあい支援事業	<p>引きこもりがちな生活困窮者に対し、外出機会を増やすことや社会との接点を持ち作業を行うことを目的に軽作業等の場をつくり、本人が役割を持つことの喜びや自尊心の回復を図り自立への助長を促します。</p> <p style="text-align: right;">【湯沢市社会福祉協議会】</p>
フードバンク事業	<p>市民等の善意により提供された食料品を取りまとめ、一般社団法人フードバンクあきたへの搬送を行います。また食べ物に困っている方への相談支援活動および食料品の提供により生活の安定を図ります。</p> <p style="text-align: right;">【湯沢市社会福祉協議会】</p>
資金貸付事業	<p>低所得者、障がい者または高齢者世帯に対し資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより経済的自立、生活意欲の助長、社会参加の促進を図り安定した生活が送れるように支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">【湯沢市社会福祉協議会】</p>
医療福祉相談	<p>医療費、各種制度、入院中・退院後の困りごとについて相談に応じます。</p> <p style="text-align: right;">【雄勝中央病院医療福祉相談室】</p>

③無職者・失業者に対する相談窓口の充実（新規）

取り組み	内容【担当課・団体】
各種相談	就職、各種助成金・介護休業給付に関する相談のほか、心の相談も受けます。 【ハローワーク】

(3) 子ども・若者対策

①児童、生徒、若者の悩みや課題に対応する支援

取り組み	内容【担当課・団体】
家庭児童相談室事業	児童生徒の不登校、性格・生活習慣の問題、発達や言葉の遅れなど子育てに関する相談を受け、助言や専門機関との連絡により問題の解決を図ります。 【子ども未来課】
「そよ風教室」の開設	不登校児童生徒に対する個別指導および集団指導の実施により、学習意欲・自立心・社会性を育て学級復帰ができるよう、適応指導教室「そよ風教室」を開設します。 【学校教育課】
心の教室相談員配置事業	心の教室相談員の配置により、生徒の悩み等について相談しやすい環境の充実を図ります。 【学校教育課】
生徒指導研修会	児童生徒のいじめ・不登校の未然防止を主なねらいとして、子どもたちの自己有用感・自尊心等の向上を図るための研修を行います。 【学校教育課】
SOS の出し方教育	教育委員会等と連携をとり、小学生のうちからSOSが出せるためのライフスキル教育を実施します。 【健康対策課・学校教育課・小中学校】
児童生徒のSOSを受け止めるための講座	「SOSの出し方教育」を効果的に推進するため、受け止める側の大人の感度を上げ、対応していくための講座を開催します。 【健康対策課・学校教育課・小中学校】
居場所サロン「りらとこ」	自立相談支援メニューのひとつとして定期的に活動できる居場所を提供し、対象者の自立、社会復帰へつなげます。 【湯沢市社会福祉協議会】
ふりーすぺーす「パレット」	不登校や学校を休みがちな児童・生徒、また引きこもりとなる若者の抱えている悩みや不安、生活環境や家庭の状況などを含めて受け止める居場所として、ふりーすぺーす「パレット」を開催します。 【湯沢市社会福祉協議会】

取り組み	内容【担当課・団体】
子育て相談	子どものしつけや食事、発達など親が不安に感じていることについて何でも相談に応じます。 【子ども未来課】
少年相談（やまびこ電話）	非行、いじめ、交友、子どもの問題行動や困りごとなどの少年相談に応じます。 【湯沢警察署】
性犯罪被害相談電話	夫や妻、恋人からの暴力、セクハラ、ストーカーなど、男性・女性の人権に関する相談に応じ、支援します。 【湯沢警察署】
子どもと教育に関する相談	学習、発達、進路、交友、不登校、いじめなど、子どもと教育に関する相談に応じます。 【南教育事務所雄勝出張所】

②関係機関と連携した支援の充実

取り組み	内容【担当課・団体】
子育て世代包括支援事業	子ども・妊産婦の福祉に関して、必要な実情の把握、情報提供、相談受付、調査・指導を行うとともに、他機関と協働連携で支援しながら育児不安を軽減し虐待を予防します。 【子ども未来課】
産後ケア事業	母体の身体回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、健やかな育児ができるよう支援します。 【子ども未来課】
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を必要とする方と援助ができる方が会員登録をして相互援助するものです。 【子ども未来課】
子どもの支援の輪づくり事業	子ども食堂等の活動を行う団体に対して補助金を交付し、支援の必要な子どもを行政等の必要な支援に結びつけ、地域における総合的な支援体制を整備します。 【子ども未来課】
児童生徒の悩みに気づきつながる支援体制整備事業	家庭環境により生活や学業に支障をきたしている、または今後支障をきたす恐れがある児童生徒が悩みを打ち明けやすい環境を整備します。また、児童虐待、ネグレクト、ヤングケアラー等の要支援家庭を早期に見出し、必要な支援につなげる支援体制を整備します。 【子ども未来課】

取り組み	内容【担当課・団体】
青少年育成事業	青少年の健全育成に資するため、各団体の事業に対し、支援を行います。(青少年健全育成湯沢市民会議、少年保護育成委員会) 【生涯学習課】
人権の花運動	児童・生徒の情操をより豊かにするとともに、人を思いやる大切さを体得させることを目的とし、小中学生がお互いに協力して花を育てるものです。 【福祉課】

③経済的困難を抱える子どもへの支援

取り組み	内容【担当課・団体】
教育費の助成 (小学校・中学校)	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者と特別支援学級等で学ぶ生徒の保護者へ医療費、学用品費、給食費等の費用の一部を援助します。 【学校教育課】

④子育てをしている保護者への支援の充実（新規）

取り組み	内容【担当課・団体】
家庭児童相談室事業	児童生徒の不登校、性格・生活習慣の問題、発達や言葉の遅れなど子育てに関する相談を受け、助言や専門機関との連絡により問題の解決を図ります。 【子ども未来課】
子育て相談	子どものしつけや食事、発達など親が不安に感じていることについて何でも相談に応じます。 【子ども未来課】
養育支援訪問事業	養育支援を特に必要とする家庭に対し、養育に関する指導・助言を行うことにより、適切な養育環境の確保に努めます。 【子ども未来課】
産前・産後家事ヘルパー事業	産前・産後の心身の疲れや不安な気持ちがある方に対して家事ヘルパーを派遣し、家事や育児の負担を軽減する等、産前・産後の生活をサポートします。 【子ども未来課】

取り組み	内容【担当課・団体】
出産・子育て応援事業	妊娠届出時より妊婦に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的支援により、必要な支援につなぐ伴走型支援の充実を図ります。 また、給付金の支給により、安心して出産・子育てできる環境を整えます。 【子ども未来課】
子ども家庭総合支援拠点事業	0歳から18歳までのすべての子どもおよび妊産婦の相談に応じ、サービスや制度、地域資源など案内や関係機関との連絡調整などの支援を行うほか、児童虐待が心配される相談など、子どもや子育てに関する内容の相談に応じます。 【子ども未来課】
子どもと家庭の自立応援訪問事業	家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭やヤングケアラー等の家庭に対し相談支援を実施し、家事支援が必要だと判断した場合、家事ヘルパーにより家事支援を行い子どもとその家庭が自立できるよう支援します。 【子ども未来課】
療育サポート支援事業	心身に発達上の心配がある幼児や家庭内の育児環境が心配される幼児とその保護者に対し、日常生活の適応能力並びに家庭における養育技術を高めるよう関係機関や地域の療育関係者と連携し、指導援助を行います。 【子ども未来課】
産婦健康診査事業	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を行うため、産後1か月の産後間もない時期の産婦に対し健康診査を実施する。健診で精神状態の把握を行い、必要な支援につなぎます。 【子ども未来課】

⑤ICTを活用した相談の整備と周知（新規）

取り組み	内容【担当課・団体】
自殺サイトアクセス検知	児童生徒用タブレットパソコンに設定しているフィルタリングソフトの機能を活用して、児童生徒の自殺傾向を早期に発見し、学校教育課・健康対策課・当該校が連携して対応する仕組みを構築します。 【学校教育課・健康対策課】

取り組み	内容【担当課・団体】
タブレット端末を活用した相談窓口の紹介	児童生徒用タブレットパソコンから、相談窓口をまとめた湯沢市のHPへのリンクを設定し、スムーズに相談窓口へ案内する仕組みを構築します。 【学校教育課】
SNSを活用した相談	国や県で実施している、LINEなどのSNSを活用した相談先の周知を図ります。 【健康対策課】
オンライン相談会	感染症対策を考慮した相談方法の整備により相談方法の選択肢を広げ、妊産婦や子育て世帯の育児不安等の解消・軽減を図ります。 【子ども未来課】

(4) 勤務・経営対策

①労働者・経営者に対する支援および相談体制の充実

取り組み	内容【担当課・団体】
経営相談窓口の開設	商品開発や販路開拓について、市内の中小企業および小規模事業所等に、成果にこだわった経営支援を行います。 【商工課】
担い手確保・経営強化支援事業	農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化していることから、今後の地域の農業を担う多様な担い手を育成します。 【農林課】
農業経営所得安定対策事業	担い手農家の経営安定化および食料自給率の改善に向けて、国が行う経営所得安定対策を円滑に進めるため湯沢市農業再生協議会を通じて生産者に補助金等を交付します。 【農林課】
学校における労働安全衛生管理体制整備事業	全教職員を対象にしたストレスチェックの実施・分析、業務改善指導を実施します。 【学校教育課】
各種相談	金融、税務・経理、経営、労務、取引に関する相談を受けます。 【湯沢商工会議所・ゆざわ小町商工会】
各種相談	就職、雇用保険、各種助成金、育児休業給付・介護休業給付に関する相談のほか、心の相談も受けます。 【ハローワーク】

取り組み	内容【担当課・団体】
各種相談	労働条件、職場環境改善、労災保険、就業上の問題に関する相談を受けます。 【横手労働基準監督署】

(5) 女性対策（新規）

①妊産婦への支援の充実（再掲）

取り組み	内容【担当課・団体】
産前・産後家事ヘルパー事業	産前・産後の心身の疲れや不安な気持ちがある方に対して家事ヘルパーを派遣し、家事や育児の負担を軽減する等、産前・産後の生活をサポートします。 【子ども未来課】
産後ケア事業	母体の身体回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、健やかな育児ができるよう支援します。 【子ども未来課】
出産・子育て応援事業	妊娠届出時より妊婦に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的支援により、必要な支援につなぐ伴走型支援の充実を図ります。 また、給付金の支給により、安心して出産・子育てできる環境を整えます。 【子ども未来課】
オンライン相談会	感染症対策を考慮した相談方法の整備により相談方法の選択肢を広げ、妊産婦や子育て世帯の育児不安等の解消・軽減を図ります。 【子ども未来課】
産婦健康診査事業	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後1か月の産後間もない時期の産婦に対し健康診査を実施する。健診で精神状態の把握を行い、必要な支援につなぎます。 【子ども未来課】

②困難な問題を抱える女性への支援（再掲）

取り組み	内容【担当課・団体】
消費生活相談事業	消費生活に関する相談の中から、生活困窮や多重債務と関連している問題を把握し、解決方法に向けた支援を行います。 【環境共生課】

取り組み	内容【担当課・団体】
無料法律相談事業	多重債務、家族関係、金銭トラブルなどさまざまな困りごとに対し、法的解決が図れるよう年度内1回無料で弁護士相談の機会を提供します。 【環境共生課】
犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者やその家族・遺族が事件後に抱えるさまざまな相談に応じ、必要な支援を行います。 【環境共生課】
助産施設入所措置	経済的理由等により助産施設を利用する方に向け、出産に専念できる安心安全な出産環境を整備します。 【子ども未来課】
しあわせ総合相談	生活費等緊急に必要な場合の「たすけあい資金」や療養・就学等の貸し付けに関する事、その他あらゆる困りごとの相談を受け付け、解決への糸口を相談者と一緒に見つけます。 【湯沢市社会福祉協議会】
性犯罪被害相談電話	夫、恋人からの暴力、セクハラ、ストーカーなど女性の人権に関する相談に応じます。 【湯沢警察署】
各種相談	就職、雇用保険、各種助成金、育児休業給付・介護休業給付に関する相談のほか、心の相談も受けます。 【ハローワーク】

【重点施策評価指標】

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	目標設定の考え方
30歳～59歳までの男性の自殺死亡率	17.9 (令和3年)	全国平均以下	全国以下とする
SOSの出し方教育	実施なし	小学校全6校	市内全小学校で実施
	中学校全6校	中学校全6校	市内全中学校で実施
60歳以上の自殺死亡率	24.0 (令和3年)	全国平均以下	全国以下とする
認知症サポーター養成講座受講者数	6,066人 (令和5年9月)	累計6,490人	年間約83人ずつ受講生を増やしていく

湯沢市自殺対策計画の施策体系図および関連事業

湯沢市自殺対策計画の目標である「令和8年度の自殺死亡率を全国の平均以下にする」ことを達成するため、5つの基本施策と5つの重点施策に沿って以下の取り組みを行います。

【基本施策】



【重点施策】

1. 高齢者対策

- ① 包括的な支援のための連携推進
- ② 高齢者の健康不安に対する支援と健康づくりの推進
- ③ 孤立を防ぎ、社会参加を促す支援
- ④ 生活不安を抱える高齢者に対する支援

地域包括支援センター運営事業
在宅医療・介護連携推進事業
生活支援体制整備事業
介護予防・生活支援サービス事業
認知症高齢者等見守りネットワーク事業
介護予防普及啓発事業
家族介護支援事業
介護予防講座・相談
ふれあい安心電話
ふれあい/いきいきサロン事業
成年後見人制度活用支援事業
介護保険料納付相談
生きがい健康教室
文化会館自主事業
地域福祉トータルケア推進事業
高齢者福祉事業

多職種連携会議
地域ケア会議推進事業
まめで長生き湯っこ事業
介護予防把握事業
介護予防ホーター人材育成事業
地域介護予防活動支援事業
認知症サポーター養成講座
総合相談事業
老人クラブ活動支援事業
老人保護措置
権利擁護事業
配食サービス
生涯学習推進事業
シルバー人材活躍推進事業
要支援者訪問活動
民生委員による相談支援

2. 生活困窮対策

- ① 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する包括的な支援
- ② 関係機関と連携した相談に支援体制の充実
- ③ 無職者・失業者に対する相談窓口の充実

生活困窮者自立支援事業
高額医療資金貸付事業
助産施設入所措置
小学校/中学校教育助成費
消費生活相談事業
医療福祉相談
フードバンク事業
各種相談

生活保護事務
ひとり親家庭等支援事業
市営住宅の供給
無料法律相談事業
しあわせ総合相談
地域たすけあい支援事業
資金貸付事業

3. 子ども・若者対策

- ① 児童、生徒、若者の悩みや課題に対応する
- ② 関係機関と連携した支援の充実
- ③ 経済的困難を抱える子どもへの支援
- ④ 子育てをしている保護者への支援の充実
- ⑤ ICT を活用した相談の整備と周知

家庭児童相談室事業
心の教室相談員配置事業
SOSの出し方教育
居場所サロン「りらとこ」
青少年育成事業
小学校/中学校教育助成費
SNSを活用した相談
タブレット端末を活用した相談窓口の紹介
【基本施策】掲載子ども未来課子ども・若者対策事業
各種相談
(子育て、少年相談、女性の人権、子どもと教育)

「そよ風教室」の開設
生徒指導研修会
SOSを受け止めるための講座
ふりーすぺーす「パレット」
人権の花運動
自殺サイトアクセス検知
オンライン相談会

4. 勤務・経営対策

- ① 労働者・経営者に対する支援および相談体制の充実

経営相談窓口の開設
担い手確保・経営強化支援事業
農業経営所得安定対策事業
学校における労働安全衛生管理体制整備事業
各種相談(金融、経営、労務、取引、就職、雇用保険、各種助成金、育児休業給付、介護休業給付、こころ、労働条件、職場環境改善、労災保険、就業上の問題)

5. 女性対策

- ① 妊産婦への支援の充実
- ② 困難な問題を抱える女性への支援

2. 生活困窮者対策
3. 子ども・若者対策
4. 勤務経営対策

各項目中の女性対策の再掲

第5章

自殺対策の推進体制等



第5章 自殺対策の推進体制等

5-1 湯沢市自殺予防対策庁内連絡会議委員名簿

令和5年度

役職	職名
委員長	福祉保健部長
副委員長	総務課長
委員	まちづくり協働課長
委員	稲川総合支所長
委員	雄勝総合支所長
委員	皆瀬総合支所長
委員	環境共生課長
委員	市民課長
委員	税務課長
委員	福祉課長
委員	子ども未来課長
委員	長寿福祉課長
委員	農林課長
委員	商工課長
委員	上下水道課長
委員	教育委員会事務局教育部学校教育課長
委員	教育委員会事務局教育部生涯学習課長

5-2 雄勝地域自殺予防「雄湯郷ふれあいネット」構成機関名簿

令和5年度

番号	機関・団体名	分野	相談窓口	
1	佐藤病院	こころ・医療	あり	
2	スタートライングループ	こころ		
3	湯沢市役所 健康対策課	こころ・身体		
4	羽後町役場 健康福祉課			
5	東成瀬村役場 民生課			
6	雄勝地域振興局福祉環境部（湯沢保健所）			
7	湯沢市社会福祉協議会	生活・福祉		
8	羽後町社会福祉協議会			
9	東成瀬村社会福祉協議会			
10	湯沢市民生児童委員連絡協議会			
11	羽後町民生児童委員連絡協議会			
12	東成瀬村民生児童委員協議会	生活		
13	雄勝地域振興局総務企画部			
14	湯沢警察署			生活安全
15	ハローワーク湯沢			雇用
16	横手労働基準監督署			職場におけるこころの健康
17	南教育事務所雄勝出張所			教育
18	湯沢商工会議所	経営・金融		なし
19	湯沢市雄勝郡医師会	医療		
20	秋田県薬剤師会湯沢雄勝支部			
21	秋田県看護協会湯沢・雄勝地区支部			
22	秋田県県南地区介護支援専門員協会	介護		
23	こまち農業協同組合	見守り・協力		
24	うご農業協同組合			
25	湯沢郵便局			
26	湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部			
27	雄勝地域振興局農林部			
28	障害者総合支援事業所「松風」	障がい	あり	
29	湯沢市基幹相談支援センター			
30	雄勝中央病院	医療		
31	町立羽後病院			

5-3 自殺対策の担当課（計画策定事務局）

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号
秋田県湯沢市福祉保健部健康対策課

電話：0183-73-2124

Mail：kenko-gr@city.yuzawa.lg.jp

FAX：0183-72-8301

インターネット URL：http://www.city-yuzawa.jp/

第6章

参考資料



第6章 参考資料

6-1 自殺対策基本法（平成28年4月1日改正）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穩への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第三四三号で平成一八年一〇月二八日から施行)

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

6-2 自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）

第1 自殺総合対策の基本理念

<誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す>

平成18年10月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきた。しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は11年ぶりに前年を上回った。特に、小中高生の自殺者数は、自殺者の総数が減少傾向にある中においても、増加傾向となっており、令和2年には過去最多、令和3年には過去2番目の水準になった。このように非常事態はまだまだ続いており、決して楽観できる状況にはない。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られている。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」のそれぞれのレベルにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進するものとする。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であることや、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

<自殺は、その多くが追い込まれた末の死である>

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要がある。自殺に至る心理は、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と捉えることができるからである。

自殺行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあたり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりするなど、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっている。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができる。このことを社会全体で認識するよう改めて徹底していく必要がある。

<年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている>

平成19年6月、政府は、基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）を策定し、その下で自殺対策を総合的に推進してきた。

大綱に基づく政府の取組のみならず、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、基本法が成立した平成18年とコロナ禍以前の令和元年とで自殺者数を比較すると、男性は38%減、女性は35%減となった。しかし、それでも非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ない。この間、男性、特に中高年男性が大きな割合を占める状況は変わっていないが、先述したとおり、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が増え、総数は11年ぶりに前年を上回った。令和3年の総数は令和2年から減少したものの、女性の自殺者数は増加し、小中高生の自殺者数は過去2番目の水準となった。さらに、我が国の人口10万人当たりの自殺による死亡率（以下「自殺死亡率」という。）はG7諸国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えている。かけがえのない多くの命が日々、自殺に追い込まれているのである。

<新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進>

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じている。その中で女性や子ども・若者の自殺が増加し、また、自殺につながりかねない問題が深刻化するなど、今後の影響も懸念される。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は現在も継続しており、その影響について確定的なことは分かっていない。そこで引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の自殺への影響について情報収集・分析を行う必要がある。

また、今回のコロナ禍において、様々な分野でICTが活用される状況となった。今回の経験を生かし、今後、感染症の感染拡大が生じているか否かを問わず、国及び地域において必要な自殺対策を実施することができるよう、ICTの活用を推進する。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下では、特に、自殺者数の増加が続いている女性を含め、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親や、フリーランスなど雇用関係によらない働き方の者に大きな影響を与えていると考えられることや、不規則な学校生活を強いられたいり行事や部活動が中止や延期となったりすることなどによる児童生徒たちへの影響も踏まえて対策を講じる必要がある。さらに、新型コロナウイルス感染症罹患後の実態把握を進める。

<地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する>

我が国の自殺対策が目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、基本法にも、その目的は「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」とうたわれている。つまり、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することとされている。

また、基本法では、都道府県及び市町村は、大綱、地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされている。あわせて、国は、地方公共団体による地域自殺対策計画の策定を支援するため、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律第4条の規定に基づき指定される指定調査研究等法人（以下

「指定調査研究等法人」という。)において、都道府県及び市町村を自殺の地域特性ごとに類型化し、それぞれの類型において実施すべき自殺対策事業をまとめた政策パッケージを提供することに加えて、都道府県及び市町村が実施した政策パッケージの各自殺対策事業の成果等を分析し、分析結果を踏まえてそれぞれの政策パッケージの改善を図ることで、より精度の高い政策パッケージを地方公共団体に還元することとしている。

自殺総合対策とは、このようにして国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していく取組である。

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する

<社会全体の自殺リスクを低下させる>

世界保健機関(以下「WHO」という。)が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」であると明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっている。

経済・生活問題、健康問題、家庭問題など、自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能である。また、健康問題や家庭問題等の一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もある。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとする。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものである。

<生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす>

個人においても社会においても、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに自殺リスクが高くなる。裏を返せば、「生きることの阻害要因」となる失業や多重債務、生活苦等を同じように抱えていても、全ての人や社会の自殺リスクが同様に高まるわけではない。「生きることの促進要因」となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等と比較して、阻害要因が上回れば自殺リスクは高くなり、一方で、促進要因が「生きることの阻害要因」を上回れば自殺リスクは高まらない。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要がある。

2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

<様々な分野の生きる支援との連携を強化する>

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化な

と様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要である。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要がある。

例えば、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者の相談、治療に当たる保健・医療機関においては、心の悩みの原因となる社会的要因に対する取組も求められることから、問題に対応した相談窓口を紹介できるようにする必要がある。また、経済・生活問題の相談窓口担当者も、自殺の危険を示すサインやその対応方法、支援が受けられる外部の保健・医療機関など自殺予防の基礎知識を有していることが求められる。

こうした連携の取組は現場の実践的な活動を通じて徐々に広がりつつあり、また、自殺の要因となり得る生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されている。今後、連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要である。

<地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携>

制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など、地域共生社会の実現に向けた取組を始めとした各種施策との連携を図る。

地域共生社会の実現に向けた施策は、市町村での包括的な支援体制の整備を図ること、住民も参加する地域づくりとして展開すること、状態が深刻化する前の早期発見や複合的課題に対応するための関係機関のネットワークづくりが重要であることなど、自殺対策と共通する部分が多くあり、両施策を一体的に行うことが重要である。

加えて、こうした支援のあり方は生活困窮者自立支援制度においても共通する部分が多く、自殺の背景ともなる生活困窮に対してしっかりと対応していくためには、自殺対策の相談窓口で把握した生活困窮者を自立相談支援の窓口につなぐことや、自立相談支援の窓口で把握した自殺の危険性の高い人に対して、自殺対策の相談窓口と協働して、適切な支援を行うなどの取組を引き続き進めることなど、生活困窮者自立支援制度も含めて一体的に取り組み、効果的かつ効率的に施策を展開していくことが重要である。

<精神保健医療福祉施策との連携>

自殺の危険性の高い人を早期に発見し、確実に精神科医療につなげられるよう、かかりつけ医、精神科医等が、地方公共団体と連携しながら多職種で継続して支援する取組に併せて、自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に包括的かつ継続的に対応するため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする。

また、施策の連動性を高めるため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関等に配置するなどの社会的な仕組みを整えていく。

＜孤独・孤立対策との連携＞

令和3年12月28日に「孤独・孤立対策の重点計画」が取りまとめられ、その中で、「孤独・孤立は、当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものである。孤独・孤立は当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、現に当事者が悩みを家族や知人に相談できない場合があることも踏まえると、孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題である。」と自殺の問題と同様の認識が示された。孤独・孤立の問題を抱える当事者やその家族に対する支援を行っていくことは、自殺予防につながるものである。さらには、孤独・孤立対策は、行政と民間団体、地域資源との連携など、自殺対策とも共通する。このことから、孤独・孤立対策とも連携を図っていく必要がある。

＜こども家庭庁との連携＞

子どもの自殺者数が増加傾向を示しており、その自殺対策を強力的に推進することが必要である。子どもの自殺対策を推進するには、関係府省や地方自治体、民間団体等との緊密な連携が不可欠である。そのような中、子どもまんなか社会の実現に向けて、常に子どもの視点に立って、子ども政策に強力かつ専一に取り組む組織として、こども家庭庁の設立が令和5年4月1日に予定されていることから、こども家庭庁とも連携を図っていく必要がある。

3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

＜対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる＞

自殺対策に係る個別の施策は、以下の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するものとする。

- 1) 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」
- 2) 問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」
- 3) 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

＜事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応等の段階ごとに効果的な施策を講じる＞

また、前項の自殺対策に係る3つのレベルの個別の施策は、

- 1) 事前対応：心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等自殺の危険性が低い段階で対応を行うこと、
- 2) 自殺発生の危機対応：現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させないこと、
- 3) 事後対応：自殺や自殺未遂が生じた場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないこと、そして発生当初から継続的に遺族等にも支援を行うこと、

の段階ごとに効果的な施策を講じる必要がある。

＜自殺の事前対応の更に前段階での取組を推進する＞

地域の相談機関や抱えた問題の解決策を知らないがゆえに支援を得ることができず自殺に追い込まれる人が少なくないことから、学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、辛いときや苦

しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進する。問題の整理や対処方法を身に付けることができれば、それが「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」となり、学校で直面する問題や、その後の社会人として直面する問題にも対処する力、ライフスキルを身に付けることにもつながると考えられる。

また、SOSの出し方に関する教育と併せて、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進していく。

4. 実践と啓発を両輪として推進する

<自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する>

令和3年8月に厚生労働省が実施した意識調査によると、国民のおよそ10人に1人が「最近1年以内に自殺を考えたことがある」と回答しているなど、これらがコロナ禍での結果であることを考慮しても、自殺の問題は一部の人や地域の問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題となっている。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行う。

<自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する>

我が国では精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくない。特に、自殺者が多い中高年男性は、心の問題を抱えやすい上、相談することへの心理的な抵抗から問題が深刻化しがちと言われている。

他方、死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることが多い。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく。精神疾患においては、世界メンタルヘルスデー（10月10日）での広報活動等を通じて、普及啓発を図るとともに、メンタルヘルスへの理解促進を目指す。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られているだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、遺族等支援としても、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいく。

<マスメディアの自主的な取組への期待>

また、マスメディア等による自殺報道では、事実関係に併せて自殺の危険を示すサインやその対応方法等自殺予防に有用な情報を提供することにより大きな効果が得られる一方で、自殺手段の詳細な報道、短期集中的な報道は他の自殺を誘発する危険性があることが、自殺報道に関するガイドライン等で指摘されている。加えて、ニュースサイトやSNS、トレンドブログ等を通じて自殺報道がより急速に拡散されることなどにより、そうした危険性が更に高まることが懸念される。

このため、自殺報道に関するガイドライン等を踏まえた報道及びその扱いについて、報道機関やニュースサイト、SNS等事業者に対して要請を行ってきた。徐々に浸透してきているが、依然として、一部の報道において、自殺報道に関するガイドライン等に沿わない報道が見受けられた。国民の知る権利や報道の自由も勘案しつつ、適切な自殺報道が行われるよう、また自殺報道がSNS等を通じて過度に拡散されることを防ぐことができるよう、政府は引き続き、自殺報道に関するガイドライン等を遵守した報道等が行われるよう要請を行うとともに、マスメディア等による自主的な取組が推進されることを期待する。

5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要である。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要である。

地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関（地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等）とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりを支援する。

また、そうした地域プラットフォームが相互に協力するための地域横断的なネットワークづくりを推進する。

自殺総合対策における国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の果たすべき役割は以下のように考えられる。

<国>

自殺対策を総合的に策定し、実施する責務を有する国は、各主体が自殺対策を推進するために必要な基盤の整備や支援、関連する制度や施策における自殺対策の推進、国自らが全国を対象に実施することが効果的・効率的な施策や事業の実施等を行う。また、各主体が緊密に連携・協働するための仕組みの構築や運用を行う。

国は、指定調査研究等法人において、全ての都道府県及び市町村が地域自殺対策計画に基づきそれぞれの地域の特性に応じた自殺対策を推進するための支援を行うなどして、国と地方公共団体が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進する責務を有する。

<地方公共団体>

地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱、地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。

都道府県や政令指定都市に設置する地域自殺対策推進センターは、いわば管内のエリアマネージャーとして、指定調査研究等法人から分析データ等の迅速かつ的確な提供等の支援を受けつつ、管内の市町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援を行う。また、自

自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置したりするなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することが期待される。

<関係団体>

保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の自殺対策に関係する専門職の職能団体や大学・学術団体、自殺対策に直接関係はしないがその活動内容が自殺対策に寄与し得る業界団体等の関係団体は、国を挙げて自殺対策に取り組むことの重要性に鑑み、それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に参画する。

また、報道機関やニュースサイト、SNS等事業者は、自らが行う報道や報道の扱いが人々に与える影響の大きさを改めて認識し、自殺報道に関するガイドライン等の趣旨を踏まえた報道等を行うことにより、自殺対策を推進することが期待される。

<民間団体>

地域で活動する民間団体は、自殺防止を直接目的とする活動のみならず、保健、医療、福祉、教育、人権、労働、法律その他の関連する分野での活動もひいては自殺対策に寄与し得るということを理解して、他の主体との連携・協働の下、国、地方公共団体等からの支援も得ながら、積極的に自殺対策に参画する。

<企業>

企業は、労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、その雇用する労働者の心の健康の保持及び生命身体の安全の確保を図ることなどにより自殺対策において重要な役割を果たせること、ストレス関連疾患や勤務問題による自殺は、本人やその家族にとって計り知れない苦痛であるだけでなく、結果として、企業の活力や生産性の低下をもたらすことを認識し、積極的に自殺対策に参画する。

<国民>

国民は、自殺の状況や生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを理解し、また、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実も踏まえ、そうした心情や背景への理解を深めるよう努めつつ、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるようにする。

自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のため、主体的に自殺対策に取り組む。

6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組む。

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

「第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識」及び「第3 自殺総合対策の基本方針」を踏まえ、当面、特に集中的に取り組まなければならない施策として、基本法の改正の趣旨、8つの基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて更なる取組が求められる施策等に沿って、以下の施策を設定する。

なお、今後の調査研究の成果等により新たに必要となる施策については、逐次実施することとする。

また、以下の当面の重点施策はあくまでも国が当面、集中的に取り組まなければならない施策であって、地方公共団体においてもこれらに網羅的に取り組む必要があるということではない。地方公共団体においては、地域における自殺の実態、地域の実情に応じて必要な重点施策を優先的に推進すべきである。

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

基本法により、都道府県及び市町村は、大綱、地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされている。あわせて、国は、地方公共団体が当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を果たすために必要な助言その他の援助を行うものとされていることを踏まえて、国は地方公共団体に対して地域自殺実態プロフィールや地域自殺対策の政策パッケージ等を提供するなどして、地域レベルの実践的な取組への支援を強化する。

(1) 地域自殺実態プロフィールの作成

国は、指定調査研究等法人において、全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析した自殺実態プロフィールを作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定・見直しを支援する。【厚生労働省】

(2) 地域自殺対策の政策パッケージの作成

国は、指定調査研究等法人において、地域特性を考慮したきめ細かな対策を盛り込んだ地域自殺対策の政策パッケージを作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定・見直しを支援する。【厚生労働省】

(3) 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援

国は、地域自殺実態プロフィールや地域自殺対策の政策パッケージの提供、地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定等により、地域自殺対策計画の策定・見直しを支援する。【厚生労働省】

(4) 地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定

国は、地域自殺対策計画の円滑な策定に資するよう、地域自殺対策計画策定ガイドラインを策定する。【厚生労働省】

(5) 地域自殺対策推進センターへの支援

国は、都道府県や政令指定都市に設置する地域自殺対策推進センターが、管内の市町村の自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援を行うことができるよう、指定調査研究等法人による研修等を通じて地域自殺対策推進センターを支援する。また、地域自殺対策推進センターが地域自殺対策の牽引役として自殺対策を進められるよう、地域自殺対策推進センター長の設置及び全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援を行う。【厚生労働省】

（6）自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

国は、地方公共団体が自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置したりするなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することを促す。【厚生労働省】

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

平成28年4月、基本法の改正により、その基本理念において、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことが明記されるとともに、こうした自殺対策の趣旨について国民の理解と関心を深めるため、国民の責務の規定も改正された。また、国及び地方公共団体としても、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずることが必要であることから、自殺予防週間及び自殺対策強化月間について規定されている。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて国民の理解の促進を図る必要がある。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということの理解を促進することを通じて、自分の周りにもいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における国民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開する。

（1）自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

基本法第7条に規定する自殺予防週間（9月10日から16日まで）及び自殺対策強化月間（3月）において、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出し、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進する。あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施する。また、自殺予防週間や自殺対策強化月間について、国民の約3人に2人以上が聞いたことがあるようにすることを旨とする。【厚生労働省、関係府省】

（2）児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流及び心理・福祉の専門家や自殺対策に資する取組を行う関係団体との連携などを通じた児童生徒が命の大切さ・尊さを実感できる教育や、SOSの出し方に関する定期的な教育を含めた社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育を更に推進するとともに、自尊感情や自己有用感が得られ、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進める。【文部科学省】

児童生徒の自殺は、長期休業明け前後に多い傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、児童生徒向けの自殺予防の取組に関する周知徹底の強化を実施したり、GIGAスクール構想で配布されているPCやタブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進したりするなど、小学校、中学校、高等学校等における早期発見・見守り等の取組を推進する。【文部科学省】

さらに、メディアリテラシー教育とともに、情報モラル教育を推進する。【内閣府、総務省、文部科学省、消費者庁】

（3）自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識を浸透させることや、自殺や自殺関連事象に関する誤った社会通念から脱却し国民一人ひとりの危機遭遇時の対応能力（援助希求技術）を高めるため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を積極的に活用して正しい知識の普及を推進する。【厚生労働省】

また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する。【法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であるが、その一方で、中には、病気などにより衝動的に自殺で亡くなる人がいることも、併せて周知する。【厚生労働省】

ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。【厚生労働省】

（4）うつ病等についての普及啓発の推進

ライフステージ別の抑うつ状態やうつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発、心のサポーターの養成を通じたメンタルヘルスの正しい知識の普及を行うことにより、早期休息・早期相談・早期受診を促進する。【厚生労働省】

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、自殺総合対策の推進に資する調査研究等を疫学的研究や科学的研究も含め多角的に実施するとともに、その結果を自殺対策の実務的な視点からも検証し、検証による成果等を速やかに地域自殺対策の実践に還元する。

（1）自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証

社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過を多角的に把握し、保健、医療、福祉、教育、労働等の領域における個別的対応や制度の改善を充実させるための調査や、自殺未遂者を含む自殺念慮者の地域における継続的支援に関する調査等を実施する。【厚生労働省】

指定調査研究等法人においては、自殺対策全体のPDCAサイクルの各段階の政策過程に必要な調査及び働きかけを通じて、自殺対策を実践するとともに、必要なデータや科学的エビデンスの収集のため、研究のグランドデザインに基づき「革新的自殺研究推進プログラム」を推進する。【厚生労働省】

また、地方公共団体、関係団体、民間団体等が実施する自殺の実態解明のための調査の結果等を施策に生かせるよう、情報の集約、提供等を進める。さらに、相談機関等に集約される情報も、実態解明や対策検討・実施に当たり重要なものとなることから、相談機関等の意向も十分踏まえながら、集約し、活用することを検討する。【厚生労働省】

（2）調査研究及び検証による成果の活用

国、地方公共団体等における自殺対策の企画、立案に資するため、指定調査研究等法人における自殺の実態、自殺に関する内外の調査研究等自殺対策に関する情報の収集・整理・分析の結果を速やかに活用する。【厚生労働省】

（３）先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供

地方公共団体が自殺の実態、地域の実情に応じた対策を企画、立案、実施できるよう、指定調査研究等法人における、自殺実態プロフィールや地域自殺対策の政策パッケージ等の必要な情報の提供（地方公共団体の規模等、特徴別の先進事例の提供を含む。）を推進する。【厚生労働省】

（４）子ども・若者の自殺等についての調査

学校において、児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案について、学校が持つ情報の整理等の基本調査を行い、自殺の背景に学校生活に関係する要素があると考えられる場合や、遺族の要望がある場合等には、学校又は学校の設置者が再発防止を検討するための第三者を主体としたより詳細な調査を行う。【文部科学省】

さらに、国においては、詳細な調査の結果を収集し、児童生徒等の自殺の特徴や傾向、背景や経緯等を分析しながら、児童生徒等の自殺を防ぐ方策の検討を行う。【文部科学省、厚生労働省】

若年層及び女性等の自殺対策が課題となっていることを踏まえ、若者、女性及び性的マイノリティの自殺や生きづらさに関する支援一体型の調査を支援する。【厚生労働省、内閣府、文部科学省】

（５）コロナ禍における自殺等についての調査

令和２年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、「子ども」や「若年女性」等の自殺が急増し、自殺者数の総数が11年ぶりに前年を上回った。背景の要因としては、社会生活の変化や、過度に繰り返したり、センセーショナルな見出しを付けたりといった自殺報道の影響、配偶者からの暴力（DV）、育児、介護疲れ、雇用問題といった自殺につながりかねない問題の深刻化等が考えられるが、引き続き、情報の収集・整理・分析を進める。【厚生労働省、内閣府、文部科学省】

（６）死因究明制度との連動における自殺の実態解明

社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過等、自殺の実態の多角的な把握に当たっては、「死因究明等推進計画」（令和３年６月１日閣議決定）に基づく、死因究明により得られた情報の活用推進を含む死因究明等推進施策との連動性を強化する。【厚生労働省】

地域自殺対策推進センターにおける、「死因究明等推進計画」に基づき都道府県に設置される死因究明等推進地方協議会、保健所等との地域の状況に応じた連携、統計法第33条の規定に基づく死亡小票の精査・分析、地域の自殺の実態把握への活用を推進する。【厚生労働省】

「予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とした予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review:CDR）」については、令和２年度からモデル事業を実施しており、地方公共団体においては子どもの自殺例も検証対象としているところ、モデル事業により具体的な事例を積み上げ、課題等を踏まえて体制整備に向けた検討を進めていく。【厚生労働省】

（７）うつ病等の精神疾患の病態解明、治療法の開発及び地域の継続的ケアシステムの開発につながる学際的研究

自殺対策を推進する上で必要なうつ病等の精神疾患の病態解明や治療法の開発を進めるとともに、うつ病等の患者が地域において継続的にケアが受けられるようなシステムの開発につながる学際的研究を推進し、その結果について普及を図る。【厚生労働省】

（８）既存資料の利活用の促進

警察や消防、学校や教育委員会等が保有する自殺統計及びその関連資料を始め関係機関が保

有する資料について、地域自殺対策の推進に生かせるようにするため情報を集約し、提供を推進する。【警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省】

国、地方公共団体等における根拠に基づく自殺対策の企画、立案に資するため、指定調査研究等法人における自殺の実態、自殺に関する内外の調査研究等とともに、自殺対策に資する既存の政府統計マイクロデータ、機密性の高い行政記録情報を安全に集積・整理・分析するオンサイト施設を形成し、分析結果の政策部局・地方公共団体への提供を推進するとともに、地域における自殺の実態、地域の実情に応じた取組が進められるよう、地方公共団体や地域民間団体が保有する関連データの収集とその分析結果の提供やその利活用の支援、地域における先進的な取組の全国への普及等を推進する。【総務省、厚生労働省】

（9）海外への情報発信の強化を通じた国際協力の推進

日本においては、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数が3万人台から2万人台に減少したところであり、こうした日本における取組について国際的に発信し、国際的な自殺対策の推進への貢献を行う。【厚生労働省】

4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

自殺対策の専門家として直接的に自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上を図ることはもちろん、様々な分野において生きることの包括的な支援に関わっている専門家や支援者等を自殺対策に係る人材として確保、養成することが重要となっていることを踏まえて、幅広い分野で自殺対策教育や研修等を実施する。また、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉え、広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。

（1）大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進

生きることの包括的な支援として自殺対策を推進するに当たっては、自殺対策や自殺のリスク要因への対応に係る人材の確保、養成及び資質の向上が重要であることから、医療、保健福祉、心理等に関する専門家などを養成する大学、専修学校、関係団体等と連携して自殺対策教育を推進する。【文部科学省、厚生労働省】

（2）自殺対策の連携調整を担う人材の養成

地域における関係機関、関係団体、民間団体、専門家、その他のゲートキーパー等の連携を促進するため、関係者間の連携調整を担う人材の養成及び配置を推進する。【厚生労働省】

自殺リスクを抱えている人に寄り添いながら、地域における関係機関や専門家等と連携した課題解決などを通して相談者の自殺リスクが低下するまで伴走型の支援を担う人材の養成を推進する。【厚生労働省】

（3）かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

うつ病等の精神疾患患者は身体症状が出ることも多く、かかりつけの医師等を受診することも多いことから、将来専門とする分野にかかわらず、基本的な診療能力を身に付けるための医師臨床研修制度において、精神科研修を必修とし、うつ病を経験すべき疾病・病態に位置づけている。また、生涯教育等の機会を通じ、かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自殺リスクを的確に評価できる技術の向上並び

に地域における自殺対策や様々な分野の相談機関や支援策に関する知識の普及を図る。【厚生労働省】

（４）教職員に対する普及啓発等

児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、SOSの出し方を教えるだけでなく、子どもがSOSを出しやすい環境を整えることの重要性を伝え、また、大人が子どものSOSを察知し、それをどのように受け止めて適切な支援につなげるかなどについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成・配布等により取組の支援を行う。遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。【文部科学省】

（５）地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上

国は、地方公共団体が精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題に関する相談機能を向上させるため、保健師等の地域保健スタッフに対する心の健康づくりや当該地域の自殺対策についての資質向上のための研修を地域自殺対策推進センターと協力して実施することを支援する。【厚生労働省】

また、職域におけるメンタルヘルス対策を推進するため、産業保健スタッフの資質向上のための研修等を充実する。【厚生労働省】

（６）介護支援専門員等に対する研修

介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等の介護事業従事者の研修等の機会を通じ、心の健康づくりや自殺対策に関する知識の普及を図る。【厚生労働省】

（７）民生委員・児童委員等への研修

住民主体の見守り活動を支援するため、民生委員・児童委員等に対する心の健康づくりや自殺対策に関する施策についての研修を実施する。【厚生労働省】

（８）社会的要因に関連する相談員の資質の向上

消費生活センター、地方公共団体等の多重債務相談窓口、商工会・商工会議所等の経営相談窓口、ハローワークの相談窓口等の相談員、福祉事務所のケースワーカー、生活困窮者自立相談支援事業における支援員に対し、地域の自殺対策やメンタルヘルスについての正しい知識の普及を促進する。【金融庁、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、関係府省】

（９）遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、遺族等からの意見も踏まえつつ、遺族等に寄り添った適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を促進する。【警察庁、総務省】

（１０）様々な分野でのゲートキーパーの養成

弁護士、司法書士等、多重債務問題等の法律問題に関する専門家、調剤、医薬品販売等を通じて住民の健康状態等に関する情報に接する機会が多い薬剤師、定期的かつ一定時間顧客に接する機会が多いことから顧客の健康状態等の変化に気付く可能性のある理容師、児童生徒と日々接している教職員等、業務の性質上、ゲートキーパーとしての役割が期待される職業について、地域の自殺対策やメンタルヘルスに関する知識の普及に資する情報提供等、関係団体に必要な支援を行うこと等を通じ、ゲートキーパー養成の取組を促進する。【厚生労働省、関係府省】

若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。【厚生労働省、文部科学省】

(11) 自殺対策従事者への心のケアの推進

地方公共団体の業務や民間団体の活動に従事する人も含む自殺対策従事者について、相談者が自殺既遂に至った場合も含めて自殺対策従事者の心の健康を維持するための仕組みづくりを推進するとともに、心の健康に関する知見を生かした支援方法の普及を図る。また、相談窓口が逼迫する中で、継続的に相談員が相談者に寄り添いながら適切に相談にあたることができるよう、各相談機関において、スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等の組織的なフォローができるよう支援する。【厚生労働省】

(12) 家族や知人等を含めた支援者への支援

悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者が孤立せずに済むよう、支援する団体とも連携しながら、これらの家族等に対する支援を推進する。【厚生労働省】

(13) 研修資材の開発等

国、地方公共団体等が開催する自殺対策に関する様々な人材の養成、資質の向上のための研修を支援するため、研修資材の開発を推進するとともに、指定調査研究等法人における公的機関や民間団体の研修事業を推進する。【厚生労働省】

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進に加えて、過重労働やハラスメントの対策など職場環境の改善のための、職場、地域、学校における体制整備を進める。

(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止のための対策を推進する。【厚生労働省】

また、職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、引き続き、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法の改正により平成27年12月に創設されたストレスチェック制度の実施の徹底を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及を図る。あわせて、ストレスチェック制度の趣旨を踏まえ、長時間労働などの量的負荷のチェックの視点だけではなく、職場の人間関係や支援関係といった質的負荷のチェックの視点も踏まえて、職場環境の改善を図っていくべきであり、ストレスチェック結果を活用した集団分析を踏まえた職場環境改善に係る取組の優良事例の収集・共有、職場環境改善の実施等に対する助成措置等の支援を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する。【厚生労働省】

加えて、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトにおいて、総合的な情報提供や電話・メール・SNS相談を実施するとともに、各都道府県にある産業保健総合支援センターにおいて、事業者への啓発セミナー、事業場の人事労務担当者・産業保健スタッフへの研修、事業場への

個別訪問による若年労働者や管理監督者に対するメンタルヘルス不調の予防に関する研修等を実施する。【厚生労働省】

小規模事業場に対しては、安全衛生管理体制が必ずしも十分でないことから、産業保健総合支援センターの地域窓口において、個別訪問等によりメンタルヘルス不調を感じている労働者に対する相談対応等を実施するとともに、メンタルヘルス対策等の取組に対する助成措置等を通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を強化する。【厚生労働省】

さらに、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）や「健康・医療戦略」（平成26年7月22日閣議決定）に基づき、産業医・産業保健機能の強化、長時間労働の是正、法規制の執行の強化、健康経営の普及促進等をそれぞれ実施するとともに、それらを連動させて一体的に推進する。【厚生労働省、経済産業省】

また、パワーハラスメント対策については、引き続き、ポータルサイトや企業向けセミナー等を通じて、広く国民及び労使に向けた周知・広報を行うとともに、労使の具体的な取組の促進を図る。【厚生労働省】

さらに、全ての事業所においてパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントがあってはならないという方針の明確化や、その周知・啓発、相談窓口の設置等の措置が講じられるよう、また、これらのハラスメント事案が生じた事業所に対しては、適切な事後の対応及び再発防止のための取組が行われるよう都道府県労働局雇用環境・均等部（室）による指導の徹底を図る。【厚生労働省】

（2）地域における心の健康づくり推進体制の整備

精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題やその背景にある社会的問題等に関する相談対応機能を向上させるとともに、心の健康づくりにおける地域保健と産業保健及び関連する相談機関等との連携を推進する。【厚生労働省】

また、公民館等の社会教育施設の活動を充実することにより、様々な世代が交流する地域の居場所づくりを進める。【文部科学省】

さらに、心身の健康の保持・増進に配慮した公園整備など、地域住民が集い、憩うことのできる場所の整備を進める。【国土交通省】

農山漁村において高齢者が安心して活動し、暮らせるよう、高齢者の生きがい発揮のための施設整備を行うなど、快適で安心な生産環境・生活環境づくりを推進する。【農林水産省】

（3）学校における心の健康づくり推進体制の整備

保健室やカウンセリングルーム等をより開かれた場として、養護教諭等の行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置及び常勤化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充実を図る。また、相談の際にプライバシーが守られる環境を整備するとともに、これらの教職員の資質向上のための研修を行う。さらに、大学等においては、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生に必要な支援につなぐための教職員向けの取組の推進を図る。【文部科学省】

また、学校と地域が連携して、児童生徒がSOSを出したときにそれを受け止めることのできる身近な大人を地域に増やすための取組を推進する。【文部科学省、厚生労働省】

さらに、事業場としての学校の労働安全衛生対策を推進する。【文部科学省】

（4）大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

大規模災害の被災者は様々なストレス要因を抱えることとなるため、孤立防止や心のケアに加えて、生活再建等の復興関連施策を、発災直後から復興の各段階に応じて中長期にわたり講

することが必要である。また、支援者の心のケアも必要である。そのため、東日本大震災における被災者の心の健康状態や自殺の原因の把握及び対応策の検討・実施を引き続き進めるとともに、そこで得られた知見を今後の防災対策へ反映する。【内閣府、復興庁、厚生労働省】

東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故の被災者等について、復興のステージの進展に伴う生活環境の変化や避難に伴う差別・偏見等による様々なストレス要因を軽減するため、国、地方公共団体、民間団体等が連携して、被災者の見守り活動等の孤立防止や心のケア、人権相談のほか、生活再建等の復興関連施策を引き続き実施する。【法務省、文部科学省、復興庁、厚生労働省】

また、心のケアについては、被災者の心のケア支援事業の充実・改善や調査研究の拡充を図るとともに、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等を通じ、支援者も含めた被災者へのきめ細かな心のケアを実施する。【復興庁、厚生労働省】

大規模災害の発災リスクが高まる中、被災地域において適切な災害保健医療活動が行えるよう、平成28年熊本地震での課題を踏まえた災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備と人材育成の強化、災害拠点精神科病院の整備を早急に進める。また、災害現場で活動するDPAT隊員等の災害支援者が惨事ストレスを受けるおそれがあるため、惨事ストレス対策を含めた支援の方策について、地方公共団体とDPATを構成する関係機関との事前の取決め等の措置を講じる。【厚生労働省】

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、必要に応じて精神科医療につなぐ取組が進められている状況を踏まえ、これらの人々が適切な精神科医療を確実に受けられるよう精神科医療体制を充実する。また、必ずしも精神科医療につなぐだけでは対応が完結しない事例も少なくないと考えられ、精神科医療につながった後も、その人が抱える悩み、すなわち自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に対して包括的に対応する必要がある。そのため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする。

（1）精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上

各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉施策を踏まえつつ、地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体等のネットワークの構築を促進する。特に、精神科医療、保健、福祉の連動性を高める。【厚生労働省】

また、地域において、かかりつけの医師等がうつ病と診断した人や救急医療機関に搬送された自殺未遂者について、生活上の課題等の確認をする体制、退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制及び様々な分野の相談機関につなげる多機関連携体制の整備を推進する。【厚生労働省】

（2）精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実

かかりつけの医師や救急医療機関等が、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者を精神科医療につなげようとする際、精神科医療機関がこれらの緊急性を踏まえて確実に対応できるよう、診療報酬での取扱いを踏まえた精神科医療体制の充実の方策を検討する。【厚生労働省】

心理職等の精神科医療従事者に対し、精神疾患に対する適切な対処等に関する研修を実施し、

精神科医をサポートできる心理職等の養成を図るとともに、うつ病の改善に効果の高い認知行動療法などの治療法を普及し、その実施によるうつ病患者の減少を図るため、主に精神科医療において専門的にうつ病患者の治療に携わる者に対し研修を実施する。【厚生労働省】

これらの心理職等のサポートを受けて精神科医が行う認知行動療法などの診療の更なる普及、均てん化を図るため、認知行動療法研修事業の充実・強化、人材育成や連携体制の構築、診療報酬での取扱いを踏まえた精神科医療体制の充実の方策を検討する。【厚生労働省】

また、適切な薬物療法の普及や過量服薬対策を徹底するとともに、環境調整についての知識の普及を図る。【厚生労働省】

（3）精神保健医療福祉サービスの連動性を高めるための専門職の配置

各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉施策を踏まえつつ、地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体等のネットワークの構築を促進する。特に、精神科医療、保健、福祉の連動性を高める。さらに、これらの施策の連動性を高めるため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関等に配置するなどの取組を進める。【厚生労働省】【一部再掲】

（4）かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

うつ病等の精神疾患患者は身体症状が出ることも多く、かかりつけの医師等を受診することも多いことから、将来専門とする分野にかかわらず、基本的な診療能力を身に付けるための医師臨床研修制度において、精神科研修を必修とし、うつ病を経験すべき疾病・病態に位置づけている。また、生涯教育等の機会を通じ、かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自殺リスクを的確に評価できる技術の向上並びに地域における自殺対策や様々な分野の相談機関や支援策に関する知識の普及を図る。【厚生労働省】【再掲】

（5）子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

成人とは異なる診療モデルについての検討を進め、子どもの心の問題に対応できる医療系関係専門職や子どもの心の診療に専門的に関わる医師等の養成を推進するなど子どもの心の診療体制の整備を推進する。【厚生労働省】

子どもに対して緊急入院も含めた医療に対応可能な医療機関を拡充し、またそのための人員を確保する。【厚生労働省】

児童相談所や市町村の子どもの相談に関わる機関等の機能強化を図るとともに、精神保健福祉センターや市町村の障害福祉部局等の療育に関わる関係機関との連携の強化を図る。【厚生労働省】

さらに、療育に関わる関係機関と学校及び医療機関等との連携を通して、どのような家庭環境にあっても、全ての子どもが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる環境を整備する。【厚生労働省】

（6）うつ等のスクリーニングの実施

保健所、市町村の保健センター等による訪問指導や住民健診、健康教育・健康相談の機会を活用することにより、地域における、うつ病の懸念がある人の把握を推進する。【厚生労働省】

特に高齢者については、閉じこもりやうつ状態になることを予防することが、介護予防の観点からも必要であり、地域の中で生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを推進することが重要である。このため、市町村が主体となって高齢者の介護予防や社会参加の推進等のための多様な通いの場の整備など、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進

する。【厚生労働省】

また、出産後間もない時期の産婦については、産後うつ等の予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化する。

【厚生労働省】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」において、子育て支援に関する必要な情報提供等を行うとともに、産後うつ等の予防等も含めた支援が必要な家庭を把握した場合には、適切な支援に結びつける。【厚生労働省】

（7）うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者において、例えば、依存症においては関連法令に基づく取組、借金や家族問題等との関連性も踏まえて、調査研究を推進するとともに、継続的に治療・援助を行うための体制の整備、地域の医療機関を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築、自助活動に対する支援等を行う。

【厚生労働省】

また、思春期・青年期において精神的問題を抱える者、自傷行為を繰り返す者や過去のいじめや被虐待経験などにより深刻な生きづらさを抱える者については、とりわけ若者の職業的自立の困難さや生活困窮などの生活状況等の環境的な要因も十分に配慮しつつ、地域の救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるように支援するなど、要支援者の早期発見、早期介入のための取組を推進する。【厚生労働省】

（8）がん患者、慢性疾患患者等に対する支援

がん患者について、必要に応じ専門的、精神心理的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センターを中心とした体制の構築と周知を行う。【厚生労働省】

重篤な慢性疾患に苦しむ患者等からの相談を適切に受けられることができる看護師等を養成するなど、心理的ケアが実施できる体制の整備を図る。【厚生労働省】

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で実施する必要がある。そのため、様々な分野において、「生きることの阻害要因」を減らし、併せて「生きることの促進要因」を増やす取組を推進する。

（1）地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信

地方公共団体による自殺対策関連の相談窓口等を掲載した啓発用のパンフレット等が、啓発の対象となる人たちのニーズに即して作成・配布されるよう支援し、併せて地域の相談窓口が住民にとって相談しやすいものになるよう体制の整備を促進する。【厚生労働省】

また、悩みを抱える人がいつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるためのよりどころとして、自殺防止のための24時間365日の無料電話相談を設置し、併せて地方公共団体による電話相談について全国共通ダイヤル（こころの健康相談統一ダイヤル）を設定し、引き続き当該電話相談を利用に供するとともに、民間団体による電話相談窓口の支援を行う。さらに多様な相談ニーズに対応するため、SNSや新たなコミュニケーションツールを活

用した相談事業支援を拡充し、相談者が必要とするときに効果的な対応が可能となるよう仕組みの構築を進める。【厚生労働省】

電話、SNS等を活用した相談について、自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉え、広く周知を進めることにより、国民の約3人に2人以上が当該電話相談及びSNS等相談について聞いたことがあるようにすることを目指す。【厚生労働省】

さらに、支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を活用した検索等の仕組みや検索連動広告及びプッシュ型の情報発信など、生きることの包括的な支援に関する情報の集約、提供を強化し、その周知を徹底する。【厚生労働省】

地域共生社会の実現に向けた施策として、制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、地域住民と公的な関係機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める。【厚生労働省】

（2）多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

「多重債務問題改善プログラム」に基づき、多重債務者に対するカウンセリング体制の充実、セーフティネット貸付の充実を図る。【金融庁、消費者庁、厚生労働省】

（3）失業者等に対する相談窓口の充実等

失業者に対して早期再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施するほか、失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談に対応し、さらに地方公共団体等との緊密な連携を通して失業者への包括的な支援を推進する。【厚生労働省】

また、「地域若者サポートステーション」において、地域の関係機関とも連携し、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援する。【厚生労働省】

（4）経営者に対する相談事業の実施等

商工会・商工会議所等と連携し、経営の危機に直面した個人事業主や中小企業の経営者等を対象とした相談事業、中小企業の一般的な経営相談に対応する相談事業を引き続き推進する。【経済産業省】

また、全都道府県に設置している中小企業活性化協議会において、財務上の問題を抱える中小企業者に対し、窓口における相談対応や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援など、事業再生に向けた支援を行う。【経済産業省】

さらに、融資の際に経営者以外の第三者の個人保証を原則求めないことを金融機関に対して引き続き徹底するよう求めていくとともに、経営者の個人保証によらない融資をより一層促進するため「経営者保証に関するガイドライン」の周知・普及に努める。【金融庁、経済産業省】

（5）法的問題解決のための情報提供の充実

日本弁護士連合会・弁護士会と連携しつつ、日本司法支援センター（法テラス）の法的問題解決のための情報提供の充実及び国民への周知を図る。【法務省】

また、司法書士会と連携し、司法書士会のホームページ等を通じて、相談事業の国民への周知を図る。【法務省】

（6）危険な場所、薬品等の規制等

自殺の多発場所における安全確保の徹底や支援情報等の掲示、鉄道駅におけるホームドア・ホーム柵の整備の促進等を図る。【厚生労働省、国土交通省】

また、危険な薬品等の譲渡規制を遵守するよう周知の徹底を図るとともに、従来から行って

いる自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を継続して実施する。【警察庁、厚生労働省】

(7) ICTを活用した自殺対策の強化

支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を活用した検索等の仕組みや検索連動広告及びプッシュ型の情報発信など、支援策情報の集約、提供を強化する。【厚生労働省】【再掲】

「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識を浸透させることや、自殺や自殺関連事象に関する誤った社会通念から脱却し国民一人ひとりの危機遭遇時の対応能力（援助希求技術）を高めるため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を積極的に活用して正しい知識の普及を推進する。

【厚生労働省】【再掲】

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声掛け活動だけではなく、ICT（情報通信技術）も活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。【厚生労働省】

(8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進

SNSによる集団自殺の呼び掛け等、インターネット上の自殺の誘引・勧誘に係る情報については、警察とインターネット・ホットラインセンターが通報を受け、また、警察とサイバーパトロールセンターがサイバーパトロールを行うなどして把握に努め、警察とインターネット・ホットラインセンターが、プロバイダ等と連携してサイト管理者等に削除を依頼するなど、自殺防止のための必要な措置を講じる。【警察庁】

また、第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介するなどの情報等への対応として、青少年へのフィルタリングの普及等の対策を推進する。【総務省、文部科学省、経済産業省】

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を促進し、同法に基づく基本計画等により、青少年がインターネットを利用して有害な情報閲覧する機会をできるだけ少なくするためにフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。【内閣府、文部科学省、経済産業省、総務省】

(9) インターネット上の自殺予告事案への対応等

インターネット上の自殺予告事案に対する迅速・適切な対応を継続して実施する。【警察庁】

また、インターネットにおける自殺予告サイトへの書き込み等の違法・有害情報について、フィルタリングソフトの普及、プロバイダにおける自主的措置への支援等を実施する。【総務省、経済産業省】

加えて、電子掲示板への特定個人を誹謗中傷する書き込み等の違法・有害情報について、プロバイダにおける自主的措置への支援、速やかな書き込みの削除の支援及び人権相談等を実施する。【総務省、法務省】

侮辱罪の法定刑の引上げ（令和4年7月7日施行）の趣旨・内容を踏まえ、検察当局においては、誹謗中傷の事案についても、法と証拠に基づき、事案の内容等に応じて、処罰すべき悪質な行為については厳正な処分を行い、適切に対処を行う。【法務省】

(10) 介護者への支援の充実

高齢者や日常生活に支障を来す状態の者への介護者負担を軽減するため、地域包括支援センターその他関係機関等との連携協力体制の整備や介護者に対する相談等が円滑に実施されるよう、相談業務等に従事する職員の確保や資質の向上などに関し、必要な支援の実施に努める。

【厚生労働省】

(11) ひきこもりへの支援の充実

保健、医療、福祉、教育、労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり支援を推進する。このほか、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所において、医師や保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等による相談・支援を、本人や家族に対して行う。【厚生労働省】

(12) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与え、自殺のリスク要因ともなり得る。児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、市町村及び児童相談所の相談支援体制を強化するとともに、社会的養護の充実に努める。【厚生労働省】

また、児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときなどに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」について、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、積極的な広報・啓発を実施する。【厚生労働省】

また、社会的養護の下で育った子どもは、施設などを退所し自立するに当たって、保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難を抱えることが多い。そのため、子どもの自立支援を効果的に進めるために、例えば進学や就職などのタイミングで支援が途切れることのないよう、退所した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実に努める。【厚生労働省】

性犯罪・性暴力の被害者の精神的負担軽減のため、被害者が必要とする情報の集約や関係機関による支援の連携を強めるとともに、カウンセリング体制の充実や被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】

また、自殺対策との連携を強化するため、自殺対策に係る電話相談事業及びSNS相談事業を行う民間支援団体による支援の連携を強めるとともに、オンラインでの取組も含めた居場所づくりの充実に努める。【厚生労働省】

さらに、性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】性犯罪・性暴力の被害者において、PTSD等精神疾患の有病率が高い背景として、PTSD対策における医療と保健との連携の不十分さが指摘されている。このため性犯罪・性暴力の被害者支援を適切に行う観点から、性犯罪・性暴力の被害者や犯罪被害者支援に特化したPTSD研修を継続していく。【厚生労働省】

(13) 生活困窮者への支援の充実

複合的な課題を抱える生活困窮者の中に自殺リスクを抱えている人が少なくない実情を踏まえて、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、自殺対策に係る関係機関等とも緊密に連携し、効果的かつ効率的な支援を行う。また、地

域の現場でそうした連携が進むよう、連携の具体的な実践例の周知や自殺対策の相談窓口を訪れた生活困窮者を必要な施策につなげるための方策を検討するなど、政策的な連携の枠組みを推進する。【厚生労働省】

さらに、関係機関の相談員を対象に、ケース検討を含む合同の研修を行い、生活困窮者自立支援制度における関係機関の連携促進に配慮した共通の相談票を活用するなどして、自殺対策と生活困窮者自立支援制度の連動性を高めるための仕組みを構築する。【厚生労働省】

（14）ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等

子育てと生計の維持を一人で担い、様々な困難を抱えている人が多いひとり親家庭を支援するため、地方公共団体のひとり親家庭の相談窓口に、母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員の配置を進め、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じるとともに、必要に応じて、他の支援機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を推進する。【厚生労働省】

（15）性的マイノリティへの支援の充実

法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じる。人権相談等で、性的マイノリティ等に関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。【法務省】

性的マイノリティは、社会や地域の無理解や偏見等の社会的要因によって自殺念慮を抱えることもあり、大学等において、本人の同意なく、その人の性的指向・性自認に関する情報を第三者に暴露すること（アウティング）も問題になっていることから、性的マイノリティに関する正しい理解を広く関係者に促進するとともに、学校における適切な教育相談の実施等を促す。

【文部科学省】

性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口（よりそいホットライン）を設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決につなげる寄り添い支援を行う。【厚生労働省】

性的指向・性自認に関する侮辱的な言動や、労働者の了解を得ずに性的指向・性自認などの機微な個人情報をおの他の労働者に暴露することが職場におけるパワーハラスメントに該当し得ること、職場におけるセクシュアルハラスメントは相手の性的指向・性自認にかかわらず該当し得ること等について、引き続きパンフレット等を活用して周知を行う。その他、公正な採用選考についての事業主向けパンフレットに「性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」旨を記載し周知する。【厚生労働省】

（16）相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化

国や地方公共団体、民間団体による相談事業において、障害の特性等により電話や対面による相談が困難な場合であっても、可能な限り相談ができるよう、FAX、メール、SNS等の多様な意思疎通の手段の確保を図る。【厚生労働省】

地方公共団体による取組を支援するなど、子どもに対するSNSを活用した相談体制の実現を図る。【文部科学省】

性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】【再掲】

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声掛け活動だけではなく、ICT（情報通信技術）も活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。【厚生労働省】【再掲】

（17）関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知

地域における多様な支え手による生きることの包括的な支援を円滑に行えるようにするため、相談者本人の意思を尊重しつつ、有機的な連携のため必要な相談者に係る情報を共有することができるよう、関係機関の連携に必要な情報共有の仕組みに係る取組事例を収集し、地方公共団体等に周知する。【厚生労働省】

また、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者への支援に関して、生活困窮者自立支援制度における支援会議の活用など、個人情報 の適正な取扱いに関する体制の整備を推進する。【厚生労働省】

（18）自殺対策に資する居場所づくりの推進

生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性、性的マイノリティの方等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、孤立する前に、地域とつながり、支援につながるよう、オンラインでの取組も含めて、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進する。【厚生労働省、関係府省】

相談者が抱える問題を具体的に解決して「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす個別的な支援と、相談者の自己肯定感を高めて「生きることの促進要因（自殺の保護要因）」を増やす居場所活動を通じた支援とを連動させた包括的な生きる支援を推進する。【厚生労働省】

（19）報道機関に対するWHOの手引き等の周知等

報道機関に適切な自殺報道を呼び掛けるため、WHOの自殺予防の手引きのうち「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識（WHO作成）」及び「自殺対策を推進するために映画制作者と舞台・映像関係者に知ってもらいたい基礎知識（WHO作成）」を報道各社に周知し、それらを遵守するよう要請する。また、国内の報道機関が自主的に策定した自殺報道に関するガイドライン等の活用を呼び掛ける。【厚生労働省】

マスメディアにおける自主的な取組に資するよう、自殺報道の影響や諸外国の取組等に関する調査研究を行うとともに、ウェルテル効果（報道が自殺者を増加させる効果）を防ぐための取組や、パパゲーノ効果（報道が自殺を抑止する効果）を高めるための取組や報道における扱いについて、報道関係者やニュースサイト及びSNS等事業者と協力して理解を深めていくための取組を推進する。【厚生労働省】

（20）自殺対策に関する国際協力の推進

海外の様々な知見等を我が国の自殺対策に活用すべく、海外の自殺対策関係団体等との交流を推進する。【厚生労働省】

日本においては、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数が3万人台から2万人台に減少したところであり、こうした日本における取組について国際的に発信し、国際的な自殺対策の推進への貢献を行う。【厚生労働省】【再掲】

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

救急医療機関に搬送された自殺未遂者への複合的ケースマネジメントの効果検証、医療機関

と地方公共団体の連携による自殺未遂者支援の取組検証など、各地で展開された様々な試行的取組の成果の蓄積等を踏まえて、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策を強化する。また、自殺未遂者を支える家族や支援者等への支援を充実する。

(1) 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備

自殺未遂者の再企図を防ぐためには、救急医療機関に搬送された自殺未遂者に退院後も含めて精神科又は心療内科につなぐなど、継続的に適切に介入するほか、対応困難例の事例検討や地域の医療従事者への研修等を通じて、地域の自殺未遂者支援の対応力を高める拠点となる医療機関が必要であり、これらの取組に対する支援を強化するとともに、モデル的取組の横展開を図る。【厚生労働省】

かかりつけの医師や救急医療機関等が、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者を精神科医療につなげようとする際、精神科医療機関がこれらの緊急性を踏まえて確実に対応できるよう、診療報酬での取扱いを踏まえた精神科医療体制の充実の方策を検討する。【厚生労働省】【再掲】

(2) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実

精神科救急医療体制の充実を図るとともに、救命救急センター等に精神保健福祉士等の精神保健医療従事者等を配置するなどして、治療を受けた自殺未遂者の精神科医療ケアの必要性を評価し、必要に応じて精神科医による診療や精神保健医療従事者によるケアが受けられる救急医療体制の整備を図る。【厚生労働省】

また、自殺未遂者に対する的確な支援を行うため、自殺未遂者の治療とケアに関するガイドラインについて、救急医療関係者等への研修等を通じて普及を図る。【厚生労働省】

(3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化

各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉施策を踏まえつつ、地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築を促進する。医療機関と地方公共団体が自殺未遂者への支援を連携して行うことにより、切れ目のない継続かつ包括的な自殺未遂者支援を推進する。また、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者への支援に関して、生活困窮者自立支援制度における支援会議の活用など、個人情報適正な取扱いに関する体制の整備を推進する。さらに、この連携を促進するため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関等に配置するなどの取組を進める。【厚生労働省】【一部再掲】

また、地域において、かかりつけの医師等がうつ病と診断した人や救急医療機関に搬送された自殺未遂者について、生活上の課題等の確認をする体制、退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制及び様々な分野の相談機関につなげる多機関連携体制の整備を推進する。【厚生労働省】【再掲】

自殺未遂者は、再度の自殺を図る可能性が高いこと、また、自殺対策を講じる上で、その原因の究明や把握が必要であることから、自殺未遂者から得られた実態を分析し、有効な自殺対策につなげるため、匿名でデータベース化する取組を進めていく。【厚生労働省】

(4) 居場所づくりとの連動による支援

生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性、性的マイノリティの方等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、孤立する前に、地域とつながり、支援につながるよう、オンラインでの取組も含めて、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進する。【厚生労働省、関係府省】【再掲】

相談者が抱える問題を具体的に解決して「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減

らず個別的な支援と、相談者の自己肯定感を高めて「生きることの促進要因(自殺の保護要因)」を増やす居場所活動を通じた支援とを連動させた包括的な生きる支援を推進する。【厚生労働省】【再掲】

(5) 家族等の身近な支援者に対する支援

自殺の原因となる社会的要因に関する各種相談機関とのネットワークを構築することにより精神保健福祉センターや保健所の保健師等による自殺未遂者に対する相談体制を充実するとともに、地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体のネットワークを構築するなど継続的なケアができる体制の整備を一層進めることなどにより、退院後の家族や知人等の身近な支援者による見守りへの支援を充実する。【厚生労働省】

また、諸外国の実証研究において、家族等の支援を受けた自殺未遂者本人の自殺関連行動や抑うつ感、自殺未遂者の家族自身の抑うつや自殺念慮が改善したとの報告があることを踏まえ、自殺未遂者の日常的な支援者としての家族や知人等、自殺未遂者のことで悩んでいる家族や知人等の支えになりたいと考える者を対象とした研修を開催するとともに、身近な人を支えるための傾聴スキルを学べる動画等を作成して一般に公開し、自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉えて啓発を行う。【厚生労働省】

(6) 学校、職場等での事後対応の促進

学校、職場で自傷行為や自殺未遂を把握した場合に、その直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺未遂後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの資料の普及等により、適切な事後対応を促す。【文部科学省、厚生労働省】

また、学校においては、自殺未遂に至った事例について関係者による再発防止に向けた検討の実施を促す。【文部科学省】

9. 遺された人への支援を充実する

基本法では、その目的規定において、自殺対策の総合的推進により、自殺の防止を図るとともに、自殺者の親族等の支援の充実を図ることが掲げられている。自殺により遺された人等に対する迅速な支援を行うとともに、全国どこでも、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう情報提供を推進するなど、支援を充実する。また、遺族の自助グループ等の地域における活動を支援する。

(1) 遺族の自助グループ等の運営支援

地域における遺族の自助グループ等の運営、相談機関の遺族等への周知を支援するとともに、精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺族等への相談体制を充実する。【厚生労働省】

(2) 学校、職場等での事後対応の促進

学校、職場で自殺があった場合に、その直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの資料の普及等を行い、遺族の声を聞く機会を設ける等により遺族等の意向を丁寧に確認しつつ、遺族等に寄り添った適切な事後対応を促す。【文部科学省、厚生労働省】

(3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等

遺族等が全国どこでも、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう、指定調査研究等法人を中心に取り組む。また、遺族等が総合的な支援ニーズを持つ可能性があること

を踏まえ、必要に応じて役立つ情報を迅速に得ることができるよう、一般的な心身への影響と留意点、諸手続に関する情報、自助グループ等の活動情報、民間団体及び地方公共団体の相談窓口その他必要な情報を掲載したパンフレットの作成と、遺族等と接する機会の多い関係機関等での配布を徹底するなど、自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供を推進する。【厚生労働省】

遺族等が必要とする遺族の自助グループ等の情報や行政上の諸手続及び法的問題への留意事項等を取りまとめ「生きることの包括的な支援」として作成された「自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引き」(平成30年11月)の活用を推進するとともに、必要な見直しや情報の整理及び提供を行う。【厚生労働省】

(4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、遺族等からの意見も踏まえつつ、遺族等に寄り添った適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を促進する。【警察庁、総務省】【再掲】

(5) 遺児等への支援

地域における遺児等の支援活動の運営、遺児等やその保護者への相談機関の周知を支援するとともに、児童生徒と日頃から接する機会の多い学校の教職員を中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談所、精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺児等に関する相談体制を充実する。【文部科学省、厚生労働省】

遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。【文部科学省】【再掲】

また、遺児の中には、ケアを要する家族がいる場合、自身がヤングケアラーとならざるを得ない可能性があるが、そうした場合に心理的なサポートに加えて看護や介護等を含めた支援を受けられるよう、適切な情報の周知や支援を強化する。【厚生労働省】

10. 民間団体との連携を強化する

国及び地域の自殺対策において、民間団体は非常に重要な役割を担っている。しかし、多くの民間団体が、組織運営や人材育成、資金確保等の面で課題を抱えている。そうした現状を踏まえ、平成28年4月、基本法の改正により、国及び地方公共団体は、民間団体の活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。とされた。

(1) 民間団体の人材育成に対する支援

民間団体における相談の担い手や他機関連携を促すコーディネーターの養成を支援する。【厚生労働省】

活動分野ごとのゲートキーパー養成のための研修資料の開発や研修資料の開発支援、研修受講の支援等により、民間団体における人材養成を支援する。【厚生労働省】

(2) 地域における連携体制の確立

地域において、自殺対策を行っている公的機関、民間団体等の実践的な連携体制の確立を促すとともに、連携体制が円滑に機能するよう優良事例に関する情報提供等の支援を行う。【厚生労働省】

消費者トラブルの解消とともに自殺等の兆候の事前察知や関係機関の連携強化等にも寄与するため、トラブルに遭うリスクの高い消費者(高齢者、消費者被害経験者等)の消費者被害の防止のための見守りネットワークの構築を支援する。【消費者庁】

（３）民間団体の相談事業に対する支援

民間団体による自殺対策を目的とした相談事業に対する支援を引き続き実施する。【厚生労働省】

また、相談員の人材育成等に必要な情報提供を行うなどの支援を引き続き実施する。【厚生労働省】

民間団体による電話相談窓口の支援を行うとともに、多様な相談ニーズに対応するため、SNSや新たなコミュニケーションツールを活用した相談事業支援を拡充し、相談者が必要とするときに効果的な対応が可能となるよう仕組みの構築を進める。【厚生労働省】【再掲】

（４）民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

国及び地域における取組を推進するため、民間団体の実施する先駆的・試行的な自殺対策や調査等を支援する。【厚生労働省】

また、民間団体が先駆的・試行的な自殺対策に取り組みやすくなるよう、必要な情報提供等の支援を行う。【厚生労働省】

自殺多発地域における民間団体を支援する。【厚生労働省】

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

我が国の自殺者数は、近年、全体としては低下傾向にあるものの、小中高生の自殺者数は増えており、令和3年には小中高生の自殺者数が過去2番目の水準となった。また、若年層の死因に占める自殺の割合は高く、若年層の自殺対策が課題となっている。さらに、基本法に学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれていることなどから、特に若者の自殺対策を更に推進する。支援を必要とする若者が漏れないよう、その範囲を広くとることは重要であるが、ライフステージ（学校の各段階）や立場（学校や社会とのつながりの有無等）ごとに置かれている状況は異なっており、自殺に追い込まれている事情も異なっていることから、それぞれの集団の置かれている状況に沿った施策を実施することが必要である。

（１）いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

いじめ防止対策推進法、「いじめの防止等に関する基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）等に定める取組を推進するとともに、いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること、またその際、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきことを指導する。【文部科学省】

子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような24時間の全国統一ダイヤル（24時間子供SOSダイヤル）によるいじめなどの問題に関する電話相談体制について地方公共団体を支援するとともに、学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進する。また、地方公共団体による取組を支援するなど、子どもに対するSNSを活用した相談体制の実現を図る。【文部科学省】【一部再掲】

また、地域の人権擁護委員等が手紙のやりとりを通じて子どもの悩みに寄り添う「子どもの人権SOSミニレター」などの子どもの人権を守る取組を引き続き実施する。【法務省】

いじめが人に与える影響の大きさへの理解を促すため、いじめを受けた経験のある人やいじめを苦しんで自殺で亡くなった子を持つ遺族等の体験談等を、学校において、子どもや教育関係者が聴く機会を設けるよう努める。【文部科学省】

（２）学生・生徒等への支援の充実

児童生徒の自殺は、長期休業明け前後に多い傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、児童生徒向けの自殺予防の取組に関する周知徹底の強化を実施したり、G I G Aスクール構想で配布されているPCやタブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進したりするなど、小学校、中学校、高等学校等における早期発見・見守り等の取組を推進する。【文部科学省】【再掲】

保健室やカウンセリングルーム等をより開かれた場として、養護教諭等の行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置及び常勤化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充実を図る。また、相談の際にプライバシーが守られる環境を整備するとともに、これらの教職員の資質向上のための研修を行う。さらに、大学等においては、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生に必要な支援につなぐための教職員向けの取組の推進を図る。【文部科学省】【再掲】

児童生徒の精神不調等の早期発見や、児童生徒の自殺の実態解明について、ITツールの活用を通じた取組を検討する。【文部科学省】

自殺リスクが高い子どもがいる場合、迅速かつ適切に対応できるよう、子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、教育委員会、地方公共団体の自殺対策担当者、児童相談所、福祉施設、医療機関、警察等の関係機関及び地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みの設置や運営に関する支援を行うとともに、自殺リスクが高い子どもへの緊急対応について教職員等が専門家や関係機関へ迅速な相談を行えるような体制を構築する。【厚生労働省、文部科学省】

いじめ防止対策推進法、「いじめの防止等に関する基本的な方針」等に定める取組を推進するとともに、いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること、またその際、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきことを指導する。【文部科学省】【再掲】

子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような24時間の全国統一ダイヤル（24時間子供SOSダイヤル）によるいじめなどの問題に関する電話相談体制について地方公共団体を支援するとともに、学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進する。また、地方公共団体による取組を支援するなど、子どもに対するSNSを活用した相談体制の実現を図る。【文部科学省】【再掲】

また、地域の人権擁護委員等が手紙のやりとりを通じて子どもの悩みに寄り添う「子どもの人権SOSミニレター」などの子どもの人権を守る取組を引き続き実施する。【法務省】【再掲】

不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所の確保を含めた早期からの支援につながる効果的な取組等を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の充実を図る。【文部科学省】

高校中途退学者及び進路未決定卒業者について、中途退学、卒業後の状況等に関する実態の把握及び共有に努め、ハローワーク、地域若者サポートステーション、学校等の関係機関が連携協力し、効果的な支援を行う。【文部科学省、厚生労働省】

（３）SOSの出し方に関する教育の推進

学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流及び心理・福祉の専門家や自殺対

策に資する取組を行う関係団体との連携などを通じた児童生徒が命の大切さ・尊さを実感できる教育や、SOSの出し方に関する定期的な教育を含めた社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育を更に推進するとともに、自尊感情や自己有用感が得られ、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進める。【文部科学省】【再掲】

児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、SOSの出し方を教えるだけではなく、子どもがSOSを出しやすい環境を整えることの重要性を伝え、また、大人が子どものSOSを察知し、それをどのように受け止めて適切な支援につなげるかなどについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成・配布等により取組の支援を行う。遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。【文部科学省】【再掲】

（４）子どもへの支援の充実

貧困の状況にある子どもが抱える様々な問題が自殺のリスク要因となりかねないため、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき実施される施策と自殺対策との連携を深める。【内閣府、厚生労働省】

生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援や居場所づくりに加え、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行う学習・生活支援事業を実施するとともに、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるひとり親家庭の子どもを対象に、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得や学習支援等を行う居場所づくりを推進する。【厚生労働省】

児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与える。児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、市町村及び児童相談所の相談支援体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。【厚生労働省】【再掲】

また、社会的養護の下で育った子どもは、施設などを退所し自立するに当たって、保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難を抱えることが多い。そのため、子どもの自立支援を効果的に進めるために、例えば進学や就職などのタイミングで支援が途切れることのないよう、退所した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図る。【厚生労働省】【再掲】

（５）若者への支援の充実

「地域若者サポートステーション」において、地域の関係機関とも連携し、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援する。【厚生労働省】【再掲】

保健、医療、福祉、教育、労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり支援を推進する。このほか、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所において、医師や保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等による相談・支援を、本人や家族に対して行う。【厚生労働省】【再掲】

性犯罪・性暴力の被害者の精神的負担軽減のため、被害者が必要とする情報の集約や関係機関による支援の連携を強めるとともに、カウンセリング体制の充実や被害者の心情に配慮した

事情聴取等を推進する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】【再掲】

また、自殺対策との連携を強化するため、自殺対策に係る電話相談事業及びSNS相談事業を行う民間支援団体による支援の連携を強めるとともに、オンラインでの取組も含めた居場所づくりの充実を推進する。【厚生労働省】【再掲】

さらに、性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】【再掲】

思春期・青年期において精神的問題を抱える者、自傷行為を繰り返す者や被虐待経験などにより深刻な生きづらさを抱える者について、地域の救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関・関係団体のネットワークの構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援するなど、精神疾患の早期発見、早期介入のための取組を推進する。【厚生労働省】【一部再掲】

（6）若者の特性に応じた支援の充実

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声掛け活動だけではなく、ICT（情報通信技術）も活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。【厚生労働省】【再掲】

支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を活用した検索等の仕組みや検索連動広告及びプッシュ型の情報発信など、支援策情報の集約、提供を強化する。【厚生労働省】【再掲】

若年層の自殺対策が課題となっていることを踏まえ、若者の自殺や生きづらさに関する支援一体型の調査を支援する。【厚生労働省】【再掲】

（7）知人等への支援

若者は、支援機関の相談窓口ではなく、個人的なつながりで、友人等の身近な者に相談する傾向があると言われている。また、悩みを打ち明けられ、相談を受けた身近な者が、対応に苦慮して自らも追い詰められていたり、希死念慮を抱えていたりする可能性がある。そのため、民間団体の活動に従事する人や、悩みを抱える者を支援する家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者も含む自殺対策従事者について、相談者が自殺既遂に至った場合も含めて心の健康を維持するための仕組みづくりを推進するとともに、心の健康に関する知見を生かした支援方法の普及を図る。【厚生労働省】【一部再掲】

（8）子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備

令和5年4月1日に設立が予定されているこども家庭庁と連携し、喫緊の課題として子ども・若者の自殺対策を更に強化するため、子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備を検討する。【厚生労働省、文部科学省】

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

（1）長時間労働の是正

長時間労働の是正については、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）による改正後の労働基準法において、事業場で使用者と過半数労働組合等が労働基準法第36条第1項に基づく労使協定を結ぶ場合に、法定労働時間を超えて

労働者に行わせることが可能な時間外労働の限度を、原則として月 45 時間かつ年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできないこととする内容とする罰則付きの時間外労働の上限規制等を導入した。【厚生労働省】

また、労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするため、労働基準法に根拠規定を設け、新たに、「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」（平成 30 年厚生労働省告示第 323 号）を定めた。【厚生労働省】

これらを踏まえ、いわゆる過労死・過労自殺を防止するため、過重労働による健康障害の防止に向け、長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底など労働基準監督署による監督指導を引き続き徹底していくとともに、これらの制度が円滑に施行されるよう、働き方改革推進支援センターや都道府県労働局等において、相談・支援を行う。【厚生労働省】

また、働く者が生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るため、勤務間インターバル制度の導入促進を図る。【厚生労働省】

加えて、労働時間の適正な把握を徹底するため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を行う。【厚生労働省】

コロナ禍で進んだテレワークの適切な運用を含め、職場のメンタルヘルス対策を更に推進する。【厚生労働省】

さらに、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止のための対策を推進する。【厚生労働省】【再掲】

昨今増加している副業・兼業を行う方については、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知を行う。【厚生労働省】

（2）職場におけるメンタルヘルス対策の推進

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止のための対策を推進する。【厚生労働省】【再掲】

また、職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、引き続き、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法の改正により平成 27 年 12 月に創設されたストレスチェック制度の実施の徹底を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及を図る。あわせて、ストレスチェック制度の趣旨を踏まえ、長時間労働などの量的負荷のチェックの視点だけでなく、職場の人間関係や支援関係といった質的負荷のチェックの視点も踏まえて、職場環境の改善を図っていくべきであり、ストレスチェック結果を活用した集団分析を踏まえた職場環境改善に係る取組の優良事例の収集・共有、職場環境改善の実施等に対する助成措置等の支援を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する。【厚生労働省】【再掲】

加えて、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトにおいて、総合的な情報提供や電話・メール・SNS相談を実施するとともに、各都道府県にある産業保健総合支援センターにおいて、事業者への啓発セミナー、事業場の人事労務担当者・産業保健スタッフへの研修、事業場への個別訪問による若年労働者や管理監督者に対するメンタルヘルス不調の予防に関する研修等

を実施する。【厚生労働省】【再掲】

小規模事業場に対しては、安全衛生管理体制が必ずしも十分でないことから、産業保健総合支援センターの地域窓口において、個別訪問等によりメンタルヘルス不調を感じている労働者に対する相談対応等を実施するとともに、メンタルヘルス対策等の取組に対する助成措置等を通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を強化する。【厚生労働省】【再掲】

また、「働き方改革実行計画」や「健康・医療戦略」に基づき、産業医・産業保健機能の強化、長時間労働の是正、法規制の執行の強化、健康経営の普及促進等をそれぞれ実施するとともに、それらを連動させて一体的に推進する。【経済産業省、厚生労働省】【再掲】

（3）ハラスメント防止対策

パワーハラスメント対策については、引き続き、ポータルサイトや企業向けセミナー等を通じて、広く国民及び労使に向けた周知・広報を行うとともに、労使の具体的な取組の促進を図る。【厚生労働省】【再掲】

さらに、全ての事業所においてパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントがあってはならないという方針の明確化や、その周知・啓発、相談窓口の設置等の措置が講じられるよう、また、これらのハラスメント事案が生じた事業所に対しては、適切な事後の対応及び再発防止のための取組が行われるよう都道府県労働局雇用環境・均等部（室）による指導の徹底を図る。【厚生労働省】【再掲】

13. 女性の自殺対策を更に推進する

我が国の自殺死亡率は、近年、全体としては低下傾向にあるものの、女性の自殺者数は令和2年に2年ぶりに増加し、令和3年も更に前年を上回った。女性の自殺対策は、妊産婦への支援を始め、女性特有の視点も踏まえ、講じていく必要がある。

（1）妊産婦への支援の充実

予期せぬ妊娠などにより身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、相談支援等を受けられるようにする支援等を含め、性と健康の相談センター事業等により、妊娠初期の方や予期せぬ妊娠をした方等の支援を推進する。【厚生労働省】

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、関係機関の連携を促進し、特定妊婦や飛び込み出産に対する支援を進める。【厚生労働省】

また、出産後間もない時期の産婦については、産後うつ等の予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化する。【厚生労働省】【再掲】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」において、子育て支援に関する必要な情報提供等を行うとともに、産後うつ等の予防等も含めた支援が必要な家庭を把握した場合には、適切な支援に結びつける。【厚生労働省】【再掲】

産後に心身の不調又は育児不安等を抱える者等に対しては、退院直後の母親等に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。【厚生労働省】

（2）コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援

やむを得ず職を失った方への支援として、ハローワークにおける非正規雇用労働者等に対す

る相談支援や、マザーズハローワーク事業として、子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援を実施する。【厚生労働省】

コロナ禍において女性の雇用問題が深刻化し、各種支援策が十分に届いていない状況があるとの指摘を踏まえ、コロナ禍に限らず日頃から、政府が実施している雇用に関する支援策の効果的なPR方法等も含めて、困難な問題を抱える方々に必要な支援が十分に行き渡るように取組を推進する。【厚生労働省】

配偶者等からの暴力の相談件数が高水準で推移していることも踏まえ、多様なニーズに対応できる相談体制の整備を進めるなど、被害者支援の更なる充実を図る。【内閣府】

また、新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性を始め様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援する。【内閣府】

（3）困難な問題を抱える女性への支援

性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】【再掲】

なお、令和6年4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されることも踏まえ、今後策定する「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」に基づき、必要な取組を推進する。【厚生労働省】

第5 自殺対策の数値目標

平成28年4月、基本法の改正により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して対処していくことが重要な課題であるとされた。したがって、最終的に目指すべきはそうした社会の実現であるが、前大綱において、当面の目標として、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることとされた。本大綱においても、引き続き、同様の数値目標を設定することとする。

なお、できるだけ早期に目標を達成できるよう努めるものとし、目標が達成された場合は、大綱の見直し期間にかかわらず、そのあり方も含めて数値目標を見直すものとする。

注）先進諸国の自殺死亡率は、WHO Mortality Database および各国の国勢調査によると、米国 14.9（2019）、フランス 13.1（2016）、カナダ 11.3（2016）、ドイツ 11.1（2020）、英国 8.4（2019）、イタリア 6.5（2017）となっており、日本においては 16.4（2020）である。

平成27年の自殺死亡率は 18.5 であり、それを 30%以上減少させると 13.0 以下となる。我が国の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計（平成29年推計）によると、令和7年には約1億2300万人になると見込まれており、目標を達成するためには自殺者数は約1万6000人以下となる必要がある。

第6 推進体制等

1. 国における推進体制

大綱に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、自殺総合対策会議を中心に、必要に応じて一部の構成員による会合を機動的に開催するなどして、厚生労働大臣のリーダーシップの下に関係行政機関相互の緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図る。

さらに、同会議の事務局が置かれている厚生労働省において、関係府省が行う対策を支援、促進するとともに、地域自殺対策計画策定ガイドラインの改訂版を作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定及び見直しを支援し、国を挙げて総合的な自殺対策を実施していく。特異事案の発生時等の通報体制を整備するとともに、関係府省緊急連絡会議を機動的に開催し、適切に対応する。

また、国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するための仕組みを設ける。

さらに、保健、医療、福祉、教育、労働、男女共同参画、高齢社会、少子化社会、青少年育成、障害者、犯罪被害者等支援、地域共生社会、生活困窮者支援その他の関連施策など関連する分野とも緊密に連携しつつ、施策を推進する。

また、指定調査研究等法人は、関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むための拠点として、精神保健的な視点に加え、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な視点から、国がPDCAサイクルを回すためのエビデンスに基づく政策支援を行い、併せて地域レベルの取組を支援する視点から、民間団体を含む基礎自治体レベルの取組の実務的・実践的支援の強化及び地域が実情に応じて取り組むための情報提供や仕組みづくり（人材育成等）を行う。

2. 地域における計画的な自殺対策の推進

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していくことが重要である。

このため、国は地域自殺対策計画策定ガイドライン、自殺実態プロフィールや政策パッケージを作成・提供するとともに、都道府県や政令指定都市において、地域自殺対策推進センターにより管内の市町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等が行われるよう支援する。また、都道府県及び政令指定市において、様々な分野の関係機関・団体によって構成される自殺対策連絡協議会等の自殺対策の検討の場の設置と同協議会等による地域自殺対策計画の策定・見直し等が推進されるよう、積極的に働きかけるとともに、情報の提供等適切な支援を行うこととする。また、市町村においても自殺対策の専任部署の設置や、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員の配置がなされるよう、積極的に働きかける。さらに、複数の地方公共団体による連携の取組についても、情報の提供等適切な支援を行うこととする。また、これらの地域における取組への民間団体等の参画が一層進むよう、地方公共団体に働きかける。

3. 施策の評価及び管理

自殺総合対策会議により、本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を把握し、その効果等を評価するとともに、これを踏まえた施策の見直しと改善に努める。

このため、厚生労働大臣の下に、中立・公正の立場から本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価するための仕組みを設けるとともに、ICTの活用により効果的に自殺対策を推進する。

4. 大綱の見直し

本大綱については、政府が推進すべき自殺対策の指針としての性格に鑑み、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、本大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う。

6-3 湯沢市自殺予防対策庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 関係部署の親密な連携により、自殺予防対策に総合的に取り組み、生きるための支援を推進し市民のかけがえのない命を守るため、湯沢市自殺予防対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺予防に係る情報収集及び連携に関すること。
- (2) 自殺予防対策の検討に関すること。
- (3) その他自殺予防対策に必要な事項の調整に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、連絡会議の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、連絡会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、福祉保健部健康対策課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年7月29日から施行する。

附 則（平成26年3月19日訓令第10号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第7号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月14日訓令第23号）

この訓令は、平成28年12月14日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第5号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第11号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年年1月8日訓令第1号）

この訓令は、令和3年1月8日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓令第3号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日訓令第3号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

6-4 雄勝地域自殺予防「雄湯郷ふれあいネット」設置要綱

1. 目的

秋田県における自殺率は依然として全国平均を上回る状態が続いており、極めて憂慮される状況にある。

当管内においても、従来より保健・福祉関係機関による対策を講じているものの、依然として深刻な状況にある。

このため、従来の相談ネットに、管内の関係機関・団体からなる見守り（啓発）ネットを加えた「雄湯郷ふれあいネット」を構築し、自殺予防対策の推進を図るものとする。

2. 構成機関・団体

1) 本ネットは次の機関・団体により構成する。

管内の民生児童委員協議会、社会福祉協議会、ボランティア団体、精神障害者社会復帰施設、基幹相談支援センター、医師会、病院、薬剤師会、看護協会、介護支援専門員連絡協議会、農業協同組合、商工会議所、警察署、消防署、郵便局、公共職業安定所、労働基準監督署、教育機関、市町村、雄勝地域振興局

2) 本ネットに協力する上記以外の機関・団体は、適宜加えることとする。

3. 実施事項

雄湯郷ふれあいネットの実施に関する以下の協議を行う。

- 1) 自殺予防に関する関係機関・団体の活動の情報交換
- 2) 自殺予防、心の健康づくりに関する広報啓発
- 3) ネットワーク活動推進に向けての検討
- 4) その他自殺予防、心の健康づくりに関する事項

4. ネットワーク会議の開催

本ネットを効果的に機能させるため、ネットワーク会議を開催する。

5. 主催（事務局）

秋田県雄勝地域振興局福祉環境部

附則

この要領は、平成16年11月16日から施行する。

この要領は、平成29年8月10日から施行する。（構成機関：基幹相談支援センター、病院追加）

この要領は、令和5年1月20日から施行する。（目的の一部を更新）

この要領は、令和5年10月13日から施行する。（目的の一部を更新）

6-5 湯沢市自殺対策計画策定経過

令和5年	4月	◇市民アンケートの実施
	5月	◇雄湯郷ふれあいネットワーク構成機関 自殺対策事業評価
	7月	◇庁内担当課 自殺対策事業評価
	8月4日	◇自殺対策庁内連絡会議関係者および管理職研修会 講演「生きることの包括的な支援」の実践 ～自殺対策の動向と自治体職員の役割～ 講師 NPO 法人自殺対策センターライフリンク 代表 清水 康之 氏 管理職員出席者 38名
	10月20日	◇雄湯郷ふれあいネットワーク会議 自殺対策計画（素案）について意見聴取 ◇計画案の修正
	10月	◇自殺対策庁内連絡会議委員に計画案の意見聴取 ◇計画案の修正
	11月	◇庁議にて自殺対策計画（素案）報告
	12月	◇パブリックコメント ◇計画案修正
令和6年	3月	◇湯沢市自殺対策計画（第二次）成案完成

湯沢市自殺対策計画（第2次）

～誰も自殺に追い込まれることのない“生き心地の良い湯沢”を目指して～

令和6年3月

発行 秋田県湯沢市

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

編集 湯沢市福祉保健部健康対策課

